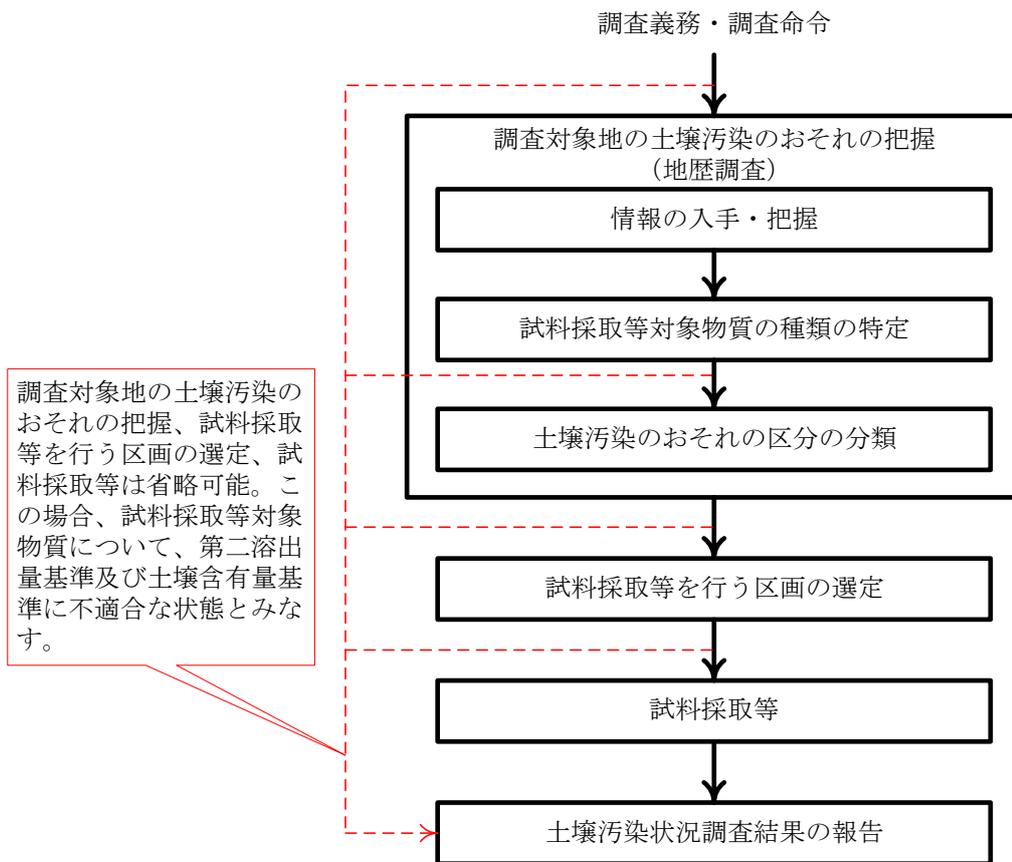


第2章 土壤汚染状況調査

2.1 土壤汚染状況調査の手順

法第3条第1項、法第4条第2項及び法第5条第1項の土壤汚染状況調査の方法は、基本的に同じ方法である。なお、この方法よりも詳細な方法で調査を行うことも認められる（通知の記の第3の1(6)）。

通常の土壤汚染状況調査における調査の手順を、図2.1-1に示す。



※調査対象地の土壤汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定、試料採取等を省略した場合、土壤汚染状況調査の追完ができる。

図 2.1-1 通常の土壤汚染状況調査（基本となる調査）の手順

調査対象地の土壤汚染のおそれの把握（地歴調査）の結果、調査対象地の試料採取等対象物質がシアン化合物を除く第二種特定有害物質であり、かつ、人為的原因を確認できない場合については、専ら地質的に同質な状態で汚染が広がっているいわゆる自然由来の土壤汚染であることから、この特性を踏まえた適切かつ効率的な調査の観点から、通常の土壤汚染状況調査とは別の方法によって調査を行わなければならないこととする（規則第10条の2及び通知の記の第3の1(6)⑩）。

地歴調査の結果、調査対象地が公有水面埋立法（大正10年法律第57号）による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、調査対象地に専ら当該造成時の水面埋立て

用材料に由来する汚染のおそれがあると認められるときは、通常の土壌汚染状況調査の方法では汚染のおそれの把握が十分でない可能性があることから、通常の土壌汚染状況調査とは別の方法によって調査を行わなければならないこととする(規則第10条の3及び通知の記の第3の1(6)⑫)。

以下では、「通常の土壌汚染状況調査」のことを「基本となる調査」という。

土壌汚染状況調査では、試料採取等を行う区画の選定以降について、「基本となる調査」を行う場合のほかに、「自然由来による土壌汚染地における調査の特例」(以下「自然由来特例の調査」という。)を行う場合及び「公有水面埋立法に基づき埋め立てられた調査の特例」(以下「水面埋立地特例の調査」という。)を行う場合がある。

人為的原因による土壌汚染のおそれがある土地の部分においては「基本となる調査」を行い、専ら自然由来の土壌汚染のおそれがある土地の部分においては「自然由来特例の調査」を、専ら水面埋立て用材料由来の土壌汚染のおそれのある土地の部分においては「水面埋立地特例の調査」を行う。

専ら自然由来の土壌汚染のおそれがある土地の部分のうち、自然由来汚染盛土のおそれがある土地の部分については、1.3で前述したとおり、自然由来で汚染された土壌による盛土部分の位置と盛土の工事完了時期の関係に基づき自然由来汚染盛土とみなすことができる土地の場所を設定している。このような土地においては、当該盛土部分の位置等に応じて、以下のとおり異なる調査の方法を用いる。

- ① 改正法施行前(平成22年3月31日以前)に完了した工事により盛土された土壌であり、当該土壌を掘削した地層と同質な状態でつながっている地層が当該土地の深さ10m以浅に分布している範囲(公有水面埋立地は除く。)については、(4)、4で後述するように、試料採取等を行う区画の選定以降について、自然由来特例の調査の方法により調査を行うこととする。
- ② 改正法施行後(平成22年4月1日以降)に完了した工事により盛土された土壌であり、かつ、当該土壌を掘削した地層と同質な状態でつながっている地層が当該土地の深さ10m以浅に分布している場合であって、自然由来で汚染された土壌の掘削と当該土壌による盛土が当時の同一事業で行われたもの、又は、自然由来で汚染された土壌が掘削された土地と当該土壌で盛土された土地の間の距離が900m以上離れていないもの(公有水面埋立地は除く。)である場合には、(4)、4で後述するように、試料採取等を行う区画の選定以降について、自然由来特例の調査の方法により調査を行うこととする。
- ③ 改正法施行前(平成22年3月31日以前)に完了した工事により盛土された土壌であり、当該土壌を掘削した地層と同質な状態でつながっている地層が当該土地の深さ10m以浅に分布していない(いずれの深さにも分布していない又は10mより深部に分布している)場合(公有水面埋立地は除く。)については、調査結果を評価する段階で自然由来汚染盛土への該当性を判断することとし、基本となる調査の方法により調査を行うこととする。
- ④ 公有水面埋立地の範囲については、当該盛土部分の土壌が自然由来汚染盛土と判断される可能性はない。しかし、当該造成時の水面埋立て用材料である場合があることから、当該造成時の水面埋立て用材料に該当する場合は水面埋立地特例の調査の方法により調査を行うことになり、当該造成後の新たな盛土材料に該当する場合は基本となる調査の方法により調査を行うことになる。
- ⑤ 上記の①～④に該当せず、かつ、自然由来で汚染されたおそれのある盛土部分の土壌がある土地の部分については、当該盛土部分の土壌汚染が自然由来汚染盛土と判断される可能性はなく、盛土部分の土壌に人為的な土壌汚染のおそれがある土地の部分として扱い、基本となる調査の方法により調査を行う。

専ら自然由来の土壌汚染のおそれがある土地のうち、自然由来で汚染された地層の土壌を盛土材料に用いたことによる盛土部分の土壌汚染のおそれがある土地の部分についての土壌汚染状況調査

の方法は、表 2.1-1 に示すとおりである。

表 2.1-1 専ら自然由来で汚染された地層の土壌を盛土材料に用いたことによる盛土部分の土壌汚染のおそれがある土地の部分における土壌汚染状況調査の方法と評価

自然由来で汚染された土壌による盛土部分の位置	自然由来で汚染された盛土部分の土壌の調査方法	調査結果の評価において「自然由来汚染盛土」と判断される条件
盛土部分の土壌を掘削した地層と同質な状態につながっている地層が深さ 10m以浅に分布している土地の場所(公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地は除く。)であり、次のいずれかに該当するもの ・改正土壌汚染対策法施行前(平成 22 年 3 月 31 日以前)に完了した工事によるもの ・改正土壌汚染対策法施行後(平成 22 年 4 月 1 日以降)に完了した工事によるものであって、自然由来で汚染された土壌の掘削と当該土壌による盛土が当時の同一事業で行われたもの、又は、自然由来で汚染された土壌が掘削された場所と当該土壌で盛土された場所の間の距離が 900m以上離れていないもの	自然由来特例の調査	第二溶出量基準に適合していること
改正土壌汚染対策法施行前(平成 22 年 3 月 31 日以前)に完了した工事による盛土部分の土壌があり、当該土壌を掘削した地層と同質な状態につながっている地層が深さ 10m以浅に分布していない(分布していない又は深さ 10mより深部に分布している)土地の場所(公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地は除く。)	基本となる調査	専ら自然由来で汚染された地層から掘削した土壌が盛土材料として使用されていると判断される場合であり、かつ、第二溶出量基準に適合していること
改正土壌汚染対策法施行後(平成 22 年 4 月 1 日以降)に完了した工事による盛土部分の土壌のある土地(公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地は除く。)であり、次のいずれかに該当するもの。 ・自然由来で汚染された土壌の掘削と当該土壌による盛土が当時の同一事業で行われたものでないもの、かつ、自然由来で汚染された土壌が掘削された場所と当該土壌で盛土された場所の間の距離が 900m以上離れているもの ・当該土壌を掘削した地層と同質な状態につながっている地層が深さ 10m以浅に分布していない(分布していない又は深さ 10mより深部に分布している)土地の場所	基本となる調査	自然由来汚染盛土と判断されることはない(人為的原因による汚染土壌とみなされる)
公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地の場所	基本となる調査又は水面埋立法特例の調査	自然由来汚染盛土と判断されることはない(人為的原因による汚染土壌とみなされる)

(1) 調査対象地

1) 法第 3 条調査

調査対象地は、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地であった土地のすべての区域が対象となる(法第 3 条第 1 項)。

「敷地」とは、工場・事業場の区域の全体を指し、建築物が設置されていた場所に限定さ

れない。この「敷地」についての考え方は、「建築物の敷地」と規定されている場合を除き、他の規定についても共通である（通知の記の第3の1(1)）。

2) 法第4条調査

法第4条調査では、調査対象地の範囲は都道府県知事から示されることとなる（規則第27条第1号及び通知の記の第3の1(6)②）。

調査対象地は、法第4条第1項の届出に係る3,000㎡以上の土地の形質の変更が行われる土地のうち、いわゆる掘削部分であって、都道府県知事が、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令に定める基準に該当すると認めた土地の場所である（法第4条第2項及び通知の記の第3の2(4)）。

3) 法第5条調査

法第5条調査では、調査対象地の範囲は都道府県知事から示されることとなる（令第4条第1項第1号及び通知の記の第3の1(6)②）。

調査対象地は、都道府県知事が当該土地若しくはその周辺の土地の土壌又は当該土地若しくはその周辺の土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等を勘案し、人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において定めた区域となる（令第4条第2項）。

(2) 調査対象地の土壌汚染のおそれの把握（地歴調査）

調査実施者は、調査対象地及びその周辺の土地について、その利用の状況、特定有害物質の使用等の状況、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を入手・把握し、試料採取等の対象とすべき特定有害物質の種類の特定制及び調査対象地の土壌汚染のおそれの区分の分類を行う（規則第3条第1項～第6項）。これら一連の、調査対象地における特定有害物質による土壌汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握するための調査を「地歴調査」という（通知の記の第3の1(6)③ア）。

ここで、調査実施者とは、土地の所有者等ではなく、土地の所有者等から委託されて土壌汚染状況調査を行う指定調査機関を指す（法第3条第1項）。

また、ここでいう「周辺の土地」とは、調査対象地の周辺の土地であって当該調査対象地における汚染のおそれを把握する上で参考となる情報に係る土地のことであり、例えば、調査対象地と同じ埋立材により一体的に造成された土地であって、土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査により、その汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかとなっている土地が想定される。調査実施者は、かかる「周辺の土地」に関する情報についても、都道府県から情報を入手することを含め、自ら積極的に情報収集を行うことが望ましい（通知の記の第3の1(6)③ア）。

1) 情報の入手・把握

地歴調査では、調査実施者が以下の情報を収集する（通知の記の第3の1(6)③ア）。

- ① 調査対象地の利用の状況に関する情報
 - ・ 調査対象地の用途に関する情報
 - ・ 汚染のおそれが生じた地表の位置に関する情報
- ② 特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報

- ・ 特定有害物質の埋設等、使用等又は貯蔵等に関する情報

調査実施者は、これらの情報を、可能な限り過去に遡り、資料収集、関係者からの聴取及び現地確認の方法により収集する（通知の記の第3の1(6)③ア）。

なお、調査実施者が地歴調査においてなすべき調査の項目及びその手順については、「土壤汚染状況調査における地歴調査について」（平成23年7月26日付け環水大土発第110725002号環境省水・大気環境局土壤環境課長通知）により別途通知しているため、当該通知を参照されたい（通知の記の第3の1(6)③ア）。

地歴調査において情報の入手対象とする特定有害物質の種類は、法第3条調査では、すべての特定有害物質の種類（25物質）となり（規則第3条第1項）、法第4条調査及び法第5条調査では調査命令に係る書面に記載された特定有害物質の種類となる（規則第27条第1号及び令第4条第1項第1号）。

なお、改正規則では、専ら自然由来による汚染のおそれがある場合（自然由来汚染盛土が存在するおそれがある場合を含む）及び公有水面埋立地において専ら水面埋立て用材料による汚染のおそれがある場合については、試料採取等区画の選定及び試料採取等の方法の特例が設けられたことから、調査実施者は、地歴調査において、これらによる汚染のおそれについても適切に把握しなければならない。

2) 試料採取等対象物質の特定

調査実施者は、当該調査対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがあると認められる特定有害物質の種類について、土壤その他の試料の採取及び測定（以下「試料採取等」という。）の対象とする（規則第3条第2項本文）。

ア. 法第3条調査

法第3条調査では、調査実施者が、調査対象地における特定有害物質による土壤汚染のおそれを推定するために地歴調査を行い、25種の特定有害物質のうち、試料採取等の対象とすべき特定有害物質の種類（以下「試料採取等対象物質」という。）を選定する（規則第3条第2項）。

調査実施者が地歴調査を十分に行わなかった場合には、土壤汚染のおそれの区分の分類において、土壤汚染が存在するおそれがない、又は少ないと判断される土地が減ることとなり、結果として、より詳細な調査を求められることになる（通知の記の第3の1(6)③ア）。

試料採取等対象物質は、公的届出資料等行政保有情報により判明することも考えられる。このため、調査実施者は、都道府県知事に対し、試料採取等の対象とすべき特定有害物質の種類を通知することを申請することができる（規則第3条第3項）。調査実施者は、この申請の際、地歴調査において試料採取等の対象とすべきと判断した特定有害物質の種類及びその理由等汚染のおそれを推定するために有効な情報を添えて行う必要がある（規則第3条第5項、通知の記の第3の1(6)③ア）。

都道府県知事は、この申請を受けて、調査対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類があると認めるときは、当該申請を受けた日から起算して30日以内に当該特定有害物質の種類を調査実施者に通知しなければならない（規則第3条第3項）。ここにいう「土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないおそれがある特定有害物質の種類」とは、規則第26号各号の履歴等に係る特定有害物質の種類であり、調査対象地における過去の土壤

の汚染の状況に関する調査の結果、その汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかとなった特定有害物質、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等、使用等又は貯蔵等の履歴に係る特定有害物質及びその分解生成物等がこれにあたる（通知の記の第3の1(6)③ア）。

また、調査実施者は、都道府県知事から調査対象地において土壌汚染のおそれがある特定有害物質の種類を通知を受けた場合、当該通知に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類については、試料採取等対象物質としないことができるが（規則第3条第2項ただし書）、任意に試料採取等の対象とした場合には、その結果を土壌汚染状況調査の結果として報告することができる（通知の記の第3の1(6)③ア）。

また、調査実施者は、当該申請をすることなく、試料採取等対象物質を確定することも可能であるが、上記の行政保有情報により汚染のおそれがあると思料される特定有害物質の種類を網羅していない場合には、当該網羅されていない特定有害物質の種類について、法第3条第3項に基づき再調査を命じられる可能性がある（通知の記の第3の1(6)③ア）。

イ. 法第4条調査及び法第5条調査

法第4条調査及び法第5条調査では、調査の命令に係る書面に記載された特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類について、調査実施者は試料採取等の対象としないことができる（規則第3条第2項第2号）。

規則第27条第1号及び令第4条第1項第1号により調査の対象とすることとされた特定有害物質の種類のほか、地歴調査により汚染のおそれがあることが判明した特定有害物質の種類がある場合において、後者を試料採取等対象物質とすることなく、土壌汚染状況調査の結果を報告したときは、都道府県知事は後者について改めて法第4条第2項及び法第5条1項の命令を発出する必要がある（通知の記の第3の2(5)）。

3) 土壌汚染のおそれの区分の分類

調査実施者は、(2)の地歴調査により把握した情報により、試料採取等対象物質ごとに、調査対象地を土壌汚染が存在するおそれに応じて以下の3種類の区分に分類する（規則第3条第6項）。

ア. 土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地

特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等を行っていた土地や、その使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地からその用途が全く独立している状態が継続している土地を指す（通知の記の第3の1(6)③イ(イ)）。

土地の用途としては、従業員の福利厚生目的等事業目的の達成以外のために利用している土地である。具体的には、調査対象地の履歴を可能な限り過去に遡った結果、当初から、専ら次のような用途のみに利用されていた土地が該当する（通知の記の第3の1(6)③イ(イ)）。

- ・ 山林、緩衝緑地、従業員用の居住施設や駐車場、グラウンド、体育館、未利用地等

なお、法第5条調査に基づく調査の対象となる土地の区域には、この区分に分類される土地は、通常、含まれることはないと考えられる（通知の記の第3の1(6)③イ(イ)）。

イ. 土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地

直接に特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地ではないが、当該敷地から、その用途が全く独立しているとはいえない土地を指す（通知の記の第3の1(6)③イ(ロ)）。

土地の用途としては、事業目的の達成のために利用している土地であって、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等、使用等又は貯蔵等を行う施設の敷地以外の土地である。具体的には、当該施設の設置時から、専ら次のような用途のみに利用されていた土地で、直接に特定有害物質の埋設等、使用等又は貯蔵等をしていない土地が該当すると考えられる（通知の記の第3の1(6)③イ(ロ)）。

- ・ 事務所（就業中の従業員が出入りできるものに限る。）、作業場、資材置き場、倉庫、従業員用・作業車用通路、事業用の駐車場、中庭等の空き地（就業中の従業員が出入りできるものに限る。）、複数の工場棟を有する場合において有害物質使用特定施設と一連の生産プロセスを構成していない工場棟の敷地等

ウ. それ以外の土地（ア及びイ以外の土地）

ア及びイ以外の土地は、土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地であり、次の土地が想定される（通知の記の第3の1(6)③イ(ハ)）。

- ・ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等が行われた土地
- ・ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地
- ・ 上記の施設を設置している土地、当該施設と繋がっている配管、当該施設と配管で繋がっている施設及びその建物、当該施設及びその関連施設の配水管及び排水処理施設

調査対象地についての土壤汚染のおそれの区分の分類は、試料採取等対象物質ごと、汚染のおそれが生じた場所の位置ごとに行う必要がある。

なお、自然由来の土壤汚染のおそれ及び水面埋立て用材料由来の土壤汚染のおそれに対しては、いずれも、調査対象地全体を土壤汚染のおそれのある土地とするのが基本であるが、地歴調査の結果からそれらによる土壤汚染のおそれがないことが明らかな部分が一部にある場合には、その部分はそれらによる土壤汚染のおそれのない土地であると判断し、調査対象地に含まない。

また、自然由来汚染盛土が存在するおそれに対しては、以下のとおり判断する。

- ・ 当該土壤を掘削した地層と同質な状態でつながっている地層が当該土地の深さ 10m 以浅に分布している土地については、調査対象地全体を土壤汚染のおそれのある土地とするのが基本であり、地歴調査の結果から当該地層及び自然由来で汚染された盛土材料による土壤汚染のおそれがないことが明らかな部分が一部にある場合には、その部分はそれらによる土壤汚染のおそれのない土地であるとする。
- ・ 当該土壤を掘削した地層と同質な状態でつながっている地層が当該土地の深さ 10m 以浅に分布していない土地については、自然由来で汚染された盛土材料による土壤汚染のおそれに基づき、調査対象地を上記ア、イ及びウの3種類の区分に分類する。

4) 調査対象地の土壌汚染のおそれの把握等の省略

法第3条調査、法第4条調査及び法第5条調査において、調査実施者は、調査対象地の土壌汚染のおそれの把握等を行わないことができる(規則第11条第1項及び通知の記の第3の1(6)⑬)。

この場合には、調査対象地全域について、25種のすべての特定有害物質が第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にあるものとみなされる(規則第11条第2項及び通知の記の第3の1(6)⑬ア)。

また、土壌汚染のおそれの把握のうち、試料採取等対象物質の種類の特定期間までを行い、以降の調査の過程を省略する場合には、試料採取等対象物質の種類についてのみ、第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にあるものとみなされることになる(規則第11条第2項)。

法第3条調査において、土壌汚染のおそれの把握のうち都道府県知事に試料採取等の対象とすべき特定有害物質の種類を通知の申請をし、当該通知を受けた場合は、当該通知により試料採取等対象物質として確定した特定有害物質の種類についてのみ、第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にあるものとみなされることになる(通知の記の第3の1(6)⑬ア)。

なお、法第4条調査及び法第5条調査において省略した場合は、当該調査の命令を行う書面に記載された特定有害物質の種類について第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にあるものとみなされることになる(規則第3条第2項第2号参照。通知の記の第3の1(6)⑬ア)。

自然由来汚染盛土のおそれがある盛土部分について行う基本となる調査(2.1及び表2.1-1参照)において、調査対象地の土壌汚染のおそれの把握等を省略した場合、自然由来汚染盛土と判断される条件(表2.1-1参照)への該当性が不明、すなわち、専ら自然由来で汚染された地層から掘削した土壌が盛土材料として使用されていると判断することができず、かつ、第二溶出量基準に適合していることが確認できないことから、人為的原因により第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある盛土部分とみなされることになる。

(3) 試料採取等を行う区画の選定

1) 単位区画の設定等

ア. 基本的な起点及び単位区画の設定

調査実施者は、調査対象地の最北端の地点(複数ある場合はそのうち最も東の地点)を起点として、東西南北方向に10m四方の格子状に、調査対象地を区画する(規則第4条第1項本文、通知の記の第3の1(6)④ア)。

ただし、調査対象地の境界部分に100㎡未満の区画が多数生じ、必要以上に区画の数が多くなる場合があることから、一定の方向に格子の線を回転させることにより区画の数を減らすことができること、一定条件に適合する場合には、100㎡未満の区画を隣接する区画と合わせることができることとしている(規則第4条第1項ただし書及び第2項並びに通知の記の第3の1(6)④ア)。

これらの方法により区画された調査対象地を「単位区画」と呼ぶ(通知の記の第3の1(6)④ア)。

イ. 30m格子の設定

土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地を含む単位区画（以下「一部対象区画」という。）については、900 m²単位で試料採取等を行うことになることから、調査対象地を同じ起点を基に、原則として東西方向及び南北方向に30m間隔で引いた線により調査対象地を区画（以下「30m格子」という。）する（規則第4条第3項第2号）。

ウ. 法第4条調査の場合の特例

法第4条第2項の調査命令に基づき土壤汚染状況調査を行う場合において、当該命令に係る同条第1項の規定による届出の対象となった土地（形質を変更しようとする土地）の区域内に調査対象地が複数あるときは、上記アの規定に関わらず、当該複数ある調査対象地の起点のうち、最も北にあるもの（当該地点が複数ある場合にあっては、そのうち最も東にあるもの）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により当該複数ある調査対象地を区画することができる（規則第5条及び通知の記の第3の1(6)④ア）。

2) 試料採取等を行う区画の選定

調査実施者は、試料採取等対象物質ごとに、土壤汚染のおそれの区分により分類した土地について、以下のとおり試料採取等を行う単位区画を選定する（規則第4条第3項）。

- ① 土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地を含む単位区画は、10m格子ごとに試料採取等区画とする。
- ② 土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地を含む単位区画（一部対象区画）は、一部対象区画を含む30m格子ごとに試料採取等区画を選定することとなる。

上記①の単位区画を「全部対象区画」という。

試料採取等区画の選定は、試料採取等対象物質ごと、汚染のおそれが生じた場所の位置ごとに行う必要がある。そのため、一の単位区画が、ある汚染のおそれが生じた場所の位置に対しては全部対象区画に該当し、別の汚染のおそれが生じた場所の位置に対しては一部対象区画に該当するというケースも考えられる。

以下に、そのようなケースの例を示す。

- ・ 地下配管の位置する深度に対しては全部対象区画に該当し、地表に対しては一部対象区画に該当するケース
- ・ 複数の工場又は事業場が立地していた履歴が認められ、盛土が行われる前の地表（旧地表）に対しては全部対象区画に該当し、盛土が行われた後の地表（現地表）に対しては一部対象区画に該当するケース

3) 試料採取等を行う区画の選定の省略

法第3条調査、法第4条調査及び法第5条調査において、調査実施者は、試料採取等を行う区域の選定等を省略することができる（規則第13条第1項）。その場合、すべての区域が基準不適合土壤の存在するおそれがないと認められる土地に分類される単位区画を除き、調査対象地のそれ以外の区域を、試料採取等対象物質について第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にあるとみなす（規則第13条第2項）。

自然由来汚染盛土のおそれがある盛土部分について行う基本となる調査(2.1及び表2.1-1参照)において、試料採取等を行う区画の選定を省略した場合、(2)4)で述べた理由により、人為的原因により第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある盛土部分とみなされることになる。

4) 公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地に係る試料採取等を行う区画の選定の省略

地歴調査の結果、当該調査対象地が公有水面埋立法による公有水面埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、当該調査対象地が専ら当該造成時の水面埋立て用材料に含まれる特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認められるときは、通常の土壌汚染状況調査の方法では汚染のおそれの把握が十分でない可能性があることから、規則第10条の3の「公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地における調査の特例」(4)5)参照)の調査方法によって調査を行わなければならない(通知の記の第3の1⑫)。そのため、公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地については、その調査方法が通常の土壌汚染状況調査の方法とは異なることを鑑み、(5)3)で後述する「公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地に係る試料採取等を行う区画の選定等の省略」を設けることとした(通知の記の第3の1(3)⑬)。

「公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地に係る試料採取等を行う区画の選定等の省略」では、公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、調査対象地の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら当該造成時の水面埋立て用材料に由来するおそれがあると認められるときは、地歴調査のみを行い、その後の調査の過程を省略することができることとしており(規則第13条の2第1項及び通知の記の第3の1(3)⑬㌘)、その場合の評価は(5)3)に後述するとおりである(規則第13条の2第2項及び通知の記の第3の1(3)⑬㌙)。

なお、(4)4)で後述する自然由来特例の調査では、地歴調査の結果、自然由来による土壌汚染である可能性がある土地について、規則第10条の2に定める調査方法により調査を行わなければならない、この場合は試料採取等を行う区画の選定等を省略することは認められていない。

(4) 試料採取等の実施

1) 試料採取等

調査実施者は、調査対象地について、試料採取等の対象とされた単位区画の土壌において、試料採取等対象物質に応じて以下のとおり試料採取等を行う(表2.1-1)。

人為的原因による土壌汚染のおそれと専ら自然由来の土壌汚染のおそれ(自然由来特例の調査の対象となるもの)又は専ら水面埋立て用材料由来の土壌汚染のおそれの両方が存在する場合、一次調査として人為的原因に対する試料採取等(基本となる調査)を行って人為的原因による土壌汚染の有無を把握し、その上で、二次調査として専ら自然由来の土壌汚染のおそれに対する自然由来特例の調査又は専ら水面埋立て用材料由来の土壌汚染のおそれに対する水面埋立地特例の調査を行うこととする。

なお、一次調査と二次調査を分けて行わずに、人為的原因による土壌汚染のおそれと自然由来又は水面埋立て用材料由来の土壌汚染のおそれの両方に対する調査を同時並行で行うこ

とも可能である。

また、人為的原因による土壌汚染のおそれと専ら自然由来の土壌汚染のおそれ（自然由来汚染盛土の存在するおそれに対する基本となる調査の対象となるもの）の両方が存在する場合は、両方の土壌汚染のおそれを対象とした基本となる調査を行うこととなる。

表 2.1-2 は、基本となる調査における試料採取等の概要である。

自然由来特例の調査及び水面埋立地特例の調査における試料採取等については、4)、5)で後述する。

表 2.1-2 試料採取等の概要

特定有害物質の種類		第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	第二種特定有害物質 (重金属等)	第三種特定有害物質 (農薬等)
試料採取の考え方	汚染のおそれが比較的多い土地	全部対象区画内の 1 地点	全部対象区画内の 1 地点	全部対象区画内の 1 地点
	汚染のおそれが少ない土地	30m 格子内の 1 地点	30m 格子内の 一部対象区画で 5 地点均等混合	30m 格子内の 一部対象区画で 5 地点均等混合
	汚染のおそれがない土地	必要なし	必要なし	必要なし
調査方法		土壌ガス調査 ↓ ボーリング調査 (土壌溶出量調査)	土壌溶出量調査 土壌含有量調査	土壌溶出量調査

ア. 第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）

第一種特定有害物質については、土壌中の気体の採取及び当該気体に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壌ガス調査」という。）を行う（規則第 6 条第 1 項第 1 号）。

全部対象区画では、地表から概ね 0.8～1.0m の深度の地中において土壌ガス（地下水面が高く、土壌中の気体の採取が困難と認められる場合にあつては、地表から概ね 1 m 下の地下水）を採取し、採取した土壌ガス（又は地下水）に含まれる試料採取等対象物質の量を測定する（規則第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号）。これにより、試料採取等対象物質が土壌ガスから検出、又は地下水から地下水基準に適合しない濃度で検出されたときは、土壌ガス又は地下水から試料採取等対象物質が検出された試料採取地点を含む部分ごとに、周辺の試料採取地点と比較して濃度が高く、基準不適合土壌が存在するおそれが最も多いと認められる地点で、当該試料採取等対象物質に係るボーリング調査（土壌溶出量調査）を実施する（規則第 8 条第 1 項及び第 2 項）。

ボーリング調査では、地表から深さ 10m までの土壌をボーリングにより採取して土壌溶出量を測定する。採取する土壌は、汚染のおそれが生じた場所の位置及び帯水層の底面の位置により定まることとなる（規則第 8 条第 2 項第 1 号）。

ボーリング調査における試料採取等対象物質は、土壌ガス調査により検出された試料等採取対象物質となる（規則第 8 条）。

また、30m 格子内に一部対象区画が含まれ、かつ、当該 30m 格子の中心が調査対象地の区域内にある場合には、当該 30m 区画の中心を含む単位区画（当該 30m 格子の中心が調査

対象地内にない場合には、30m格子内にある一部対象区画のいずれか一つ)で土壌ガス調査を行う(規則第4条第3項第2号イ)。

なお、第一種特定有害物質に関する試料採取等に係る特例として、土壌ガス調査を行わずにボーリング調査(土壌溶出量調査)を行うことを可能としている。この場合、全部対象区画及び一部対象区画に該当するすべての単位区画の中心(地歴調査により当該単位区画において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分における任意の地点)において、それぞれボーリング調査を行うことになる(規則第12条第1項)。

土壌ガス調査では、土壌中から揮発して地表近くまで上方拡散してくる第一種特定有害物質の濃度を測定することから、汚染のおそれが生じた場所の位置に関係なく、土壌ガス調査実施時の地表から概ね0.8~1.0mの深度の地中において土壌ガスを採取することとしている。

イ. 第二種特定有害物質(重金属等)

第二種特定有害物質については、全部対象区画について、汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50cmまでの土壌を採取し、混合して調整した1試料について、土壌溶出量及び土壌含有量を測定する。このとき、汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合は、地表から深さ5cmまでの土壌(以下「表層の土壌」という。)及び深さ5cmから50cmまでの土壌を採取し、両者を同じ重量ずつ混合した1試料について土壌溶出量及び土壌含有量を測定する(規則第6条第1項第2号、第3項及び第4項)。

なお、30m格子内に一部対象区画が含まれる場合には、当該30m格子内から任意に選定した5つの一部対象区画(一部対象区画の数が5以下の場合にはそれらすべて)のそれぞれにおいて上記の方法により土壌試料を採取し、さらにこれら調整した試料のすべてを同じ重量で混合した1試料をもって当該30m格子を代表する試料とし、土壌溶出量と土壌含有量を測定する(5地点均等混合法)(規則第4条第3項第2号ロ及び規則第6条第3項第3号)。

ここでいう「汚染のおそれが生じた場所の位置」とは、調査義務の契機となった有害物質使用特定施設が設置されるよりも前に設置されていた特定有害物質を使用等し、又は貯蔵等する施設が設置されていた時点の地表や特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が漏出した地下配管の高さ等を想定している(通知の記の第3の1(6)⑥イ(ロ))。

第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質についての土壌溶出量調査及び土壌含有量調査では、汚染のおそれが生じた場所の位置を考慮して土壌試料の採取深度を設定することとなる。

ウ. 第三種特定有害物質(農薬等)

第三種特定有害物質については、第二種特定有害物質と同様に土壌試料を調整し、土壌溶出量を測定する(規則第6条第1項第3号及び第3項)。

2) 汚染範囲確定のための試料採取等

ア. 第一種特定有害物質

第一種特定有害物質に係る 30m格子による土壌ガス調査において、気体（土壌ガス）から試料採取等対象物質が検出されたとき（又は地下水から採取された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しなかったとき）は、当該 30m格子にあるすべての一部対象区画（既に調査を実施した一部対象区画は除く）でそれぞれ土壌ガス調査を実施する（規則第 7 条第 1 項）。

イ. 第二種特定有害物質

第二種特定有害物質に係る 30m格子による土壌溶出量調査及び土壌含有量調査において、当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しなかったときは、当該 30m格子にあるすべての一部対象区画において、土壌溶出量調査又は土壌含有量調査を実施する（規則第 7 条第 2 項）。

ウ. 第三種特定有害物質

第三種特定有害物質に係る 30m格子による土壌溶出量調査において、当該土壌溶出量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しなかったときは、当該 30m格子にあるすべての一部対象区画において土壌溶出量調査を実施する（規則第 7 条第 2 項）。

3) 法第 5 条調査に係る特例

法第 5 条第 1 項の命令に基づく調査（地下水等の摂取によるリスクの観点から法第 5 条調査を命じられた場合に限る。）については、2) までの調査において土壌汚染が判明せず、調査対象地に土壌溶出量基準及び第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるとみなされる土地がないときには、さらに追加的なボーリング調査（地下水調査及び土壌溶出量調査）を行うこととする（表 2.1-3）（規則第 10 条第 1 項及び通知の記の 3 の 1 (6)⑩）。

地下水調査では、基準不適合土壌（土壌溶出量基準に係るものに限る。）が存在することが明らかな場所 1 地点又は存在する可能性が高い場所 1 地点において、地下水基準に適合しないおそれが多いと認められる帯水層に含まれる地下水の調査を行うこととしている（規則第 10 条第 1 項第 1 号イ及び第 2 号イ並びに通知の記の第 3 の 1 ⑩ア及びイ）。

この地下水調査の結果、当該地下水が地下水基準に適合しない場合には、当該地下水汚染の確認された帯水層の底面までの土壌をボーリングにより採取して土壌溶出量を測定する。この場合において、試料採取深度は、地下水汚染の確認された帯水層の底面までであり、地表から深さ 10m までの土壌に限定されないことに注意されたい。また、試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質であり、表層の土壌と深さ 5～50 cm の土壌を採取した場合にあっては、2 種類の土壌の重量が均等になるように混合し、土壌溶出量を測定することとしている（通知の記の第 3 の 1 ⑩ア及びイ）。

これは、当該土地の土壌汚染により地下水汚染が生じ、又は生ずることが確実であると認められることから法第 5 条の調査が命じられており、土壌ガス調査や、土壌溶出量調査では深層部の土壌汚染の存在の有無を十分に把握できないおそれがあることを考慮したものであ

り、より確実に当該土地の土壤汚染の存在の有無を確認するために行うものである。

なお、直接摂取によるリスクの観点からのみ法第5条の調査が命じられた土地では、土壤含有量調査で土壤含有量基準に適合していれば当該土地における土壤の直接摂取によるリスクにより人の健康に係る被害が生じるおそれがないことから、追加的なボーリング調査（地下水調査及び土壤溶出量調査）を行う必要はない。

表 2.1-3 法第5条調査の特例による試料採取等の概要

特定有害物質の種類	第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	第二種特定有害物質 (重金属等)	第三種特定有害物質 (農薬等)
試料採取の考え方	土壤溶出量基準不適合土壤が存在することが明らかである場所又は存在する可能性が高い場所1地点	土壤溶出量基準不適合土壤が存在することが明らかである場所又は存在する可能性が高い場所1地点	土壤溶出量基準不適合土壤が存在することが明らかである場所又は存在する可能性が高い場所1地点
調査方法	ボーリング調査 (地下水調査) ↓ ボーリング調査 (土壤溶出量調査)	ボーリング調査 (地下水調査) ↓ ボーリング調査 (土壤溶出量調査)	ボーリング調査 (地下水調査) ↓ ボーリング調査 (土壤溶出量調査)

4) 自然由来の土壤汚染地における調査の特例（自然由来特例の調査）

地歴調査の結果、調査対象地の試料採取等対象物質がシアン化合物を除く第二種特定有害物質であり、かつ、人為的原因を確認することができない場合については、専ら地質的に同質な状態で汚染が広がっているいわゆる自然由来の土壤汚染である可能性があることから、この特性を踏まえた適切かつ効率的な調査の観点から、通常の土壤汚染状況調査とは別の調査方法によって調査を行わなければならないこととする（規則第10条の2）。

ア. 調査対象地の区画の方法

専ら自然由来の土壤汚染地については、調査対象地の最も離れた二つの30m格子内の各1地点の合計2地点で試料採取等を行うこととする。ただし、調査対象地が道路であって延長が900mを超える場合等、当該2地点が900m格子内に含まれないときは、当該900m格子ごとに2地点で試料採取等を行うこととする（表2.1-4）（規則第10条の2第1項第1号及び通知の記の第3の1⑩ア）。

なお、法第4条第2項の命令に基づき土壤汚染状況調査を行う場合において、土質が同じである層が連続してつながっていると推定し得る複数の調査対象地があるときは、当該複数の調査対象地を全体として一つの調査対象地とみなして、2地点の試料採取等を行うこととされたい（通知の記の第3の1⑩ア）。

専ら自然由来の土壤汚染地における土壤汚染状況調査の手順を図2.1-2に示す。

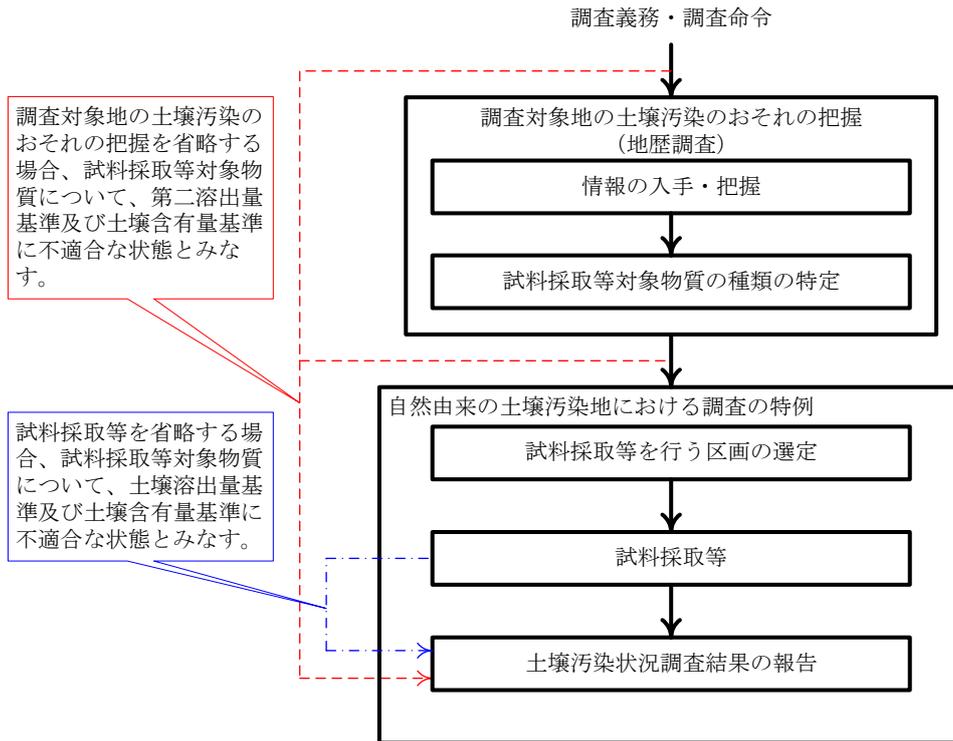


図 2.1-2 自然由来の土壌汚染地における土壌汚染状況調査の手順

表 2.1-4 自然由来の土壌汚染地における調査の特例による試料採取等の概要

特定有害物質の種類	シアン化合物を除く第二種特定有害物質（重金属等）
試料採取の考え方	最も離れた二つの 30m 格子内の各 1 地点の計 2 地点（ただし当該 2 地点が 900m 格子内に含まれないときは、当該 900m 格子ごとに 2 地点とする）
調査方法	ボーリング調査（土壌溶出量調査、土壌含有量調査）

イ. 試料採取等の方法

試料採取等の具体的な方法については、試料採取等の対象とされる単位区画において、以下のとおり試料採取等を行う（規則第 10 条の 2 第 1 項第 2 号イ及びロ並びに通知の記の第 3 の 1 (6)①イ）。

- ・ 基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる地層の位置が明らかでない場合にあつては、表層の土壌及び深さ 5～50 cm の土壌を採取するとともに、地表から深さ 10m までの 1m ごとの土壌をボーリングにより採取して土壌溶出量及び土壌含有量を測定する。
- ・ 地表から深さ 10m までにおいて当該地層の位置が明らかである場合にあつては、地表から深さ 10m までの土壌であつて当該地層内にあるものを採取して土壌溶出量及び土壌含有量を測定する。なお、当該土壌試料採取深度が当該地層内にない場合にあつては、当該地層内の任意の位置の土壌を採取し、土壌溶出量及び土壌含有量を測定する。

専ら自然由来のみで汚染された地層の土壌を盛土材料に用いたことによる専ら自然由来の土壌汚染地であり、当該土壌を掘削した地層と同質な状態につながっている地層が当該土地の深さ 10m 以浅に分布している場合においては、当該盛土材料による盛土部分及び当該同質な状態につながっている地層の両方をまとめたものが専ら自然由来の基準不適合土壌の存在するおそれが多いと認められる地層となる（図 2.1-3）。

以下では、両方をまとめた地層と区別するため、もともとの自然状態の地層のことを「自然地層」という。

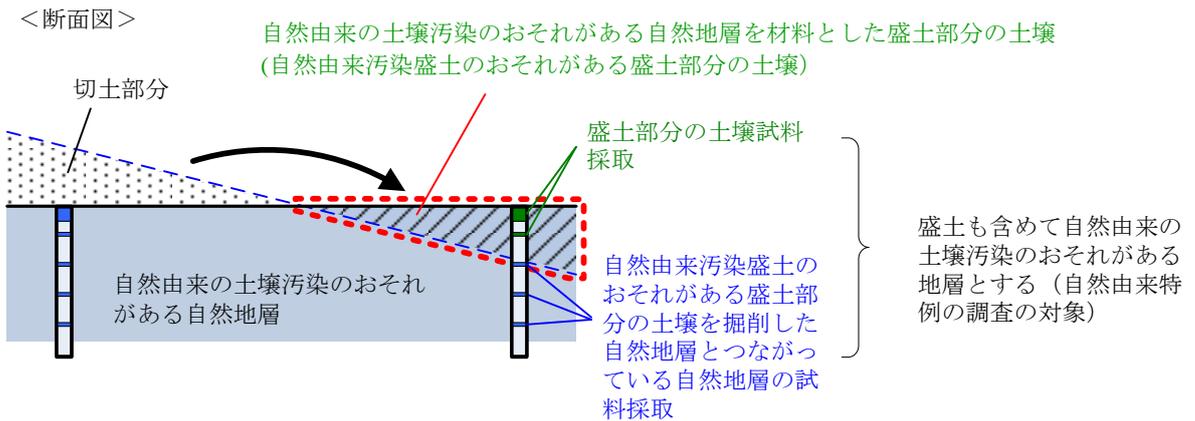


図 2.1-3 自然由来汚染盛土のおそれがある土地における自然由来特例調査の試料採取等の概念

なお、表層の土壌及び 5～50 cm の深さの土壌を採取した場合にあっては、2 種類の深さの土壌の重量が均等になるように混合し、土壌溶出量及び土壌含有量を測定する（規則第 10 条の 2 第 1 項第 3 号通知の記の第 3 の 1 (6)⑩イ）。

また、調査対象地内に、過去になされた土壌汚染の調査の結果、規則が定める測定方法によりその汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが判明した単位区画がある場合には、当該単位区画に係る調査結果を利用しなければならない。この場合の調査結果は、指定調査機関により、公正に、かつ、法に基づく調査方法に則り行われている必要があるが（なお、旧法施行前に行われた調査については、特例が認められる。8) アにおいて後述）、必ずしも地表から深さ 10m までの土壌をボーリングにより採取したものである必要はなく、自然由来の基準不適合土壌が存在すると認められる地層の位置が明らかであればよい（規則第 10 条の 2 第 1 項第 5 号及び通知の記の第 3 の 1 (6)⑩イ）。

なお、土壌溶出量基準に適合せず、かつ、含有量（全量分析）が土壌含有量基準と同じ数値未満である場合には、必ずしも土壌含有量調査を行っている必要はない（通知の記の第 3 の 1 (6)⑩イ）。

これは、含有量（全量分析）の方が土壌含有量よりも基本的には高めの値になることから、含有量（全量分析）の値が土壌含有量基準と同じ数値の範囲内にある場合には、土壌含有量は土壌含有量基準に適合していることが明らかなためである。

自然由来の土壌汚染のおそれのある土地について、専ら自然由来の土壌汚染のおそれのある地層と地質的に同質な状態につながっている地層の範囲を単位区画レベルの精度で限定できるケースは少ないことが予想される。そのため、自然由来の土壌汚染のおそれのある土地についての試料採取等を行う土地の場所は、調査対象地全域とするのが基本である。しかし、地歴調査の結果から、自然由来の土壌汚染が生じているところと地質的に同質な

状態であるところの土地の場所が明らかである場合には、試料採取等は当該土地の場所の中でのみ行う。

ウ. 土壌汚染の有無の判定

ボーリングによる土壌溶出量及び土壌含有量の調査の結果、土壌溶出量基準に適合しなかった場合には、調査対象地（又は当該 900m 格子内の調査対象地）全体が土壌溶出量基準に適合しない土地と、土壌含有量基準に適合しなかった場合には調査対象地全体（又は当該 900m 格子内の調査対象地）が土壌含有量基準に適合しない土地と、それぞれみなすこととした（これにより、調査対象地又は 900m 格子ごとの 2 地点のボーリングによる土壌溶出量調査及び土壌含有量調査の結果、すべて土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合していた場合には、調査対象地全体が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する土地とみなすことになる。）（規則第 10 条の 2 第 2 項本文及び通知の記の第 3 の 1 (6)㊦）。

ただし、ボーリング調査により採取した土壌がすべて土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する場合における当該試料採取等に係る単位区画を含む 30m 格子内にあるすべての単位区画は除かれることとする（規則第 10 条の 2 第 2 項第 1 号及び通知の記の第 3 の 1 (6)㊦）。

また、調査対象地全体が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない土地とみなされた場合に、900 m² 単位で追加的な試料採取等を行い、汚染範囲を絞り込むことが可能である（規則第 10 条の 2 第 2 項第 2 号及び通知の記の第 3 の 1 (6)㊦）。

5) 公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地における調査の特例（水面埋立地特例の調査）

地歴調査の結果、調査対象地が公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、調査対象地が専ら当該造成時の水面埋立て用材料に由来する汚染のおそれがあると認められるときは、通常の土壌汚染状況調査の方法では汚染のおそれの把握が十分でない可能性があることから、次の調査方法によって調査を行わなければならないこととする（規則第 10 条の 3）。

公有水面埋立地における土壌汚染状況調査の手順を図 2.1-4 に示す。

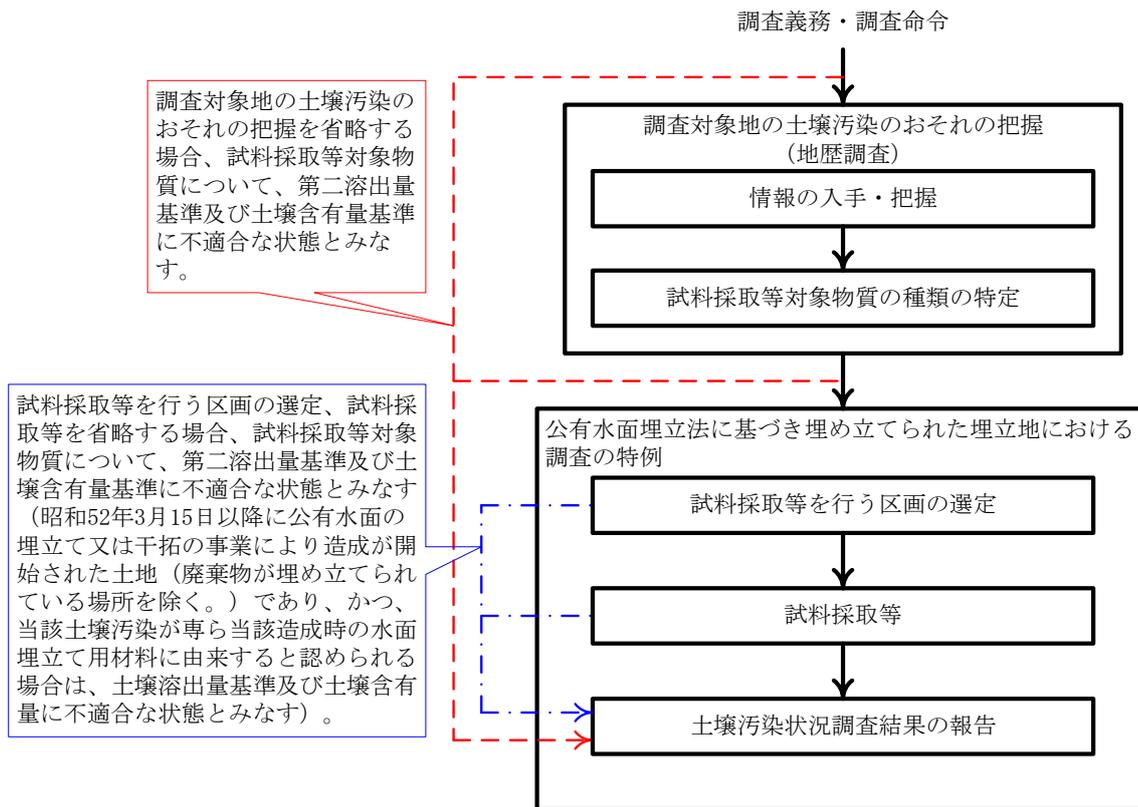


図 2.1-4 公有水面埋立地における土壌汚染状況調査の手順

表 2.1-5 公有水面埋立地における調査の特例による試料採取等の概要

特定有害物質の種類	第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	第二種特定有害物質 (重金属等)	第三種特定有害物質 (農薬等)
試料採取の考え方	30m格子内の1地点	30m格子内の 単位区画で 5地点均等混合	30m格子内の 単位区画で 5地点均等混合
調査方法	ボーリング調査 (土壌溶出量調査)	ボーリング調査 (土壌溶出量調査、 土壌含有量調査)	ボーリング調査 (土壌溶出量調査)

ア. 調査対象地の区画の方法

調査対象地全域について、900 m²単位で試料採取等を行う（表 2.1-5）。試料採取等対象物質が第一種特定有害物質である場合については、30m格子内の1地点で試料採取等を行い、試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質である場合については、30m格子内にある9つの単位区画のうち、最大5つの単位区画の単位区画の各1地点で試料採取等を行うこととする（規則第10条の3第1項第1号イ及びロ、第4号並びに通知の記の第3の1(6)㉔）。

イ. 試料採取等の方法

試料採取等の具体的な方法については、試料採取等の対象とされる単位区画において、表層の土壌及び深さ 5～50 cm の土壌を採取するとともに、地表から深さ 10m までの 1 m ごとの土壌をボーリングにより採取して土壌溶出量及び土壌含有量を測定する（規則第 10 条の 3 第 1 項第 2 号イ及びロ並びに通知の記の第 3 の 1 (6)㉔イ）。

なお、試料採取等対象物質が第一種特定有害物質である場合については、地表から深さ 50 cm の土壌の採取は不要であり、第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質である場合については、採取した表層の土壌と 5～50 cm の 2 種類の深さの土壌の重量が均等になるように混合するとともに、30m 四方の格子状の区画内において 2 以上の単位区画が試料採取等の対象である場合には、採取した土壌の種類ごとに混合して一つの試料として（5 地点均等混合法）、土壌溶出量及び土壌含有量を測定することとする（規則第 10 条の 3 第 1 項第 3 号及び通知の記の第 3 の 1 (6)㉔イ）。

また、地表から深さ 10m までに帯水層の底面がある場合は、当該帯水層の底面までの土壌を採取することとし、それ以深の土壌の採取は不要とする（規則第 10 条の 3 第 1 項第 2 号及び通知の記の第 3 の 1 ㉔イ）。

公有水面埋立地についての試料採取等を行う土地の場所は、調査対象地全域とするのが基本である。しかし、地歴調査の結果から、公有水面埋立地に該当する土地の場所が明らかである場合には、試料採取等は当該土地の場所の中でのみ行う。

ウ. 土壌汚染の有無の判定

ボーリングによる土壌溶出量及び土壌含有量の調査の結果、土壌溶出量基準に適合しなかった場合には土壌溶出量基準に適合しない土地と、第二溶出量基準に適合しなかった場合には第二溶出量基準に適合しない土地と、土壌含有量基準に適合しなかった場合には土壌含有量基準に適合しない土地と、当該 30m 格子内のすべての単位区画についてそれぞれみなす（規則第 10 条の 3 第 2 項及び通知の記の第 3 の 1 (6)㉔ウ）。

6) 試料採取等の省略

調査実施者は、規則第 6 条から第 8 条までの規定による試料採取等の結果が次に掲げるものに該当するときは、これらの規定に関わらず、当該試料採取等物質についてこれらの規定によるその他の試料採取等を省略することができる（規則第 14 条第 1 項）。

- ① 土壌ガス調査において、気体から試料採取等対象物質が検出されていること、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しないものであること
- ② 土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないものであること
- ③ 土壌ガス調査で試料採取等対象物質が検出され、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しなかった場合のボーリング調査で、土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しないものであること

これらのいずれかに該当し、試料採取等を行わなかったときは、調査対象地の区域を当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす（規則第 14 条第 2 項）。

なお、次に掲げる単位区画及びすべての区域が土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地に分類される単位区画である場合には、第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にあるとはみなされない（規則第 14 条第 2 項）。

- ① 土壤ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されず、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合するものであった単位区画
- ② 土壤溶出量調査又は土壤含有量調査（30m格子内の一部対象区画における試料採取等区画に係る部分を除く。）において当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものであった単位区画
- ③ 30m格子内の一部対象区画における試料採取等区画で土壤ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されず、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合するものであった場合における当該 30m格子内にある一部対象区画
- ④ 30m格子内の一部対象区画における試料採取等区画に係る土壤溶出量調査又は土壤含有量調査において当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものであった場合の当該 30m格子内にある一部対象区画
- ⑤ 土壤ガス調査で試料採取等対象物質が検出され、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しなかった場合のボーリング調査で、土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合するものであった地点を含む単位区画

自然由来汚染盛土のおそれがある盛土部分について行う基本となる調査(2.1及び表 2.1-1 参照)において、試料採取等の省略を行った場合、(2)4)で述べた理由により、人為的原因により第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある盛土部分とみなされることになる。

7) 自然由来の土壤汚染地及び公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地に係る試料採取等の省略

ア. 自然由来の土壤汚染地に係る試料採取等の省略

自然由来の土壤汚染地の可能性がある土地において、4)に示した自然由来特例の調査(規則第 10 条の 2 及び通知の記の第 3 の 1 (6)⑩)で、調査対象地(900m格子ごとに 2 地点で試料採取等を行った場合にあっては、当該 900m格子)内の最も離れた二つの 30m格子内の 1 地点で試料採取等を行った結果、試料採取等対象物質について第二溶出量基準に適合することが明らかとなった場合において、その時点で土壤汚染の有無が判明していないもう 1 地点における試料採取等を省略することができる(規則第 14 条の 2 第 1 項及び通知の記の第 3 の 1 (6)⑬カ)。

この場合の調査結果の評価については、(5)4)アで後述するとおりとなる(規則第 14 条の 2 第 2 項第 1 号及び通知の記の第 3 の 1 (6)⑬カ)。

イ. 公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地に係る試料採取等の省略

公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地において、5)に示した水面埋立地特例の調査(規則第 10 条の 3 及び通知の記の第 3 の 1 (6)⑫)で、調査対象地の 1 単位区画以上において土壤汚染の存在が明らかとなった場合には、その時点で土壤汚染の有無が判明し

ていない単位区画における試料採取等を省略できる(規則第14条の2第1項第2号及び通知の記の第3の1(6)⑬)。

この場合の調査結果の評価については、(5)4)イで後述するとおりとなる(規則第14条の2第2項第2号及び通知の記の第3の1(6)⑬)。

8) 過去に行われた調査の結果の利用

ア. 旧法施行前に行われた調査の結果の利用

土壌汚染の調査・対策は、旧法施行前においては、調査・対策指針に基づき、自主的に、あるいは地方公共団体の指導のもとに行われてきた(通知の記の第3の1(6)⑭)。

このため、旧法の施行前に、法に基づく土壌汚染状況調査(基本となる調査、法第5条第1項の調査命令に基づく土壌汚染状況調査に係る特例の調査、自然由来特例の調査又は水面埋立地特例の調査)と同等程度の精度を保って土壌汚染の調査が行われていると認められる場合であって、当該調査の後に新たな汚染が生じたおそれがないと認められるときは、当該調査の結果を法に基づく調査の結果とみなすことができることとしている(規則第15条)。

「同等程度の精度を保って」とは、試料採取等の密度が同等程度であり、かつ、試料採取等が適切に行われていることである。試料採取等の密度については、例えば、調査・対策指針に基づき1,000 m²に1地点(5地点均等混合法)の試料の採取を行った調査の結果は、900 m²単位の試料採取等の結果と同等程度の精度があると認められる(通知の記の第3の1(6)⑭)。

なお、同等程度の精度を保っていることを確認するために、i)旧法施行前の調査が指定調査機関である者によって行われていること、又はii)旧法施行前の調査内容及び結果が適正なものであることを指定調査機関が確認(原則として書類上の確認でよいが、必要に応じて現地調査による確認)をしていることを要することとする(通知の記の第3の1(6)⑭)。

イ. 旧法施行後に行われた調査の結果の利用

旧法施行後に行われた調査の結果の利用については、法の義務付けによらず、任意に行われた調査の結果を利用して報告することもできる。ただし、その場合は、指定調査機関により、公正に、かつ、法に基づく調査方法に則り行われている必要がある(通知の記の第3の1(3)②)。

ここでいう「公正に」の意味については、1.5.1(3)2)ウで前述したとおりである(通知の記の第3の1(3)②)。

(5) 土壌汚染状況調査結果の評価・報告

1) 試料採取等の結果の評価

ア. 第一種特定有害物質

第一種特定有害物質について、土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出され、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しなかった場合において、(4)1)アのボーリング調査(土壌溶出量調査)の結果、土壌溶出量基準に適合しなかったときは土壌溶出量基準に適合しない状態にある土地と、第二溶出量基準に適合しなかったときは第二溶出量基準に適合しない状態にある土地と当該土壌ガス調査を行った試料採取等区画の区域をみなす(規則第9条第1項)。

イ. 第二種特定有害物質

第二種特定有害物質について、土壌溶出量調査又は土壌含有量調査（30m格子内の一部対象区画における試料採取等区画に係る部分を除く。）において当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準、第二溶出量基準、又は土壌含有量基準に適合しなかった試料採取地点があるときは、土壌の汚染状態に応じて、土壌溶出量調査又は土壌含有量調査を行った単位区画を次のようにみなす（規則第9条第2項）。

- ① 土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合しなかったときは、試料採取等対象物質について土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。
- ② 土壌の汚染状態が第二溶出量基準に適合しなかったときは、試料採取等対象物質について第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。
- ③ 土壌の汚染状態が土壌含有量基準に適合しなかったときは、試料採取等対象物質について土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

なお、30m格子内の一部対象区画を対象に5地点均等混合法による調査を行い、土壌の試料採取等対象物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しなかった場合で（規則第14条第1項第2号に該当）、規則第7条第2項に定める30m格子内の汚染範囲の確定のための試料採取等を行わないときは、当該30m格子内にある一部対象区画は規則第14条第2項本文により当該試料採取等対象物質について、第二溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなされる。

ウ. 第三種特定有害物質

第三種特定有害物質について、土壌溶出量調査において当該土壌溶出量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しなかった試料採取地点があるときは、土壌の汚染状態に応じて、土壌溶出量調査を行った単位区画を次のようにみなす（規則第9条第2項）。

- ① 土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合しなかったときは、試料採取等対象物質について土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。
- ② 土壌の汚染状態が第二溶出量基準に適合しなかったときは、試料採取等対象物質について第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

なお、30m格子内の一部対象区画を対象に5地点均等混合法による調査を行い、土壌の試料採取等対象物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しなかった場合で（規則第14条第1項第2号に該当）、規則第7条第2項に定める30m格子内の汚染範囲の確定のための試料採取等を行わないときは、当該30m格子内にある一部対象区画は規則第14条第2項本文により当該試料採取等対象物質について、第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなされる。

エ. 法第5条調査に係る特例における追加的なボーリング調査の結果の評価

法第5条調査に係る特例において追加的なボーリング調査（地下水調査及び土壌溶出量

調査)を行った場合((4)4参照)の当該ボーリング調査の結果は以下のとおり評価する(通知の記の第3の1(6)⑩)。

(7) 当該土地に土壤汚染が存在することが明らかな場合のボーリング調査結果

土壤汚染が存在することが明らかな場所1地点においてボーリング等による地下水汚染調査及び土壤溶出量調査を行うこととしているが、土壤溶出量調査の結果、土壤溶出量基準に適合しなかった場合には調査対象地全体が土壤溶出量基準に適合しない土地と、第二溶出量基準に適合しなかった場合には調査対象地全体が第二溶出量基準に適合しない土地とそれぞれみなすこととしている。ただし、単位区画内のすべての土地が調査対象地の土壤汚染のおそれの区分の分類で土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地に分類された土地である場合における当該単位区画及びボーリングにより採取した土壤が土壤溶出量基準に適合した地点を含む単位区画は、除かれることとしている(通知の記の第3の1(6)⑩7)。

(4) 当該土地の周辺の地下水に汚染がある場合のボーリング調査結果

土壤汚染が存在する可能性が高い場所1地点において地下水の調査を行い、その結果、地下水の汚染が判明した場合は、その地点においてボーリングによる土壤溶出量調査を行うこととしている。

調査の結果の判定については、(7)と同様である(通知の記の第3の1(6)⑩4)。

オ. 自然由来による土壤汚染地における調査の特例における試料採取等のボーリング調査の結果の評価

自然由来特例の調査で行ったボーリングによる土壤溶出量及び土壤含有量の調査の結果に基づく土壤汚染の有無の判定については、(4)4ウで前述したとおりである(規則第10条の2第2項及び通知の記の第3の1⑩ウ)。

専ら自然由来のみで汚染された地層の土壤を掘削して盛土材料に用いたことによる専ら自然由来の土壤汚染地において自然由来特例の調査を行った場合も同様である。

カ. 公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地における調査の特例における試料採取等のボーリング調査の結果の評価

水面埋立地特例の調査で行ったボーリングによる土壤溶出量及び土壤含有量の調査の結果に基づく土壤汚染の有無の判定については、(4)5ウで前述したとおりである(規則第10条の3第2項及び通知の記の第3の1⑩ウ)。

2) 土壤汚染状況調査において調査の過程を省略した場合の評価

土壤汚染状況調査の全部又は一部の過程を省略した場合の評価について、調査対象地の土壤汚染のおそれの把握等を省略した場合の評価は(2)4で前述したとおり(規則第11条及び通知の記の第3の1(6)⑩7)、調査対象地の土壤汚染のおそれの把握のみを行い試料採取等を行う区画の選定から試料採取等までの過程を省略した場合の評価は(3)3で前述したとおり(規則第13条及び通知の記の第3の1(6)⑩4)、調査対象地の1区画以上において土壤汚染の存在が明らかとなった場合においてその時点で土壤汚染の有無が判明していない区画にお

ける試料採取等を省略した場合の評価は(4)3)で前述したとおり（規則第14条及び通知の記の第3の1(6)㉗）である。

3) 公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地に係る試料採取等を行う区画の選定等の省略における評価

水面埋立地特例の調査（(4)5)参照）による調査で、地歴調査のみを行い、その後の調査の過程を省略することができることとしている。この場合には、調査対象地全域について第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にあるものとみなされる。ただし、当該調査対象地が昭和52年3月15日以降に公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）であり、かつ、当該土壌汚染が専ら当該造成時の水面埋立て用材料に由来すると認められるものにあつては、廃棄物の最終処分場制度が整備された後の埋立地であり、第二溶出量基準を超えるような高濃度の土壌汚染は想定されないことから、試料採取等対象物質について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にあるものとみなすこととしている（規則第13条の2及び通知の記の第3の1(3)㉜）。

4) 自然由来の土壌汚染地及び公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地に係る試料採取等の省略における評価

ア. 自然由来の土壌汚染地に係る試料採取等の省略における評価

自然由来特例の調査（(4)4)参照）で、自然由来による土壌汚染地の可能性がある土地において、調査対象地900m格子ごとに2地点で試料採取等を行った場合にあっては、当該900m格子内の最も離れた二つの30m格子内の1地点で試料採取等を行った結果、試料採取等対象物質について第二溶出量基準に適合することが明らかになった場合において、その時点で土壌汚染の有無が判明していないもう1地点における試料採取等を省略することができる（規則第14条の2第1項及び通知の記の第3の1㉝）。

この場合には、自然由来の土壌汚染地については、第二溶出量基準を超えるような高濃度の土壌汚染は想定されないことから、調査対象地の区域を土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない土地とみなす。ただし、ボーリングにより採取した土壌が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する場合における当該試料採取等に係る単位区画を含む30m格子内にあるすべての単位区画についてはこの限りではない（規則第14条の2第2項及び通知の記の第3の1㉞）。

専ら自然由来のみで汚染された自然地層の土壌を掘削して盛土材料に用いたことによる専ら自然由来の土壌汚染地において自然由来特例の調査を行った場合も同様である。

イ. 公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地に係る試料採取等の省略における評価

水面埋立地特例の調査（(4)5)参照）で、調査対象地の1単位区画以上において土壌汚染の存在が明らかとなった場合には、その時点で土壌汚染の有無が判明していない単位区画における試料採取等を省略できる（規則第14条の2第1項第2号及び通知の記の第3の1㉟）。

この場合には、調査対象地の区域を土壌溶出量基準（規則第13条の2に規定する土地以外の埋立地において試料採取等を省略した場合にあっては、第二溶出量基準）及び土壌含有量基準に適合しない土地とみなす。ただし、ボーリングにより採取した土壌が土壌溶出

量基準及び土壌含有量基準に適合する場合における当該試料採取等に係る単位区画を含む30m格子内にあるすべての単位区画についてはこの限りではない(規則第14条の2第2項第2号及び通知の記の第3の1⑬カ)。

5) 土壌汚染状況調査結果の報告

調査対象地の土地の所有者等は、調査実施者に調査させた土壌汚染状況調査の結果について、都道府県知事に報告しなければならない(法第3条第1項及び、法第4条第2項、法第5条第1項)。

2.2 調査の対象となる土地(法第3条～第5条)

(1) 法第3条調査(調査義務)

法第3条第1項本文の土壌汚染状況調査では、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地のすべての区域が調査対象地となる(法第3条第1項)。

「工場・事業場の敷地」とは、公道等の工場・事業場の設置者以外の者が管理する土地により隔てられていない一連の工場・事業場の敷地をいう(通知の記の第3の1(6)②)。なお、公道等により隔てられていても、配管等により接続され一体の土地の生産プロセスとなっている土地及び特定有害物質を取り扱う工程から排水を受け入れている土地は、同一の工場・事業場の敷地とはみなされる。

図2.2-1に示すような例では、公道等により隔てられている土地は同一の工場・事業場の敷地とはみなされず、調査対象地とはならない。

また、調査対象地の土地の所有者等が管理する私道、水路、緑地帯、フェンス、壁その他の工場・事業場の敷地を外形上明確に区分することができる施設(区分された両側の土地が、別々の工場・事業場とみなせる程度に事業の相互の関連性が小さいものに限る。)で区分されている場合にも、別々の工場・事業場として取り扱う。

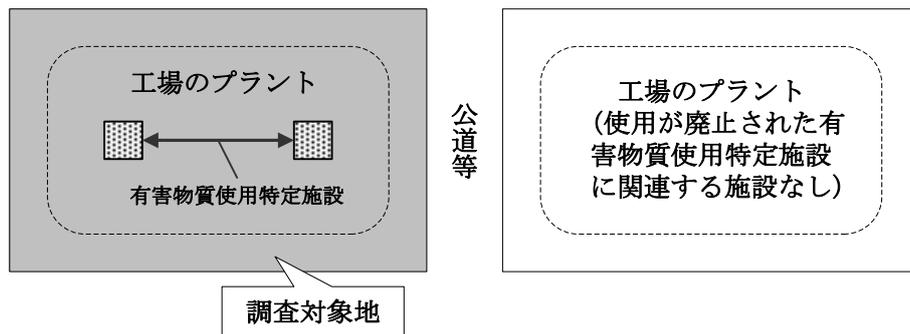


図 2.2-1 敷地が公道等により区分されている場合の調査対象地

(2) 法第4条調査(調査命令)

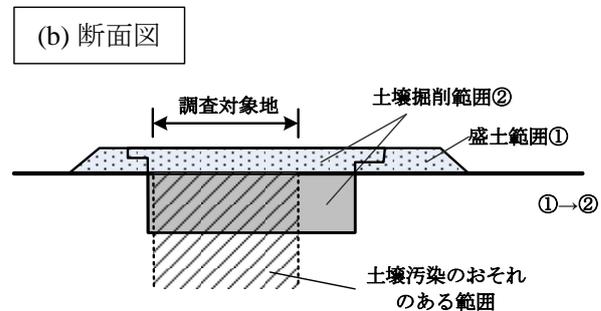
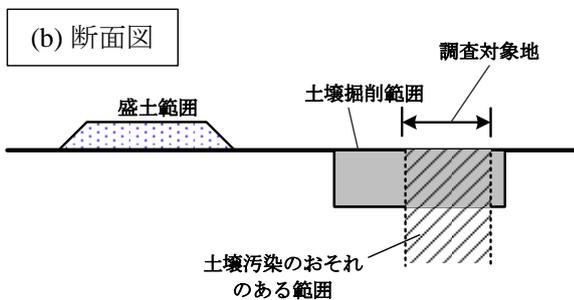
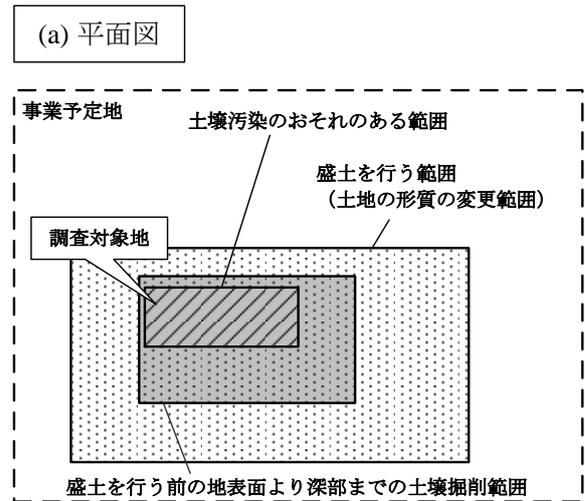
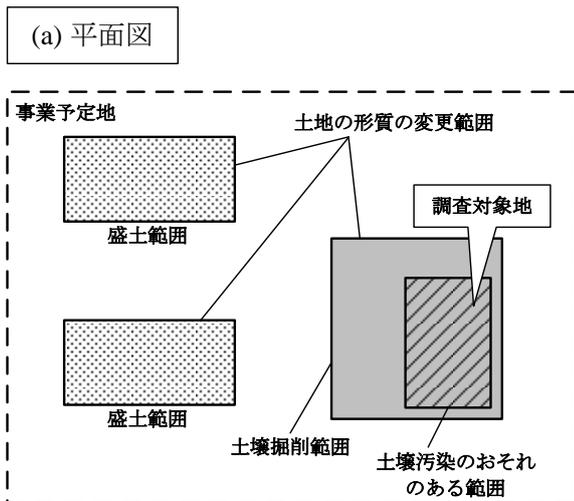
盛土は、それが行われる土地が汚染されていたとしても、これにより当該地の汚染を拡散させるリスクがないことから、法第4条第2項の調査の対象となる土地の場所は、法第4条第1項の届出に係る3,000㎡以上の土地の形質の変更が行われる土地のうち、いわゆる掘削部分であって、

同項の当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令に定める基準に該当すると都道府県知事が認めた土地の場所である（法第4条第2項及び規則第27条並びに通知の記の第3の2(3)）。

「特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める土地の基準」は、1.5.2(4)1)に示したとおりである（規則第26条第1号～第5項）。

法第4条調査における調査対象地の考え方を以下に示す。

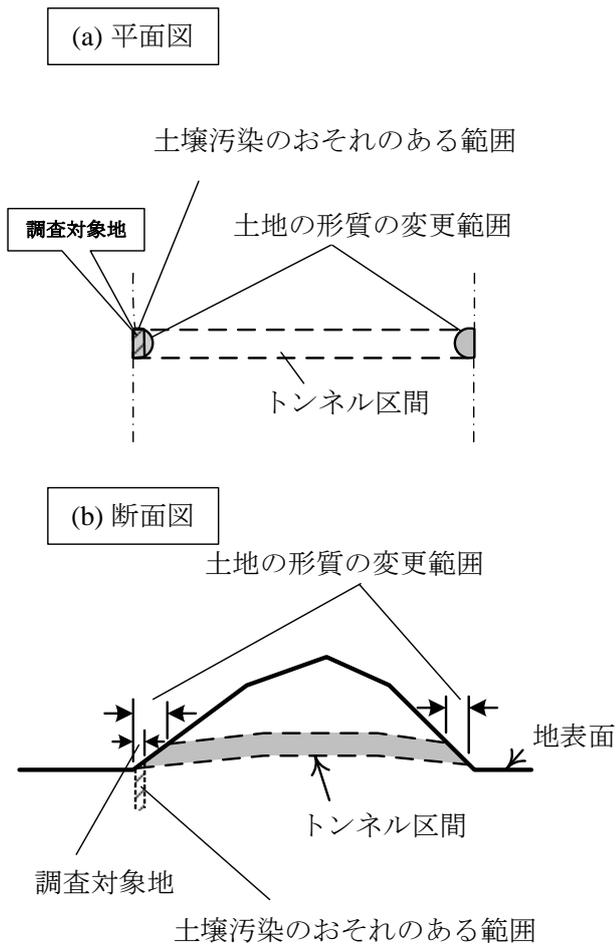
- ・ 盛土範囲と土壤掘削範囲がそれぞれ存在する場合、調査対象地は土壤掘削範囲のうち都道府県知事が特定有害物質により土壤が汚染されているおそれがあると認めた土地の場所となる（図2.2-2(1)）。
- ・ 盛土範囲の一部で盛土前の地表面よりも深部まで土壤が掘削される場合、調査対象地は盛土前の地表面よりも深部まで土壤が掘削される範囲のうち、都道府県知事が特定有害物質により土壤が汚染されているおそれがあると認めた土地の場所となる（図2.2-2(2)）。
- ・ トンネル等の地下開削の場合、調査対象地は、開削部分を平面図に投影した範囲のうち、都道府県知事が特定有害物質により土壤が汚染されているおそれがあると認めた土地の場所となる。地下掘削における開削部分としては、坑口、立坑及び人坑等の掘削部、開削トンネル等が考えられる（図2.2-3(1)、(2)）。



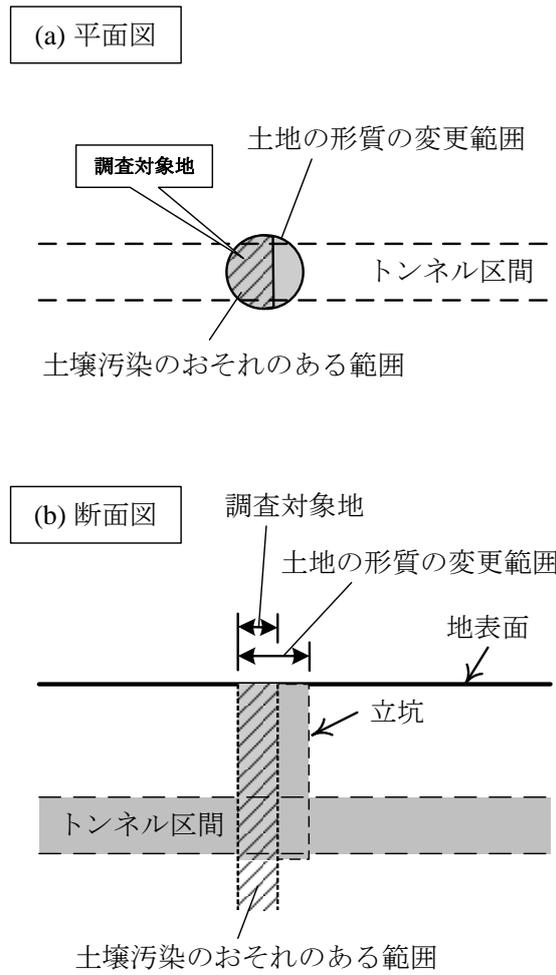
(1) 盛土範囲と土壤掘削範囲がそれぞれ存在する場合

(2) 盛土を実施し、その範囲の一部で土壤を掘削する場合

図2.2-2 法第4条調査における土地の形質の変更の範囲と調査対象地



(1) トンネル掘削の場合



(2) 立坑掘削の場合

図 2.2-3 法第 4 条調査における土地の形質の変更の範囲と調査対象地（開削工事の場合）

2.3 調査対象地の土壌汚染のおそれの把握（地歴調査）

調査実施者は、調査対象地及びその周辺の土地について、その利用の状況、特定有害物質の使用等の状況、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を入手・把握し、試料採取等の対象とすべき特定有害物質の種類の特定制及び調査対象地の土壌汚染のおそれの区分の分類を行う（規則第3条第1項～第6項）。これら一連の、調査対象地における特定有害物質による土壌汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握するための調査を「地歴調査」という（通知の記の第3の1(6)③ア）。

調査実施者が地歴調査においてなすべき調査の項目及びその手順については「土壌汚染状況調査における地歴調査について」（平成24年8月17日付け環水大土発第120817003号環境省水・大気環境局土壌環境課長通知）により、別途通知しているため、当該通知を参照されたい（通知の記の第3の1(6)③ア）。

地歴調査は、情報の入手・把握を行い、入手・把握された情報をもとに、土壌汚染のおそれが認められる特定有害物質の種類を試料採取等対象物質として特定又は追加するとともに、調査対象地の土地について土壌汚染のおそれの区分を実施する過程である。調査実施者は、入手・把握された情報より、調査対象地について、法第4条第2項の土壌汚染のおそれの判断基準（規則第26条）に該当する履歴が認められた場合に、この履歴に係る特定有害物質の種類を試料採取等対象物質として特定するとともに、当該判断基準への該当性等を参考に土壌汚染のおそれの区分を実施する。

調査対象地の土壌汚染のおそれの把握の流れを図2.3-1に示す。調査実施者は、土壌汚染のおそれを把握するために有効な情報の入手・把握、試料採取等対象物質の種類の特定制、土壌汚染のおそれの区分の分類の順で調査を実施するのが基本である。法第3条調査においては、調査実施者が認識していなかった特定有害物質の種類について、通知の申請をすることにより、都道府県知事から土壌汚染のおそれがあると通知された場合、調査実施者は情報の入手・把握にて得た情報の内容を見直すとともに、当該特定有害物質の種類について情報の入手・把握の追加調査を実施する必要がある。

なお、改正規則では、自然由来特例の調査及び水面埋立地特例の調査が設けられたことから、調査実施者は、地歴調査において、自然由来や水面埋立て用材料由来の土壌の汚染状態に関する情報を入手・把握し、これらの汚染のおそれについても把握しなければならない。

加えて、「自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壌が盛土材料として利用された場合の土壌汚染状況調査に係る特例及び自然由来特例区域の該当性について」（平成24年8月13日付け環水大土発第120813001号環境省水・大気環境局土壌環境課長通知）により、自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壌が盛土材料として利用された場合の取扱いについて示されており、専ら自然由来で汚染された地層の土壌を用いて盛土された土地の土壌汚染について、一定の条件を満たすものを専ら自然由来の土壌汚染として取り扱うこととしている。このような自然由来の土壌汚染として取り扱うことができる盛土部分の土壌を「自然由来汚染盛土」という（1.3.2(2)参照）。地歴調査において調査対象地に自然由来汚染盛土のおそれがあると認められた場合、当該盛土部分の位置等に応じて、基本となる調査又は自然由来特例の調査による試料採取等を行う。よって、調査対象地（公有水面埋立地を除く。）の盛土部分の土壌について過去に行われた土壌分析結果において土壌溶出量基準不適合又は土壌含有量基準不適合が認められ、かつ、当該基準不適合の理由として人為的原因（水面埋立て用材料由来を含む。）が考えにくい場合に、調査実施者は、自然由来汚染盛土のおそれの有無を把握するために必要な情報を入手・把握することとなる。

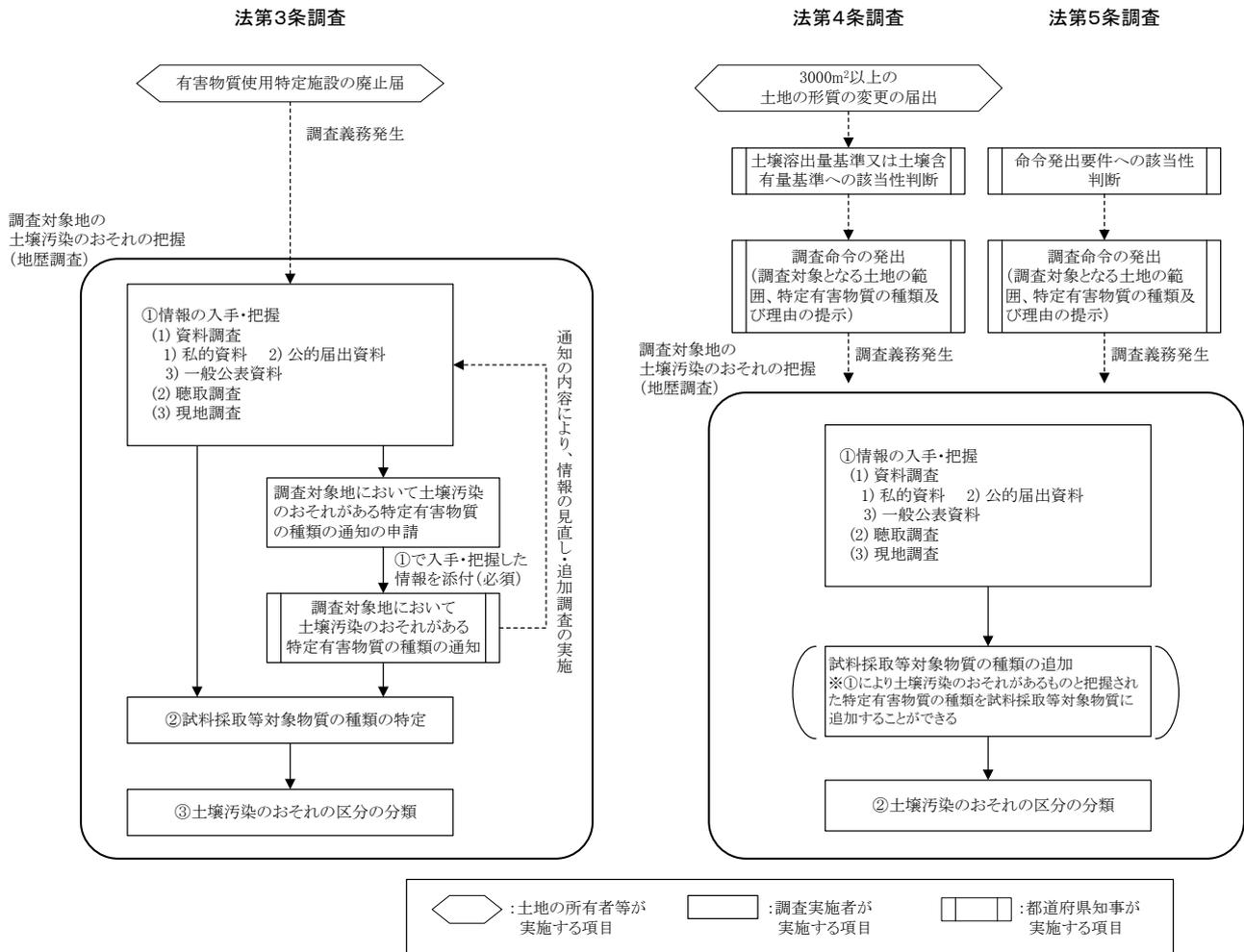


図 2.3-1 調査対象地の土壤汚染のおそれの把握（地歴調査）の流れ

2.3.1 情報の入手・把握

(1) 基本的な考え方

調査実施者は、調査対象地及びその周辺の土地について、土地利用の履歴、特定有害物質の使用等の状況、土壤又は地下水の汚染の概況等の土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握する（規則第3条第1項）。

調査実施者は、調査対象地の利用の状況に関する情報及び特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を、可能な限り過去に遡り、資料収集、関係者からの聴取及び現地確認の方法により収集する（通知の記の第3の1(6)③ア）。

調査実施者は、資料調査、聴取調査及び現地調査を実施し、調査対象地における土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を入手・把握する。この調査の過程を「情報の入手・把握」という。

調査実施者が入手・把握した情報は、続いて実施される試料採取等対象物質の種類の特定制及び土壤汚染のおそれの区分の分類において根拠とされるものであるとともに、試料採取等においても、試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等を実施する地点や深さを設定するための

根拠とされるものである。これらからわかるように、情報の入手・把握は土壌汚染状況調査の全体に影響を及ぼし得る重要な調査の過程である。

この調査の過程において入手・把握する調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報は、土地の所有者等や工場又は事業場の操業関係者が保有・把握している場合が多い。よって、調査実施者は、土地の所有者等に入手・把握すべき情報の内容を十分に説明しなければならず、土地の所有者等の全面的な協力を得る必要がある。加えて、土壌汚染は蓄積性の汚染であるため、調査実施者は可能な限り過去に遡って調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報の入手・把握に努める必要がある。また、当然のことではあるが、調査実施者は入手・把握した情報を恣意的に取捨選択してはならない。

なお、調査実施者が情報の入手・把握を十分に行わなかった場合、試料採取等対象物質の種類の特定、土壌汚染のおそれの区分の分類、試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等を実施する地点や深さの設定も必然的に適切ではなくなり、結果として不適切な調査の実施や土壌汚染の見逃しに繋がるおそれがある。

一方、情報の入手・把握の対象となる特定有害物質の種類は、調査契機によって以下のように異なる。

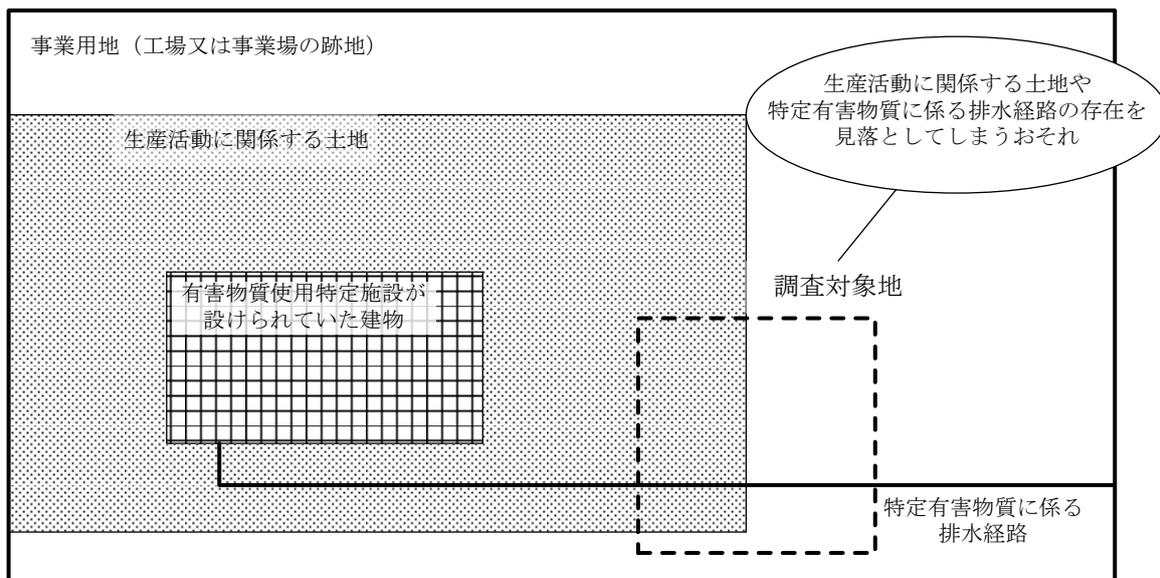
- ① 法第3条調査では、情報の入手・把握において収集した情報から試料採取等対象物質の種類を特定するため、すべての特定有害物質の種類が情報の入手・把握の対象となる。
- ② 法第4条調査及び法第5条調査では、都道府県知事から調査の命令を受ける際に、調査の対象となる特定有害物質の種類が示され、当該特定有害物質の種類が試料採取等対象物質となることから、都道府県知事からの調査の命令に係る書面に記載された調査の対象となる特定有害物質の種類が情報の入手・把握の対象となる。

(2) 情報の入手・把握の対象とする土地の場所

調査実施者は、調査対象地及びその周辺の土地について、土地利用の履歴、特定有害物質の使用等の状況、土壌又は地下水の汚染の概況等の土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握する（規則第3条第1項及び通知の記の第3の1(6)③ア）。

「周辺の土地」とは、調査対象地の周辺の土地であって当該調査対象地における土壌汚染のおそれを把握する上で参考となる情報に係る土地のことであり、例えば、調査対象地と同じ埋立材により一体的に造成された土地であって、土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査により、その汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかとなっている土地が想定される。調査実施者は、かかる「周辺の土地」に関する情報についても、都道府県から情報を入手することを含め、自ら積極的に情報収集を行うことが望ましい（通知の記の第3の1(6)③ア）。

法第4条調査及び法第5条調査においては、調査対象地の範囲が土地の形質の変更を行おうとする土地の区域や工場又は事業場の敷地と一致しない場合がある。このような場合は、調査対象地を含む工場又は事業場の敷地について、土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために必要と考えられる範囲において、情報の入手・把握を実施する必要がある（図2.3.1-1）。



※上記に示した施設、設備及び配管等は工場又は事業場が操業していた時代のもの

図 2.3.1-1 調査対象地と隣接する土地について情報の入手・把握が必要な場合の例

調査対象地と隣接する土地において特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等があった場合、調査対象地の土壌への影響が懸念される。よって、調査実施者は、いずれの調査契機においても、調査対象地と隣接する土地における特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等、使用等又は貯蔵等に関する情報（(3) 1) ウ参照）について、都道府県等から情報を入手することを含め、自ら積極的に情報収集を行うことが望ましい。

自然由来の土壌汚染又は水面埋立て用材料由来の土壌汚染が判明した土地の区域の近傍の土地等については、法第4条第2項の汚染のおそれの判断基準のうち規則第26条第5号の土地に該当する場合があることから、調査実施者は、調査対象地を含む敷地における自然由来又は水面埋立て用材料由来の土壌汚染に関する情報についても入手・把握する必要がある。よって、調査実施者は、調査対象地の近隣において自然由来特例区域又は埋立地特例区域に該当する形質変更時要届出区域の指定の状況等について確認することが望ましい。また、法第3条調査においては、規則第26条第5号の土地への該当性について確認するため都道府県知事へ調査対象地において土壌汚染のおそれがある特定有害物質の種類への通知の申請を行うことが望ましい。

調査実施者は、地歴調査において自然由来汚染盛土のおそれについても把握する必要があるため、過去に行われた土壌分析結果において、調査対象地の盛土部分の土壌について基準不適合が認められ、かつ、当該基準不適合の理由として調査対象地における人為的原因（水面埋立て用材料由来を含む。）が考えにくい場合に、調査実施者は、基準不適合が認められた盛土部分の盛土材料の掘削場所や採取された地層を確認する。盛土材料の掘削場所や採取された地層を把握することができた場合には、当該掘削場所における人為的原因（水面埋立て用材料由来を含む。）による土壌汚染の可能性を検討するため、概略的な土地利用履歴や特定有害物質の埋設等、使用等及び貯蔵等その他に関する情報についても「周辺の土地」に関する情報として確認する。

(3) 入手・把握すべき情報

1) 入手・把握すべき情報の内容

地歴調査は、特定有害物質による土壌汚染のおそれを推定するために有効な情報を収集することにより行われる（通知の記の第3の1(6)③ア）。

調査実施者が、情報の入手・把握において確認すべき情報の概要は、以下のア～エに示すとおりである。また、これらの詳細な内容について表 2.3.1-1 に示す。

ア. 調査対象地の範囲を確定するための情報

「調査対象地の範囲を確定するための情報」は、調査対象地に起点、単位区画を設定するために必要な資料（2.4.1(2)参照）等、調査対象地の範囲について、土地の所有者等、調査実施者及び都道府県等が共通認識を有するための情報である。

調査対象地の範囲について、土地の所有者等、調査実施者及び都道府県等の間で認識が異なっている場合、土壤汚染状況調査が不適切なものとみなされ、法第3条第3項に基づき都道府県知事より再調査を命じられる可能性がある。よって、調査実施者は、土壤汚染状況調査の着手にあたり、調査対象地の範囲を確定するための情報を入手・把握するとともに、土地の所有者等及び都道府県等と協議を行い、調査対象地の範囲を確認する必要がある。

イ. 土地の用途及び地表の高さの変更、地質に関する情報

調査対象地の利用の状況に関する情報は、調査対象地の用途に関する情報と汚染のおそれが生じた地表の位置に関する情報からなる（通知の記の第3の1(6)③ア）。

「土地の用途及び地表の高さの変更、地質に関する情報」は、法第4条第2項の汚染のおそれの基準（規則第26条）への該当の当否を直接的に判断し得る情報ではないが、土壤汚染状況調査を計画・実施する上で把握しておくことが必要な調査対象地に関する基礎的な情報である。

① 土地の用途に関する情報

「土地の用途に関する情報」とは、調査対象地の土地利用状況及びその変遷や建物・設備等の配置及びその変遷に関する情報である。

調査対象地の土地利用状況及びその変遷に関する情報より、調査対象地において過去から現在に至るまでに立地履歴が認められた工場又は事業場について、ウで述べる特定有害物質による汚染のおそれに関する情報を入手・把握し、法第4条第2項の汚染のおそれの基準（規則第26条）への該当の当否を判断する。法第3条調査の義務の対象である工場又は事業場等の土壤汚染状況調査に着手する時点で既に立地が明らかとなっている工場又は事業場のほかにも、過去において調査対象地に工場又は事業場の立地履歴が認められる場合があるため、調査実施者は慎重に当該情報を確認する必要がある。

また、建物・設備等の配置及びその変遷に関する情報は、ウで述べる特定有害物質による汚染のおそれに関する情報の整理・記録や土壤汚染のおそれの区分の分類、試料採取等を行う上で必要となる基礎的な情報である。

② 地表の高さの変更、地質に関する情報

「地表の高さの変更、地質に関する情報」とは、埋立てや盛土等の土地改変を通じて、調査対象地の全部又は一部の範囲について地表の高さが変更された履歴に関する情報及び調査対象地における地質の構成及び地下水位に関する概略的な情報である。

地表の高さが変更された履歴に関する情報は、汚染のおそれが生じた場所の位置を把握する目的で、特定有害物質が埋設等、使用等及び貯蔵等されていた時期や場所等の情報と併せて使用されるものである。

地質構成に関する情報は、汚染のおそれが生じた場所の位置の推定（地表の高さが変更された履歴と併せて）や、試料採取等における第一種特定有害物質に関するボーリング調査あるいは水面埋立地特例の調査において調査の下端となる帯水層の底面の位置の把握に使用されるものである。また、地下水位に関する情報は第一種特定有害物質の試料採取等の方法の検討（土壌中の気体を採取できるかどうか）において使用されるものである。また、地質関係に関する情報は、自然由来又は水面埋立て用材料由来の土壌汚染のおそれを推定する際にも、調査対象地又は周辺の土地の過去の土壌の汚染状況の調査結果と併せて使用されるものである。

過去に行われた土壌分析結果において認められた盛土部分の土壌の基準不適合の原因が調査対象地及び盛土材料の掘削場所での人為的原因（水面埋立て用材料由来を含む。）による土壌汚染のおそれによるものと考えにくい場合、調査実施者は、当該盛土の工事（再移動を含む）が完了した時期について確認を行う。なお、調査対象地における盛土の工事が、周辺と一体で行われている場合については、周辺におけるこれらの情報を根拠として使用ができる場合もある。

ウ. 特定有害物質による汚染のおそれに関する情報

特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報は、特定有害物質の埋設等、使用等及び貯蔵等に関する情報からなる（通知の記の第3の1(6)③ア）。

「特定有害物質による汚染のおそれに関する情報」は、法第4条第2項の土壌汚染のおそれがある土地の基準（規則第26条）への該当の当否を直接的に判断し得る情報であり、以下の①～⑤の情報からなる。なお、①及び⑤の情報には、自然由来の土壌汚染のおそれ及び水面埋立て用材料由来の土壌汚染のおそれに関する情報も含まれる。

調査実施者は、以下の①～⑤の情報より、法第4条第2項の汚染のおそれの基準に照らし、調査対象地において土壌汚染のおそれがある特定有害物質の種類（2.3.2参照）及び土壌汚染のおそれが比較的多いと認められる土地（2.3.3(2)3）及び(3)1参照）の位置・範囲について把握するとともに、汚染のおそれが生じた場所の位置のうち、地下配管、地下ピット及び地下タンクの有無や設置深度について把握する（2.3.3(4)参照）。

- ① 土壌の特定有害物質による汚染状態に関する情報
- ② 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等（埋設・飛散・流出・地下浸透）に関する情報
- ③ 特定有害物質の使用等（製造・使用・処理）に関する情報
- ④ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等（貯蔵・保管）に関する情報
- ⑤ その他の情報

エ. 公有水面埋立地に関する情報

「公有水面埋立地に関する情報」は、水面埋立地特例の調査（規則第10条の3）の適用、試料採取等を行う区画の選定の省略及び試料採取等の省略（規則第13条の2及び規則第14条の2）における汚染状況の評価及び埋立地特例区域又は埋立地管理区域への該当性（規則第58条第4項第10号若しくは第11号）を判断する上で必要となる情報である。よって、地形図、空中写真その他の情報より、調査対象地が公有水面埋立地ではないことが明らかである場合には入手・把握する必要はない。

① 公有水面埋立地であることを確認する情報

公有水面埋立地では、水面埋立地特例の調査を適用しなければならない場合があるとともに、埋立地特例区域又は埋立地管理区域に該当する場合がある。

公有水面埋立地であることは、公有水面埋立免許願書、公有水面埋立免許変更許可申請書、竣功認可申請書及び埋立工事着手届等の公有水面埋立法の届出書類より確認できるほか、土地の登記事項証明書でも確認することができる。

② 埋立地等の造成が開始された年月日を確認する情報

試料採取等を行う区画の選定の省略及び試料採取等の省略において、土壌溶出量基準に適合しないとみなす土地及び埋立地特例区域へ該当するための要件として、埋立地の造成を開始した日が昭和 52 年 3 月 15 日以降であることとされている。

埋立て又は干拓事業により造成が開始された年月日は、公有水面埋立法の埋立工事着手届より確認することができる。また、昭和 52 年 3 月 15 日以降に撮影された空中写真等にて工事が着手されていないことを確認することもできる。

③ 廃棄物が埋め立てられている場所でないことを確認する情報

試料採取等を行う区画の選定の省略及び試料採取等の省略において、土壌溶出量基準に適合しないとみなす土地及び埋立地特例区域へ該当するための要件として、廃棄物処理法に規定する廃棄物が埋め立てられている場所でないことが挙げられている。廃棄物処理法に規定する廃棄物が埋め立てられている場所でないことは、廃棄物処理法の水面埋立地並びに指定区域の指定の状況の確認及び地方公共団体への聴取より確認することができる。

④ 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域であることを確認する情報

埋立地管理区域へ該当するための要件の一つとして、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域であることとされている。都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域であることは、都市計画法の用途地域の設定状況より確認することができる。

2) 情報の入手・把握の対象とする期間

調査実施者は、地歴調査において、可能な限り過去に遡り、情報を収集する（通知の記の第 3 の 1 (6)③7）。

調査実施者は、1945 年頃を目処に遡って情報の入手・把握を行うものとする。ただし、調査対象地が 1945 年頃に既に工場又は事業場として利用されていた場合は、1945 年頃より前についても工場又は事業場が開設された時期まで可能な限り遡って情報を入手・把握することが望ましい。一方、調査対象地が 1945 年頃より後に公有水面の埋立てなどによって新たに造成された土地である場合については、土地の造成が開始された時期まで遡って情報の入手・把握を行えば足りる。

表 2.3.1-1 調査対象地の土壌汚染のおそれの把握において入手・把握すべき情報の内容

情報の分類	情報の内容										
ア. 調査対象地の範囲を確定するための情報	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象地の土地の境界及び試料採取等における区画の設定の起点を明瞭に定義し得る情報 										
イ. 土地の用途及び地表の高さの変更、地質に関する情報	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="341 342 644 409">①土地の用途に関する情報</td> <td data-bbox="644 342 1439 409"> <ul style="list-style-type: none"> 調査対象地の土地利用状況及びその変遷 建物・設備等の配置及びその変遷 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 409 644 678">②地表の高さの変更、地質に関する情報</td> <td data-bbox="644 409 1439 678"> <ul style="list-style-type: none"> 埋立や造成等によって地表の位置が変更された履歴の有無 地表の位置の変更を行った時期 地表の位置の変更を行った範囲及び高さ 調査対象地における地質の構成及び地下水位 過去に行われた土壌分析結果によって基準不適合が認められた盛土部分の土壌の掘削場所及び採取された地層¹⁾ 自然由来で汚染された地層の土壌を含む盛土部分の土壌の再移動の状況²⁾ 自然由来で汚染された地層の土壌を含む盛土の工事及び当該盛土部分の土壌の再移動が完了した時期²⁾ </td> </tr> </table>	①土地の用途に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象地の土地利用状況及びその変遷 建物・設備等の配置及びその変遷 	②地表の高さの変更、地質に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 埋立や造成等によって地表の位置が変更された履歴の有無 地表の位置の変更を行った時期 地表の位置の変更を行った範囲及び高さ 調査対象地における地質の構成及び地下水位 過去に行われた土壌分析結果によって基準不適合が認められた盛土部分の土壌の掘削場所及び採取された地層¹⁾ 自然由来で汚染された地層の土壌を含む盛土部分の土壌の再移動の状況²⁾ 自然由来で汚染された地層の土壌を含む盛土の工事及び当該盛土部分の土壌の再移動が完了した時期²⁾ 						
①土地の用途に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象地の土地利用状況及びその変遷 建物・設備等の配置及びその変遷 										
②地表の高さの変更、地質に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 埋立や造成等によって地表の位置が変更された履歴の有無 地表の位置の変更を行った時期 地表の位置の変更を行った範囲及び高さ 調査対象地における地質の構成及び地下水位 過去に行われた土壌分析結果によって基準不適合が認められた盛土部分の土壌の掘削場所及び採取された地層¹⁾ 自然由来で汚染された地層の土壌を含む盛土部分の土壌の再移動の状況²⁾ 自然由来で汚染された地層の土壌を含む盛土の工事及び当該盛土部分の土壌の再移動が完了した時期²⁾ 										
ウ. 特定有害物質による汚染のおそれに関する情報	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="341 678 644 969">①土壌の特定有害物質による汚染状態に関する情報</td> <td data-bbox="644 678 1439 969"> <ul style="list-style-type: none"> 土壌又は地下水の汚染状況に関する調査結果 調査の実施時期、調査目的(例 土壌汚染対策法、自治体条例、任意調査)、調査対象物質及び選定理由、調査地点、調査深度又は調査を行った帯水層、土壌又は地下水中の特定有害物質の濃度、想定される汚染原因等 土壌又は地下水の汚染の除去等の対策 対策の実施時期、対策の内容(実施した場所、規模、対策方法等)、措置の完了確認方法(土壌汚染の除去を行った場合)、現在の状況(土壌汚染の除去以外の方法を行った場合) <p>※既存の情報を把握するものであり、改めて土壌又は地下水の汚染状態に関する測定等の実施を求めるものではない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 969 644 1171">②特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等(埋設・飛散・流出・地下浸透)に関する情報</td> <td data-bbox="644 969 1439 1171"> <ul style="list-style-type: none"> 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等の有無 埋設等をした特定有害物質の種類、濃度及び物質の形態 埋設等をした時期及び場所 埋設等した特定有害物質の量 特定有害物質を含む固体・液体を埋設した範囲・深さ・量 天災等(地震、洪水、高潮、火災)の被災履歴の有無及び被災内容等 <p>※特定有害物質を含む廃棄物が埋設された土地に関する情報を含む</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 1171 644 1373">③特定有害物質の使用等(製造・使用・処理)に関する情報</td> <td data-bbox="644 1171 1439 1373"> <ul style="list-style-type: none"> 特定有害物質の使用等の有無 使用等されていた特定有害物質の種類、濃度及び物質の形態 特定有害物質を使用等していた時期及び場所 特定有害物質を使用等していた設備の構造及び深さ 特定有害物質に係る配管・地下構造物の有無、経路及び設置深度 特定有害物質の処理施設の有無、処理方法及び設置場所 特定有害物質の排出経路及び排出先等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 1373 644 1574">④特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等(貯蔵・保管)に関する情報</td> <td data-bbox="644 1373 1439 1574"> <ul style="list-style-type: none"> 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等の有無 貯蔵等されていた特定有害物質の種類、濃度及び物質の形態 貯蔵等を行っていた時期、場所、及び施設の形態、設置深度 貯蔵等施設における地下浸透防止措置の有無及び措置の内容 貯蔵等されていた特定有害物質に係る配管・地下構造物の有無、経路及び設置深度 貯蔵等されていた特定有害物質の排出経路及び深さ等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 1574 644 1709">⑤その他の情報</td> <td data-bbox="644 1574 1439 1709"> <ul style="list-style-type: none"> 上記の②～④に該当しない調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれに関する情報 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> 自然由来の土壌の汚染状態に関する情報 盛土部分に用いられた盛土材料の自然由来の汚染に関する情報 水面埋立て用材料由来の土壌の汚染状態に関する情報³⁾ </div> </td> </tr> </table>	①土壌の特定有害物質による汚染状態に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 土壌又は地下水の汚染状況に関する調査結果 調査の実施時期、調査目的(例 土壌汚染対策法、自治体条例、任意調査)、調査対象物質及び選定理由、調査地点、調査深度又は調査を行った帯水層、土壌又は地下水中の特定有害物質の濃度、想定される汚染原因等 土壌又は地下水の汚染の除去等の対策 対策の実施時期、対策の内容(実施した場所、規模、対策方法等)、措置の完了確認方法(土壌汚染の除去を行った場合)、現在の状況(土壌汚染の除去以外の方法を行った場合) <p>※既存の情報を把握するものであり、改めて土壌又は地下水の汚染状態に関する測定等の実施を求めるものではない。</p>	②特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等(埋設・飛散・流出・地下浸透)に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等の有無 埋設等をした特定有害物質の種類、濃度及び物質の形態 埋設等をした時期及び場所 埋設等した特定有害物質の量 特定有害物質を含む固体・液体を埋設した範囲・深さ・量 天災等(地震、洪水、高潮、火災)の被災履歴の有無及び被災内容等 <p>※特定有害物質を含む廃棄物が埋設された土地に関する情報を含む</p>	③特定有害物質の使用等(製造・使用・処理)に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 特定有害物質の使用等の有無 使用等されていた特定有害物質の種類、濃度及び物質の形態 特定有害物質を使用等していた時期及び場所 特定有害物質を使用等していた設備の構造及び深さ 特定有害物質に係る配管・地下構造物の有無、経路及び設置深度 特定有害物質の処理施設の有無、処理方法及び設置場所 特定有害物質の排出経路及び排出先等 	④特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等(貯蔵・保管)に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等の有無 貯蔵等されていた特定有害物質の種類、濃度及び物質の形態 貯蔵等を行っていた時期、場所、及び施設の形態、設置深度 貯蔵等施設における地下浸透防止措置の有無及び措置の内容 貯蔵等されていた特定有害物質に係る配管・地下構造物の有無、経路及び設置深度 貯蔵等されていた特定有害物質の排出経路及び深さ等 	⑤その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 上記の②～④に該当しない調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれに関する情報 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> 自然由来の土壌の汚染状態に関する情報 盛土部分に用いられた盛土材料の自然由来の汚染に関する情報 水面埋立て用材料由来の土壌の汚染状態に関する情報³⁾ </div>
①土壌の特定有害物質による汚染状態に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 土壌又は地下水の汚染状況に関する調査結果 調査の実施時期、調査目的(例 土壌汚染対策法、自治体条例、任意調査)、調査対象物質及び選定理由、調査地点、調査深度又は調査を行った帯水層、土壌又は地下水中の特定有害物質の濃度、想定される汚染原因等 土壌又は地下水の汚染の除去等の対策 対策の実施時期、対策の内容(実施した場所、規模、対策方法等)、措置の完了確認方法(土壌汚染の除去を行った場合)、現在の状況(土壌汚染の除去以外の方法を行った場合) <p>※既存の情報を把握するものであり、改めて土壌又は地下水の汚染状態に関する測定等の実施を求めるものではない。</p>										
②特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等(埋設・飛散・流出・地下浸透)に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等の有無 埋設等をした特定有害物質の種類、濃度及び物質の形態 埋設等をした時期及び場所 埋設等した特定有害物質の量 特定有害物質を含む固体・液体を埋設した範囲・深さ・量 天災等(地震、洪水、高潮、火災)の被災履歴の有無及び被災内容等 <p>※特定有害物質を含む廃棄物が埋設された土地に関する情報を含む</p>										
③特定有害物質の使用等(製造・使用・処理)に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 特定有害物質の使用等の有無 使用等されていた特定有害物質の種類、濃度及び物質の形態 特定有害物質を使用等していた時期及び場所 特定有害物質を使用等していた設備の構造及び深さ 特定有害物質に係る配管・地下構造物の有無、経路及び設置深度 特定有害物質の処理施設の有無、処理方法及び設置場所 特定有害物質の排出経路及び排出先等 										
④特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等(貯蔵・保管)に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等の有無 貯蔵等されていた特定有害物質の種類、濃度及び物質の形態 貯蔵等を行っていた時期、場所、及び施設の形態、設置深度 貯蔵等施設における地下浸透防止措置の有無及び措置の内容 貯蔵等されていた特定有害物質に係る配管・地下構造物の有無、経路及び設置深度 貯蔵等されていた特定有害物質の排出経路及び深さ等 										
⑤その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 上記の②～④に該当しない調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれに関する情報 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> 自然由来の土壌の汚染状態に関する情報 盛土部分に用いられた盛土材料の自然由来の汚染に関する情報 水面埋立て用材料由来の土壌の汚染状態に関する情報³⁾ </div>										
エ. 公有水面埋立地に関する情報 ³⁾	<ul style="list-style-type: none"> 公有水面埋立法による埋立て又は干拓による造成履歴の有無 上記の造成が開始された日 廃棄物の埋め立ての有無 都市計画法第8条第1項の規定による工業専用地域への該当の有無 										

1) 過去に行われた土壌分析結果において調査対象地の盛土部分の土壌について基準不適合が認められ、かつ、当該基準不適合の理由として調査対象地における人為的原因(水面埋立て用材料由来を含む。)による土壌汚染のおそれが考えにくい場合のみ

2) 過去に行われた土壌分析結果において認められた調査対象地の盛土部分の土壌の基準不適合の原因が調査対象地における人為的原因(水面埋立て用材料由来を含む。)による土壌汚染のおそれ及び盛土材料の掘削場所・地層における人為的原因(水面埋立て用材料由来を含む。)による土壌汚染のおそれによるものと考えにくい場合のみ

3) 調査対象地が公有水面埋立地に位置する場合のみ

(4) 情報の入手・把握の実施

調査実施者は、資料収集、関係者からの聴取及び現地確認の方法により情報を収集する（通知の記の第3の1(6)③7）。

調査実施者は、資料調査、聴取調査及び現地調査を実施し、(3)1)に示した入手・把握すべき情報の内容を可能な限り網羅的に入手・把握する。

1) 資料調査

資料調査では、調査実施者は、調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報が記載された既存資料（紙媒体又は電子媒体等）を入手し、その内容を把握する。資料調査において入手・把握する資料の例を Appendix 「17. 資料調査において入手・把握する資料（参考例）」に示す。

調査実施者は、Appendix 「17. 資料調査において入手・把握する資料（参考例）」を参考とし、調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効となる資料を可能な限り網羅的に入手・把握する。また、資料調査において入手・把握する資料の多くは土地の所有者等から提供を受ける必要があるものである。よって、調査実施者は表 2.3.1-1 及び Appendix 「17. 資料調査において入手・把握する資料（参考例）」を使用して土地の所有者等に入手・把握する必要がある資料の内容を十分説明しなければならない。

資料調査において入手・把握する既存資料は、資料が作成された目的や資料の位置付けにより私的資料、公的届出資料及び一般公表資料に分けられる。それぞれの資料を入手・把握する方法の目安を以下に示す。

ア. 私的資料

調査実施者は主に土地の所有者等からの提供によって私的資料を入手・把握する。私的資料は土地の所有者等若しくは工場又は事業場の関係者が自社内で使用することを目的として作成されている資料であり、通常、都道府県等を含む第三者が保有するものではなく、一般に公表されているものでもないため、基本的に土地の所有者等から提供を受ける必要がある。

なお、既に閉鎖されてしまっている工場又は事業場（以下「閉鎖済工場等」という。）については、私的資料の収集は一般的に大きな困難を伴うことが予想される。調査実施者は、土地の所有者等に当該閉鎖済工場等に関する私的資料の保有状況を確認するとともに、土地の所有者等を通じて当該閉鎖済工場等の操業関係者へ私的資料の提供を依頼するなどして、当該閉鎖済工場等に関する私的資料の入手・把握に努めなければならない。

イ. 公的届出資料

調査実施者は、土地の所有者等から行政庁へ提出された公的届出書類（以下「公的届出資料」という。）の副本若しくは写しを収集する。また、閉鎖済工場等については、私的資料の場合と同様に、調査実施者は土地の所有者等に当該閉鎖済工場等に関する公的届出資料の所有状況を確認するとともに、土地の所有者等を通じて当該閉鎖済工場等の操業関係者へ資料の提供を依頼するなどして、当該閉鎖済工場等に関する公的届出資料の入手・把握に努めなければならない。

また、法第3条調査における規則第3条第3項の通知や法第4条調査あるいは法第5条

調査の命令の際に併せて都道府県等から公的届出資料の開示を受けるなどにより、土地の所有者等又は調査実施者が都道府県等から公的届出資料の開示を受けた場合については、都道府県等より開示された公的届出資料についても資料調査の調査対象に含めることとする。

なお、法第3条調査においては、調査契機をかんがみ、調査実施者は、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の水質汚濁防止法又は下水道法の特定施設に関する公的届出資料を必ず入手・把握することとなる。

公的届出資料の例については、Appendix「17. 資料調査において入手・把握する資料(参考例)」を参照のこと。

特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等又は使用等があったことを客観的に示す行政手続の例については、「特定有害物質の埋設、飛散、流出又は地下への浸透等の履歴を確認する際に参考になり得ると考えられる行政手続の例について」(平成22年3月30日付け環境省水・大気環境局土壌環境課事務連絡)に示されている(通知の記の第3の2(3)②及び③)。

上記の通知の記載は、都道府県知事が法第4条第2項の調査命令の発出の検討に関するものであるが、当該事務連絡に示されている行政手続の例は、地歴調査においても有用であることから、調査実施者は公的届出資料として入手・把握の対象に含めることとなる。

なお、この行政手続の例は、環境省のホームページに掲載されている

(<http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html>)。

ウ. 一般公表資料

一般公表資料は、刊行物や広く一般に周知することを目的として収集・整理されている資料であるため、基本的に調査実施者自らが一般公表資料を入手・把握する必要がある。ただし、土地の所有者等が一般公表資料を保有している場合については、調査実施者は土地の所有者等から一般公表資料の提供を受けることもできる。

なお、一般公表資料のうち、地図類や書籍等著作権のある資料を使用する場合については、調査実施者は著作権を侵害しない範囲内で資料を使用しなければならない。

2) 聴取調査

聴取調査では、調査実施者は工場又は事業場の操業関係者からの聴取により調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握する。聴取調査において把握された情報について、調査実施者は記録簿等の形式で取りまとめることとする。取りまとめた内容については、聴取調査の相手方に確認をとることが望ましい。

聴取調査の対象となる操業関係者は、施設管理担当者、環境管理担当者、化学物質管理担当者等、工場又は事業場における特定有害物質の取扱いや公害防止管理及び廃棄物管理の状況について詳しい者を選定する必要がある。操業期間が長い工場又は事業場においては、調査実施者は、熟練工や退職者からも聴取を行い、過去における特定有害物質による土壌汚染のおそれを推定するために有効な情報の把握に努めることが望ましい。

また、閉鎖済工場等の操業関係者に対する聴取調査の実施には、大きな困難を伴うことが予想されるが、調査実施者は土地の所有者等を通じて閉鎖済工場の操業関係者へ申し入れるなどして、聴取調査を実施できるよう努力することとする。

調査実施者は、聴取調査において、入手・把握すべき情報の内容(2.3.1(3)1))に示し

た項目のうち、「イ. 土地の用途及び地表の高さの変更、地質に関する情報」及び「ウ. 特定有害物質による汚染のおそれに関する情報」について、網羅的に聴取りを実施する（各項目の詳しい内容については、表 2.3.1-1 を参照）。調査実施者は、聴取調査を実施するに当たって、表 2.3.1-1 を使用するなどして、聴取調査にて把握したい情報の内容を聴取調査の相手方に説明・理解してもらう必要がある。

聴取調査は資料調査の後に実施することが望ましい。調査実施者は、聴取調査において資料調査で把握された情報の内容について確認を行うとともに、資料調査では確認されなかった情報の存在に注意して調査を行う。また、資料調査と聴取調査で得られる情報の内容に齟齬がみられる場合については、調査実施者は、資料の精度、聴取調査の対象者が操業に従事していた期間及び現地調査で確認された内容等から、それぞれの調査で得られた情報の内容の信憑性を検討する必要がある。

3) 現地調査

現地調査では、調査実施者は、調査対象地を訪れ、工場又は事業場の操業関係者の案内のもと、視認等により調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握する。調査実施者は現地の状況等について撮影した写真に説明を書き加えた写真集等の形で現地調査結果を取りまとめることとする。

調査実施者が現地調査にて確認すべき情報の内容は、入手・把握すべき情報の内容（2.3.1(3)1）に示した項目（各項目の詳しい内容については、表 2.3.1-1 を参照。）である。現地調査における確認の要点を項目ごとに以下に記す。

ア. 調査対象地の範囲を確定するための情報

法第3条調査の場合、調査実施者は、調査対象地である工場又は事業場の敷地の境界をひととおり視察し、資料調査で確認されている敷地の境界との整合を確認する。調査対象地に起点、単位区画及び30m格子を設定する上で支障を及ぼす程度に、資料調査で確認されている敷地の境界や形状と整合しない場合については、調査実施者は、土地の所有者等や都道府県等と協議を行い、調査対象地の範囲を確認する必要がある。

法第4条調査の場合、調査実施者は調査対象地の縁辺をひととおり視察し、調査対象地の範囲を確認する。法第4条調査は土地の形質の変更に伴って実施されるため、調査対象地の範囲を現地で特定しにくい場合もあることが想定される。このような場合、調査対象地及び周辺に立地する目印となりうる建物・構造物や座標が明確な境界杭等との位置関係を参考とするとともに、土地の形質の変更の施行者と現地にて協議を行い、調査対象地の範囲を確認する必要がある。

法第5条調査の場合、調査命令に係る範囲が調査対象地が位置する土地の区域の範囲と同一である場合には法第3条調査と、調査命令に係る範囲が調査対象地が位置する土地の区域の一部である場合には法第4条調査と同様である。

イ. 土地の用途及び地表の高さの変更、地質に関する情報

調査実施者は、資料調査及び聴取調査にて把握された情報の内容を確認する観点から調査を行うとともに、資料調査及び聴取調査では確認されなかった情報の存在にも注意して調査を行う。また、資料調査及び聴取調査で得られた情報の内容に齟齬がある場合については、現地調査にて整合性等を判断する観点で確認を行う必要がある。

調査実施者は調査対象地内の建物・施設配置や不自然な盛土の存在、周辺の土地との地

表の高さの違いに特に注意する。不自然な盛土や周辺の土地との地表の高さの違いが認められる場合には、その理由や地表の高さの変更の履歴の有無を案内者や土地の所有者等から確認する必要がある。また、調査実施者は、試料採取等が困難な斜面地の存在の有無やその範囲等についても現地調査において併せて確認し、記録を残すことが望ましい。

ウ. 特定有害物質による汚染のおそれに関する情報

調査実施者は、資料調査及び聴取調査にて把握された情報の内容を確認する観点から調査を行うとともに、資料調査及び聴取調査では確認されなかった情報の存在にも注意して調査を行う。また、資料調査及び聴取調査で得られた情報の内容に齟齬がある場合については、現地調査にて整合性等を判断する観点で確認を行う必要がある。

調査実施者は資料に表されていない特定有害物質の埋設等、使用等又は貯蔵等の有無、特定有害物質を含む廃棄物の保管や埋設の有無及び特定有害物質が貯蔵等されている施設の地下浸透防止措置の状況について特に注意して確認する。また、特定有害物質を含む廃棄物が埋設されている土地に関しては、廃棄物処理法の対象となる可能性があるため、調査実施者及び土地の所有者等は、その取扱いについて都道府県等と相談すること。

なお、現地調査は、工場又は事業場が現存する場合だけでなく、既に閉鎖されている場合に関しても実施し、閉鎖済工場等の施設等の残存状況や現存する施設と閉鎖済工場の位置関係についても確認を行う。

4) 自然由来汚染盛土のおそれに関する情報

自然由来汚染盛土のおそれに関する情報は、「土地の用途及び地表の高さの変更、地質に関する情報」及び「特定有害物質による汚染のおそれに関する情報」からなる。調査実施者が、自然由来汚染盛土のおそれを評価するに当たって、確認すべき事項について以下に記す。

ア. 自然由来とみられる基準不適合が認められている盛土部分の土壌の分析結果

「自然由来とみられる基準不適合が認められている盛土部分の土壌の分析結果」とは、過去に行われた調査対象地の盛土部分の土壌に関する分析結果のことであるが、土壌分析の対象試料が採取された場所等によって、以下の二つに分けられる。

- ① 調査対象地において採取された盛土部分の土壌分析結果であって、人為的原因（水面埋立て用材料由来を含む。）によるものとは考えにくい基準不適合が認められているもの
- ② 盛土材料の掘削場所において盛土材料の採取その他に伴って行われた土壌分析結果であって、自然由来とみられる基準不適合が認められているもの

①については、土地の所有者等から入手・把握した過去に行われた土壌分析結果や調査対象地における土地利用履歴等を確認することが基本である。

②については、一般的には情報の入手・把握が困難であることが想定されるが、調査実施者は、土地の所有者等に対して該当する情報の所有状況について確認する。また、調査実施者は、周辺における自然由来特例区域やその他の要措置区域等の台帳、台帳に添付されている資料、法第61条第1項に基づく都道府県等からの情報提供によりこれらの情報を確認することも考えられる（2.3.2(3)2参照）。

なお、上記の①の情報がある場合、土壌汚染のおそれの基準のうち、「土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかである

土地」(規則第 26 条第 1 号)に該当し得るものと整理され、②の情報がある場合、「規則 26 条第 2 号から第 4 号までに掲げる土地と同等程度に土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないおそれがある土地」(規則第 26 条第 5 号)に該当し得るものと整理される(2.3.2(3)2 参照)。

イ. 調査対象地の盛土に用いられた盛土材料の掘削場所や盛土の工事に関する情報

調査実施者は、自然由来汚染盛土のおそれを評価するために、調査対象地における盛土の工事等に関する以下の四つの情報について入手・把握する。

以下の①と②の情報については、過去に行われた土壌分析結果において調査対象地の盛土部分の土壌について基準不適合が認められ、かつ、当該基準不適合の理由として調査対象地における人為的原因(水面埋立て用材料由来を含む。)が考えにくい場合に、調査実施者は情報を入手・把握すればよい。

① 基準不適合が認められた盛土材料の掘削場所

調査実施者は、造成工事記録等の資料や関係者への聴取りによって過去に行われた土壌分析結果によって基準不適合が認められた盛土部分の土壌の採取地を確認する。盛土材料の採取地を把握できた場合、調査実施者は、旧地形図、空中写真及び住宅地図より、当該採取地の概略的な土地利用履歴を把握し、盛土材料について人為的原因(水面埋立て用材料由来を含む。)による土壌汚染のおそれについて検討を行う。

② 基準不適合が認められた盛土材料が採取された地層

調査実施者は、造成工事記録等の資料や関係者への聴取りにより過去に行われた土壌分析結果によって基準不適合が認められた盛土部分の土壌が採取された地層を確認する。盛土部分の土壌が採取された地層を把握できた場合、調査実施者は、既存の地質柱状図や水理基盤図等より、当該地層が調査対象地の深さ 10m 以浅に分布するか否かについて確認を行う。

以下の③と④の情報については、過去に行われた土壌分析結果において認められた調査対象地の盛土部分の土壌の基準不適合の原因が調査対象地における人為的原因(水面埋立て用材料由来を含む。)による土壌汚染のおそれ及び盛土材料の掘削場所・地層における人為的原因(水面埋立て用材料由来を含む。)による土壌汚染のおそれによるものと考えにくい場合に、調査実施者は情報を入手・把握すればよい。

③ 専ら自然由来で汚染された地層の土壌を含む盛土材料の再移動の状況

自然由来汚染盛土のおそれについては、盛土の工事後に専ら自然由来で汚染された地層の土壌を含む盛土部分の土壌の再移動が行われた場合についても認められる場合がある。このため、調査実施者は、盛土の工事後に行われた専ら自然由来で汚染された地層の土壌を含む盛土の土壌の再移動の状況について、移動元の場所・範囲・深さ及び移動先の場所・範囲・厚さの確認を行う。

④ 専ら自然由来で汚染された地層の土壌を含む盛土の工事(再移動を含む)が完了した時期

盛土部分の土壌を掘削した自然地層と同質な状態でつながっている自然地層が調査対象地の深さ 10m 以浅に分布していない(いずれの深さにも分布していない又は 10m より深部に分布している)場合、改正土壌汚染対策法の施行(平成 22 年 4 月 1 日)以降に完了した盛土については、自然由来汚染盛土のおそれとして認められず、人為的な原因による土壌汚染のおそれとして取り扱われることとなる。そのため、調査実施

者は、調査対象地において行われた専ら自然由来で汚染された地層の土壌を含む盛土の工事（再移動を含む）が完了した時期について確認を行う。なお、調査実施者は、これらの工事が改正土壌汚染対策法の施行日以前に完了したか否かについて把握できれば十分であり、空中写真の判読や関係者からの聴取りによって把握された情報を根拠とすることも認められる。

これらの情報については、工事記録等の私的資料から把握されることを基本とするが、調査対象地における盛土の工事状況に詳しい関係者からの聴取りによって把握されることも認められる。また、調査対象地における盛土の工事が、周辺と一体で行われている場合については、周辺におけるこれらの情報を根拠として使用できる場合もある。

なお、調査対象地において盛土がなされた履歴については宅地造成等規制法（昭和 36 年 11 月 7 日法律第 191 号）の「宅地造成に関する工事の許可（変更許可）申請書」の添付書類のうち「宅地の平面図」から確認することもできる。

2.3.2 試料採取等対象物質の種類の特定

(1) 基本的な考え方

調査実施者は、情報の入手・把握において収集した情報により、調査対象地において土壌汚染のおそれがあると認められる特定有害物質の種類を試料採取等対象物質の種類として特定する（規則第 3 条第 2 項本文）。

法第 3 条調査では、調査実施者は、調査対象地における土地利用の履歴、特定有害物質の使用等の状況、土壌又は地下水の汚染の概況等の土壌汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握し、当該情報により 25 種の特定有害物質から土壌汚染のおそれがあると認められる特定有害物質の種類を試料採取等対象物質として特定する。

法第 4 条調査及び法第 5 条調査では、都道府県知事の調査命令に係る書面に記載された特定有害物質の種類が試料採取等対象物質となる。ただし、情報の入手・把握により新たに土壌汚染のおそれが判明した特定有害物質の種類について、試料採取等対象物質として追加することができる。なお、法第 4 条調査及び法第 5 条調査では、調査命令に係る書面に記載された特定有害物質の種類について情報の入手・把握を実施している。このことから、情報の入手・把握において、当該特定有害物質の種類について調査命令の理由となった土壌汚染のおそれ以外の土壌汚染のおそれが認められた場合、その旨についても明示し、土壌汚染のおそれの区分の分類以降の調査の過程に反映させる必要がある。

調査実施者は、調査契機によらず、人為的原因による土壌汚染のおそれに加えて、自然由来の土壌汚染のおそれ（自然由来汚染盛土のおそれも含む）及び公有水面埋立て用材料由来の土壌汚染のおそれについても、情報の入手・把握において収集した情報を基に評価・判断する。

同一の特定有害物質の種類について人為的原因による土壌汚染のおそれがある土壌と自然由来の土壌汚染のおそれがある土壌が重なっているか又は連続していて区別ができない土地の部分については、当該土壌については専ら自然由来の土壌汚染のおそれがあるものとは取り扱わずに、人為的原因による土壌汚染のおそれがあるものと取り扱い、基本となる調査の試料採取等を行う。

人為的原因による土壌汚染のおそれがある土壌と水面埋立て用材料由来の土壌汚染のおそれがある土壌が重なっているか又は連続していて区別ができない土地の部分についても、当該土壌については専ら水面埋立て用材料由来の土壌汚染のおそれがあるものとは取り扱わずに、人為的原因による土壌汚染のおそれがあるものと取り扱い、基本となる調査の試料採取等を行

う。

(2) 試料採取等対象物質の種類の特定の手順

1) 法第3条調査

ア. 調査実施者による試料採取等対象物質の特定

調査実施者は、使用が廃止された有害物質使用特定施設の敷地であった土地における特定有害物質による土壤汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握するための調査において、25種の特定有害物質のうち試料採取等の対象とすべきものを選定する（規則第3条第2項及び通知の記の第3の1(6)③ア）。

調査実施者は、調査対象地における過去の土壤の汚染の状況に関する調査の結果、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等、使用等及び貯蔵等の履歴等を踏まえ（規則第26条参照）、汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかとなった特定有害物質や、当該履歴から埋設等、使用等又は貯蔵等をしてきたことが判明した特定有害物質及びその分解生成物等を、土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないおそれがあると認められる特定有害物質の種類とし、試料採取等対象物質として選定する（通知の記の第3の1(6)③ア）。

具体的には、調査実施者は、情報の入手・把握において収集した情報より、過去に遡って法第4条第2項の土壤汚染のおそれの基準（規則第26条）に該当する履歴が認められる特定有害物質の種類を試料採取等対象物質として特定する。旧法では、使用が廃止された有害物質使用特定施設において使用等されていた特定有害物質及びその分解生成物が調査対象物質であったが、改正により過去の地歴において法第4条第2項の土壤汚染のおそれの基準（規則第26条）に該当する履歴を有する特定有害物質の種類すべてを試料採取等対象物質とすることとなったことに、調査実施者は留意する必要がある。すなわち、調査実施者は、法第4条第2項の土壤汚染のおそれの基準（規則第26条）への該当の当否が不明な特定有害物質の種類及び該当するとは認められない特定有害物質の種類については、試料採取等対象物質としなくてよい。

テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタンあるいはトリクロロエチレンについて、調査対象地において土壤汚染のおそれがあると認められる場合、調査実施者はそれらの特定有害物質の分解生成物（表 2.3.2-1）も土壤汚染のおそれがある特定有害物質の種類に含める必要があることに留意する必要がある（通知の記の第3の1(5)）。

表 2.3.2-1 分解生成物（通知の記の第3の1(5)）

特定有害物質	分解生成物
テトラクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン
1,1,2-トリクロロエタン	1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン

自然由来特例の調査及び水面埋立地特例の調査が設けられており、これらの特例の調査については、基本となる調査と試料採取等区画の選定及び試料採取等の方法が異なる。このことから、調査実施者は、専ら自然由来の汚染のおそれが認められる特定有害物質の種類及び専ら水面埋立て用材料由来の汚染のおそれが認められる特定有害物質の種類を明示し、人為的原因による土壌汚染のおそれが認められる特定有害物質の種類とは別に取り扱う必要がある。

イ. 調査対象地において土壌汚染のおそれがある特定有害物質の種類の通知の申請

試料採取等の対象とすべき特定有害物質の種類は、公的届出資料等行政保有情報により判明することも考えられる。このため、調査実施者は、都道府県知事に対し、試料採取の対象とすべき特定有害物質の種類を通知することを申請することができることとした（規則第3条第3項）。調査実施者は、この申請の際、地歴調査において試料採取等の対象とすべきと判断した特定有害物質の種類及びその理由等汚染のおそれを推定するために有効な情報を添えてこの申請を行う必要がある（規則第3条第5項）。都道府県知事は、この申請を受けて、調査対象地において土壌汚染のおそれがある特定有害物質の種類があると認めるときは、当該特定有害物質の種類を調査実施者に通知する（規則第3条第3項）。ここにいう「土壌汚染のおそれがある特定有害物質の種類」とは、法第4条第2項の汚染のおそれの基準（規則第26条）の履歴等に係る特定有害物質の種類である（通知の記の第3の1(6)③ア）。

都道府県知事は、申請書に添付された地歴調査の結果を踏まえ、申請書に記載された特定有害物質の種類についても、併せて通知の対象とする（通知の記の第3の1(6)③ア）。

なお、当該通知に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類については、試料採取等対象物質とすることを要しないが（規則第3条第2項ただし書）、任意に試料採取等の対象とした場合には、その結果を土壌汚染状況調査の結果として報告することができる。また、調査実施者が当該申請をすることなく、試料採取等対象物質を確定することも可能であるが、上記の行政が保有する情報により土壌汚染のおそれがあると思料される特定有害物質の種類を網羅していない場合には、当該網羅されていない特定有害物質の限度で、法第3条第3項に基づき再調査を命じられる可能性がある（通知の記の第3の1(6)③ア）。

調査実施者は、土壌汚染状況調査の一部として調査対象地の土壌汚染のおそれの把握を行わなければならないため、規則第3条第3項の通知の申請を行う場合には、必然的に情報の入手・把握において収集した情報及びAppendix「16. 地歴調査チェックリスト」を申請書（規則様式第2）に添付して都道府県知事に提出することとなる。

上記の通知の申請を行った際に、都道府県知事から、調査実施者が土壌汚染のおそれがあると考えた特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類について土壌汚染のおそれがあると通知される場合がある。この場合、調査実施者は都道府県知事から通知された特定有害物質の種類についても試料採取等対象物質とすることとなる。また、このような場合には、調査実施者は通知の申請に先立って実施した情報の入手・把握において得た情報の内容を見直すとともに、都道府県知事から通知された特定有害物質の種類による土壌汚染のおそれを推定するために有効な情報を追加的に入手・把握しなければならない。

自然由来又は水面埋立て用材料由来の土壌の汚染状態に関しては、情報がまだ十分に整理・公表されていないため、当面は調査実施者による情報の入手・把握において有効な情

報の入手が困難となることが想定される。このような場合、調査実施者は、都道府県知事へ調査対象地において土壌汚染のおそれがある特定有害物質の種類のお知らせの申請を行い、都道府県等が把握している情報から自然由来又は水面埋立て用材料由来の土壌汚染のおそれがある特定有害物質の種類を把握して試料採取等へ進むことが望ましい。

2) 法第4条調査及び法第5条調査

法第4条調査及び法第5条調査では、調査の命令に係る書面に記載された特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類について試料採取等対象物質としないことができる（規則第3条第2項ただし書）。

規則第27条又は令第4条第1項の書面に記載された特定有害物質の種類のほか、地歴調査により土壌汚染のおそれがあることが判明した特定有害物質の種類がある場合において、後者を試料採取等対象物質とすることなく、土壌汚染状況調査の結果を報告したときは、都道府県知事は、後者について、改めて法第4条第2項の命令を発出する必要がある（通知の記の第3の2(5)）。

法第4条調査及び法第5条調査では、都道府県知事から調査命令が発出される際に、調査の対象となる特定有害物質の種類が命令に係る書面に示される。調査実施者は、まず、この調査命令に係る書面に記載された特定有害物質の種類を試料採取等対象物質とすることとなる。また、情報の入手・把握において、調査実施者が収集把握した情報から、調査命令に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類について法第4条第2項の土壌汚染のおそれの基準（規則第26条）に該当することが認められる場合がある。このような場合、情報の入手・把握において土壌汚染のおそれが判明した特定有害物質の種類についても試料採取等対象物質に追加することが望ましい。情報の入手・把握において新たに土壌汚染のおそれが判明した特定有害物質の種類への取扱いは、土壌汚染状況調査の依頼者である土地の所有者等が決定することとなる。試料採取等対象物質に追加しない場合においても、調査実施者は、入手・把握した情報から新たに調査対象地における土壌汚染のおそれがあると認められた特定有害物質の種類について、土壌汚染状況調査の結果として報告しなければならない。このため、土地の所有者等は都道府県知事より当該特定有害物質の種類について法第4条第2項の調査命令が新たに発出される可能性があることに留意する必要がある。

なお、法第4条調査及び法第5条調査では、調査命令に係る書面に記載された特定有害物質の種類について情報の入手・把握を実施している。このことから、情報の入手・把握において、当該特定有害物質の種類について、調査命令の理由となった土壌汚染のおそれ以外の土壌汚染のおそれが認められた場合、その旨についても明示し、土壌汚染のおそれの区分の分類以降の調査の過程に反映させる必要がある。例えば、砒素及びその化合物が調査対象地において使用等されていた履歴があることをもって調査命令が発出された場合に、調査実施者による情報の入手・把握において、同じ特定有害物質の種類について専ら自然由来又は専ら水面埋立て用材料由来の土壌汚染のおそれが認められた場合である。

(3) 調査対象地における試料採取等対象物質の種類の特定の具体的方法

調査実施者は、調査対象地における過去の土壌の汚染の状況に関する調査の結果、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等、使用等及び貯蔵等の履歴等を踏まえ（規則第26条参照）、汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかとなった特定有害物質や、当該履歴から埋設等、使用等又は貯蔵等をしてきたことが判明した特定有害物質及びその分解生成物等を、土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合し

ないおそれがあると認められる特定有害物質の種類とし、試料採取等対象物質として選定する（通知の記の第3の1(6)③ア）。

調査実施者が試料採取等対象物質の種類の特定期間において判断基準とする法第4条第2項の土壤汚染のおそれの基準（規則第26条）は以下の①～⑤のとおりである。調査実施者は、人為的原因によって汚染のおそれの基準に該当する土地の履歴が認められた場合だけでなく、自然由来や水面埋立て用材料に由来して汚染のおそれの基準に該当する土地の履歴が認められた場合についても、調査対象地における土壤汚染のおそれがあるものと判断し、汚染のおそれの基準に該当する履歴の認められた特定有害物質を試料採取等対象物質の種類とする。

- ① 土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかである土地（規則第26条第1号）
- ② 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地（規則第26条第2号）
- ③ 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地（規則第26条第3号）
- ④ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設（特定有害物質を含む液体の地下への浸透の防止のための措置であって環境大臣が定めるものが講じられている施設を除く。）に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地（規則第26条第4号）
- ⑤ ②から④までに掲げる土地と同等程度に土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないおそれがある土地（規則第26条第5号）

人為的原因による土壤汚染のおそれ、専ら自然由来の土壤汚染のおそれ及び専ら水面埋立て用材料由来の土壤汚染のおそれに分けて、汚染のおそれを評価・判断する目安を以下の1)～3)に示す。

なお、第一種特定有害物質は土壤環境中での脱塩素反応によって異なる特定有害物質の種類に変化することが知られている（表2.3.2-1参照）。そのため、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエタンあるいはトリクロロエチレンについて、上記の①又は⑤に該当するものと認められた場合、調査実施者は①又は⑤に該当する特定有害物質の種類（親物質）（表2.3.2-2）について、調査対象地における②～④への該当の当否について注意して確認する必要がある。

表 2.3.2-2 親物質

特定有害物質	親物質
1,1-ジクロロエチレン	テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン
シス-1,2-ジクロロエチレン	テトラクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン
1,2-ジクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン
トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン

1) 人為的原因による土壤汚染のおそれ

人為的原因による土壤汚染のおそれを判断する目安を、法第4条第2項の土壤汚染のおそれの基準（規則第26条）の土地の履歴ごとに以下に示す。

- ① 土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかである土地（規則第26条第1号）

土壤の特定有害物質による汚染の状況を調査した結果、規則が定める測定方法によりその汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが判明した土地の区域をいう（通知の記の第3の2の(3)①）。

調査対象地で過去に行われた調査で土壤溶出量基準不適合又は土壤含有量基準不適合が認められている場合、調査実施者は基準不適合の原因について慎重に検討する必要がある。過去の調査において認められた土壤溶出量基準又は土壤含有量基準の不適合の理由について、専ら自然由来及び専ら水面埋立て用材料由来のものと考えられない場合については、これらによらない人為的原因によるものと判断されることとなる。

- ② 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地（規則第26条第2号）

- ③ 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地（規則第26条第3号）

「製造し、使用し、又は処理する」は、法第3条第1項の「製造し、使用し、又は処理する」と同様の意味である（通知の記の第3の2(3)③）。

「土壤汚染対策法第3条第1項の土壤汚染状況調査について」(平成15年5月14日環水土発第030514001号)によると以下の行為は、法第3条第1項の「製造、使用又は処理」に該当しないとされており、ここでも同様の考え方をとることができる。

- i) 特定有害物質を微量含む原材料を用いるが、当該特定有害物質に対し何らの働きかけをしない行為
- ii) 一般廃棄物処理施設（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1（以下「別表という。」）第71号の3）又は産業廃棄物処理施設（別表第71号の4）における廃棄物の処理及び下水道終末処理施設（別表第73号）における下水の処理
- iii) 特定有害物質を固体以外の状態にせず、かつ、粉状又は粒状にしない形での取扱い（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号）第5条第1号参照）
- iv) 特定有害物質が密封された製品の取扱い（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令第5条第2号参照）
- v) 添加剤等として特定有害物質を微量（1%未満）含む物質の製造、使用又は処理

なお、上記の「特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場」は、法第3条調査の調査契機に係る有害物質使用特定施設以外のものも含まれる点に調査実施者は注意すること。

- ④ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又

は保管する施設（特定有害物質を含む液体の地下への浸透の防止のための措置であって環境大臣が定めるものが講じられている施設を除く。）に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地（規則第 26 条第 4 号）

特定有害物質の保管倉庫等が存在し、又は存在した土地の区域が該当する。なお、ここでいう「貯蔵」又は「保管」は、容器により密閉した状態のままなされる貯蔵又は保管を含めず、その場で開封して、特定有害物質を含む内容物の出し入れを行うことが前提となる貯蔵又は保管が該当する。具体的には、ガソリンスタンド等の敷地である土地又は敷地であった土地が想定される（通知の記の第 3 の 2 (3)④）。また、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をタンク、ドラム管その他の容器に入れて屋外にこれを置く方法により行われる貯蔵又は保管は、密閉したままで行われるものであっても、ここにいう「貯蔵」、「保管」に該当するものと解することとしている（通知の記の第 3 の 2 (3)④）。

特定有害物質を含む液体の地下への浸透の防止のための措置であって、環境大臣が定めるものについては、今後の知見の集積を踏まえ、定められることとなっている（通知の記の第 3 の 2 (3)④）。

- ⑤ ②から④までに掲げる土地と同等程度に土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないおそれがある土地（規則第 26 条第 5 号）

例えば、鉱山の敷地であった土地であって、鉱業権の消滅後 5 年を経過し、かつ鉱山保安法第 39 条第 1 項の命令に基づき土壤の特定有害物質による汚染による鉱害を防止するために必要な設備がなされていないものが該当する（通知の記の第 3 の 2 (3)⑤）。

2) 専ら自然由来の土壤汚染のおそれ

人為的原因を確認することができない土壤汚染であって、地質的に同質な状態で広く存在する土壤汚染地（第二種特定有害物質に係るものに限る。）については、専らいわゆる自然由来による土壤汚染であると考えられるところ、実際に測定を行ってその汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないことが判明したものであれば 1)①に該当することとなるが、当該測定によりその汚染状態が判明した土地の区域の近傍の土地等は、1)⑤に該当すると解することが可能であると考えられる（通知の記の第 3 の 2 (3)⑤）。

専ら自然由来の土壤汚染のおそれについては、自然由来特例の調査が設けられており、基本となる調査や水面埋立地特例の調査と試料採取等区画の選定及び試料採取等の方法が異なる。よって、調査実施者は、専ら自然由来の汚染のおそれが認められる特定有害物質の種類を明示する必要がある。

過去の調査において認められた土壤溶出量基準又は土壤含有量基準の不適合の理由が専ら自然由来によるものかについては、調査実施者は、「土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するかどうかの判定方法及びその解説」（通知別紙及び Appendix-3.）を参考にし、基準不適合土壤の分布状況（平面及び深さ）、全量分析による土壤含有量の値、基準不適合が認められた特定有害物質の種類に関する埋設等・使用等・貯蔵等の履歴及び調査対象地の地質構成等を総合的に勘案して判断する必要がある。

また、調査対象地の近傍の土地において判明した自然由来による土壤汚染については、自然由来特例区域の指定状況から確認することができる。加えて、一般管理区域又は要措置区域についても、自然由来の基準不適合が認められている場合がある。この場合については、台帳に添付されている資料からその旨を確認することが考えられる。

なお、通知においても自然由来の土壤汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等について、引き続き法第 61 条第 1 項に基づき、必要に応じ、関係部局等と連携を図ることにより、収集し、整理し、保存し、及び適切に提供するよう努めることが要請されている。したがって、調査実施者は、自然由来の規則第 26 条 5 号の土地（上記 1）⑤の土地）への該当性について都道府県等より確認することができる。

専ら自然由来で汚染された土壤による盛土部分の土壤汚染についても、一定の条件を満たすものについては、自然由来汚染盛土とみなし、専ら自然由来の土壤汚染として取り扱うことができる。自然由来汚染盛土とみなす条件とは、表 2.3.2-3 のとおりである。

具体的には、改正法施行前（平成 22 年 3 月 31 日）に盛土の工事（再移動含む）が完了している場合、盛土部分の土壤汚染のおそれが専ら自然由来で汚染された地層の土壤を盛土材料に用いたことによるものと認められれば、調査実施者は、盛土部分の土壤汚染のおそれを自然由来汚染盛土のおそれとして取り扱う。一方、改正法施行後（平成 22 年 4 月 1 日）に盛土の工事が完了した場合は、盛土部分の土壤汚染のおそれが専ら自然由来で汚染された地層の土壤を盛土材料に用いたことによるものであることに加えて、調査対象地の深さ 10m 以浅に盛土部分の土壤を採取した自然地層と同質な状態で繋がっている自然地層が分布するとともに、専ら自然由来で汚染された地層の土壤の掘削と盛土が同一事業で行われたもの、又は、盛土材料の掘削場所と盛土場所の距離が 900m 以上離れていないものについてのみ、自然由来汚染盛土のおそれとして認められる。これらの要件に該当しない場合は、盛土部分の土壤汚染のおそれが専ら自然由来で汚染された地層の土壤を盛土材料に用いたことによるものであっても、盛土部分の土壤汚染のおそれを人為的原因による土壤汚染のおそれとして取り扱うこととなる。

盛土部分の土壤が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない理由が専ら自然由来によるものの判断については、調査実施者が、自然地層における専ら自然由来の土壤汚染のおそれを判断する場合と同様に、「土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するかどうかの判定方法及びその解説」（通知別紙及び Appendix-3.）を参考にし、基準不適合土壤の分布状況（平面及び深さ）、全量分析による土壤含有量の値、基準不適合が認められた特定有害物質の種類に関する埋設等・使用等・貯蔵等の履歴及び調査対象地の地質構成等を総合的に勘案して判断する必要がある。

表 2.3.2-3 自然由来で汚染された土壌による盛土部分の土壌汚染の取扱い

自然由来で汚染された土壌による盛土部分の位置	自然由来汚染盛土とみなすことのできる範囲	
	改正土壌汚染対策法施行前(平成22年3月31日以前)に盛土工事が完了したもの	改正土壌汚染対策法施行後(平成22年4月1日以降)に盛土工事が完了したもの
盛土部分の土壌を掘削した地層と同質な状態につながっている地層が深さ10m以浅に分布している土地の場所(公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地は除く。)	第二溶出量基準に適合するもの	掘削及び盛土が当時の同一事業で行われたもの又は掘削場所と盛土場所の距離が900m以上離れていないものであり、かつ、第二溶出量基準に適合するもの
盛土部分の土壌を掘削した地層と同質な状態につながっている地層が深さ10m以浅に分布していない(分布していない又は深さ10mより深部に分布している)土地の場所(公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地は除く。)	第二溶出量基準に適合するもの	なし
公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地の場所	なし	なし

なお、同一の特定有害物質の種類について、人為的原因による土壌汚染のおそれと専ら自然由来の土壌汚染のおそれの両方が認められる場合についても、調査実施者は当該特定有害物質の種類について両方のおそれがあるものとして取り扱うことが基本である。ただし、人為的原因による土壌汚染のおそれがある土壌と自然由来の土壌汚染のおそれがある土壌が重なっているか又は連続していて区別ができない土地の部分については、当該土壌については専ら自然由来の土壌汚染のおそれがあるものとは取り扱わずに、人為的原因による土壌汚染のおそれがあるものと取り扱い、基本となる調査の試料採取等を行う。

3) 専ら水面埋立て用材料由来の土壌汚染のおそれ

専ら水面埋立て用材料由来の土壌汚染のおそれについては、調査対象地において実際に土壌分析を行った結果、水面埋立て用材料に由来して土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないことが明らかとなっている土地の部分は、規則第26条各号に示されている法第4条第2項の土壌汚染のおそれの基準のうち規則第26条第1号の土地(上記1)①の土地)の部分に該当する。また、実際に土壌分析を行った結果、水面埋立て用材料に由来して土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないことが明らかとなっている土地の近傍の土地の部分は規則第26条第5号の土地(上記1)⑤の土地)の部分に該当すると解することが可能であると考えられる。

専ら水面埋立て用材料由来の土壌汚染のおそれについては、水面埋土地特例の調査が設けられており、基本となる調査や自然由来特例の調査と試料採取等区画の選定及び試料採取等の方法が異なる。よって、調査実施者は、専ら水面埋立て用材料由来の汚染のおそれが認められる特定有害物質の種類を明示する必要がある。

過去の調査において認められた土壌溶出量基準又は土壌含有量基準の不適合の理由が専ら水面埋立て用材料由来のものかについては、調査実施者は、基準不適合土壌の分布状況（平面及び深さ）、水面埋立て用材料の土質、基準不適合が認められた特定有害物質の種類に関する埋設等・使用等・貯蔵等の履歴及び調査対象地の地質構成等を総合的に勘案して判断する必要がある。

また、調査対象地と同一の水面埋立て用材料で造成された埋立地等において判明した水面埋立て用材料由来の土壌汚染については、埋立地特例区域の要件に該当する形質変更時要届出区域の指定状況から確認することができる。加えて、埋立地管理区域、一般管理区域又は要措置区域についても、水面埋立て用材料由来の基準不適合が認められている場合がある。この場合については、台帳に添付されている資料からその旨を確認することが考えられる。

なお、通知において、専ら水面埋立て用材料由来の土壌汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等について、引き続き法第61条第1項に基づき、必要に応じ、関係部局等と連携を図ることにより、収集し、整理し、保存し、及び適切に提供するよう努めることが要請されている。したがって、調査実施者は、専ら水面埋立て用材料由来の規則第26条5号の土地（上記1）⑤の土地）への該当性について都道府県等より確認することができる。

さらに、同一の特定有害物質の種類について、調査対象地に人為的原因による土壌汚染のおそれと専ら水面埋立て用材料由来の土壌汚染のおそれの両方が認められる場合についても、2)にて述べた人為的原因による土壌汚染のおそれと自然由来の土壌汚染のおそれの両方が認められた場合と同様にそれぞれのおそれとして取り扱うことが基本である。

2.3.3 土壌汚染のおそれの区分の分類

(1) 基本的な考え方

調査実施者は、情報の入手・把握において収集した情報により、調査対象地を土壌汚染のおそれがあると認められる特定有害物質の種類ごとに次の三つの区分に分類する（規則第3条第6項）。

- ① 土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地
- ② 土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地
- ③ 土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地（①又は②以外の土地）

人為的原因による土壌汚染のおそれが認められた土地については、基本となる調査による試料採取等を行う。

また、自然由来汚染盛土のおそれがある土地のうち、改正法施行前（平成22年3月31日以前）に完了した工事により盛土された土壌であり、当該土壌を掘削した自然地層と同質な状態でつながっている自然地層が当該土地の深さ10m以浅に分布していない（いずれの深さにも分布していない及び10mより深部に分布している）場合（公有水面埋立地を除く）についても基本となる調査による試料採取等を行う。

これらの場合、調査実施者は、情報の入手・把握において収集した調査対象地に関する情報をもとに試料採取等対象物質ごとに土壌汚染のおそれの区分の分類を行う。一方、自然由来特例の調査又は水面埋立地特例の調査による試料採取等を行う場合については、基本的に調査対象地の全体が専ら自然由来の土壌汚染のおそれがある土地又は専ら水面埋立て用材料由来の土壌汚染のおそれがある土地となるため、土壌汚染のおそれの区分の分類は行わない。

分解生成物に関する土壌汚染のおそれの区分の分類は、親物質（分解生成物の元となった物

質)の土壤汚染のおそれの区分の分類に準じて実施することとなるが、複数の親物質が試料採取等対象物質となっている場合(例えば、トリクロロエチレンとテトラクロロエチレンが試料採取等対象物質となっている場合のシス-1,2-ジクロロエチレン及び1,1-ジクロロエチレン。)については、分解生成物の土壤汚染のおそれの区分の分類はすべての親物質についての土壤汚染のおそれの区分の分類を反映させる必要がある。

(2) 人為的原因による土壤汚染のおそれが認められる土地における土壤汚染のおそれの区分の分類の実施

調査実施者は、人為的原因による土壤汚染のおそれが認められた場合に、情報の入手・把握において収集した調査対象地に関する情報をもとに、次の1)～3)に示す判断基準に基づいて土壤汚染のおそれの区分の分類を実施する。ここに示す判断基準に基づいた場合の具体的な判断例のイメージを図2.3.3-1～6に示す。

なお、情報の入手・把握において調査対象地における特定有害物質の使用状況等に関する情報を十分に把握できなかったため、「1)土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地」又は「2)土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地」とする客観的な理由が見つからなかった土地は「3)土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」に分類されることとなる。

1) 土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地(通知の記の第3の1(6)③イ(イ))

特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等を行っていた土地や、使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地からその用途が全く独立している状態が継続している土地を指す。

土地の用途としては、従業員の福利厚生目的等事業目的の達成以外のために利用している土地である。具体的には、調査対象地の履歴を可能な限り過去に遡った結果、当初から、専ら次のような用途のみに利用されていた土地が該当する。

- ・ 山林、緩衝緑地、従業員用の居住施設や駐車場、グラウンド、体育館、未利用地等

ただし、上記の状態が継続している土地であっても、土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかである土地(規則第26条第1号)又は特定有害物質を埋設等、使用等又は貯蔵等していた土地と同等程度に土壤汚染のおそれがある土地(規則第26条第5号)については土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地ではなく、土壤汚染が存在するおそれが比較的多い土地に該当することになる。

2) 土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地(通知記の第3の1(6)③イ(ロ))

直接に特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地ではないが、当該敷地から、その用途が全く独立しているとはいえない土地を指す。

土地の用途としては、事業目的の達成のために利用している土地であって、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等、使用等又は貯蔵等を行う施設の敷地以外の土地である。具体的には、当該施設の設置時から、専ら次のような用途のみに利用されていた土地で、直接に特定有害物質の埋設等、使用等又は貯蔵等をしていない土地が該当すると考えられる。

- ・ 事務所(就業中の従業員が出入りできるものに限る。)、作業場、資材置き場、倉庫、

従業員用・作業車用通路、事業用の駐車場、中庭等の空き地（就業中の従業員が出入りできるものに限る。）、複数の工場棟を有する場合において有害物質使用特定施設と一連の生産プロセスを構成していない工場棟の敷地等

上記の土地に加えて、以下に示す土地も土壤汚染のおそれが少ない土地に該当すると考えられる。

- ・ 複数の工場棟を有する場合において特定有害物質を埋設等、使用等又は貯蔵等する施設と一連の生産プロセスを構成していない工場棟の土地等
- ・ 特定有害物質を埋設等、使用等又は貯蔵等する施設を含む建物と同一建物内であるが、当該施設が設置された場所とは壁等により明確に区分されており、一連の生産プロセスを構成しておらず、かつ当該施設と繋がっている配管が存在しない（地中を含む。）場所（事業の用に供され、就業中の従業員が出入りできる場所に限る。）

ただし、上記の用途の土地であっても、土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかである土地（規則第26条第1号）又は特定有害物質を埋設等、使用等又は貯蔵等していた土地と同等程度に土壤汚染のおそれがある土地（規則第26条第5号）については土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地ではなく、土壤汚染が存在するおそれが比較的多い土地に該当することになる。

3) 土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地（通知の記の第3の1(6)③イ(ハ)）

1)及び2)以外の土地は、土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地であり、次の土地が想定される。

- ・ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等が行われた土地
- ・ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地
- ・ 上記の施設を設置している土地、当該施設と繋がっている配管、当該施設と配管で繋がっている施設及びその建物、当該施設及びその関連施設の排水管及び排水処理施設

土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地は、法第4条第2項の汚染のおそれの基準（規則第26条）に該当する土地であり、上記の施行通知で示されている土地に加えて、調査対象地における過去の土壤の汚染状況に関する調査の結果、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかである土地（規則第26条第1号）及び特定有害物質を埋設等、使用等又は貯蔵等していた土地と同等程度に土壤汚染のおそれがある土地（規則第26条第5号）も該当する。

- ① 土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかである土地（通知の記の第3の2(3)①、以下「基準不適合土地」という。）

土壤の特定有害物質による汚染の状況を調査した結果、法が定める測定方法によりその汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが判明した土地の区域をいう（通知の記の第3の2(3)①）。

この土地は、調査対象地において土壤汚染状況調査以前に実施された土壤分析の結果、

人為的原因によって土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しなかった土地あるいは適合しなかった理由が不明である土地が該当する。

- ② 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地（通知の記の第3の2(3)②、以下「有害物質埋設等土地」という。）

故意・過失の如何を問わず、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体を埋設・流出・地下浸透した土地若しくは飛散した特定有害物質等が落下した土地を指す。

- ③ 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地（通知の記の第3の2(3)③、以下「有害物質使用等土地」という。）

ここでいう「製造し、使用し、又は処理する」は、法第3条第1項の“製造し、使用し、又は処理する”と同様の意味である。

特定有害物質を製造し、使用し、又は処理する施設（以下「有害物質使用等施設」という。）及びそれを設置している建物、当該施設と繋がっている配管、当該施設と配管で繋がっている施設及びその建物、当該施設及びその関連施設の排水管及び排水処理施設、特定有害物質を使用等する作業場等が存在し、又は存在した土地の区域が該当する。

なお、「土壌汚染対策法第3条第1項の土壌汚染状況調査について」（平成15年5月14日環水土発第030514001号）によると、有害物質使用特定施設が、商業施設の一テナント（例：大規模小売店内で開店しているクリーニング店）又はオフィスビルの一入居者（例：オフィスビルに入居している試験研究機関）により設置されている場合において、当該施設が廃止されるとともに、調査義務が発生した時の調査の方法は、当該有害物質使用特定施設からの排水管の地中に設置された部分（当該テナント又は入居者が最下階に入居していた場合、排水管が最下階に設置されていた場合にあつては、当該入居していた部分、当該設置されていた部分の直下を含む。）において100㎡単位の調査を行えば足り、それ以外の場所においては、900㎡単位の調査も行うことは要しないとされている。

上記の通知の文章にある「当該施設と繋がっている配管」には、地表面付近に設けられている配管、地中に埋設されている配管に加え、建物の最下階又は屋外に設けられている架空配管も含まれる。

なお、「土壌汚染対策法第3条第1項の土壌汚染状況調査について」（平成15年5月14日環水土発第030514001号）に法第3条第1項の「製造、使用又は処理」に該当しない行為の例が示されており、ここでも同様の考え方をとることができる（2.3.2(3)1参照）。

- ④ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地（通知の記の第3の2(3)④）。

特定有害物質の保管倉庫等が存在し、又は存在した土地の区域が該当する。なお、ここでいう「貯蔵」又は「保管」は、容器により密閉した状態のままなされる貯蔵又は保管を含めず、その場で開封して、特定有害物質を含む内容物の出し入れを行うことが前提となる貯蔵又は保管が該当する。具体的には、ガソリンスタンド等の敷地である土地又は敷

地であった土地が想定される。

また、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をタンク、ドラム缶その他の容器に入れて屋外にこれを置く方法により行われる貯蔵又は保管は、密閉した状態のままで行われるものであっても、ここにいう「貯蔵」、「保管」に該当するものと解することとする。

なお、特定有害物質を含む液体の地下への浸透の防止のための措置であって環境大臣が定めるものが講じられている施設については、ここでいう「貯蔵」、「保管」に該当しない（規則第26条第4号括弧書）。特定有害物質を含む液体の地下への浸透の防止のための措置であって環境大臣が定めるものについては、今後の知見の集積を踏まえ、定められることとなる。

- ⑤ その他、②から④までに掲げる土地と同等程度に土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないおそれがある土地（通知の記の第3の2(3)⑤）。

例えば、鉱山の敷地であった土地であって、鉱業権の消滅後5年を経過し、かつ、鉱山保安法第39条第1項の命令に基づき土壤の特定有害物質による汚染による鉱害を防止するために必要な設備がなされていないものが該当する。

この土地は、調査対象地の土壤が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していない事実や特定有害物質を使用等していた履歴は認められないものの、何らかの客観的事実によって、ある程度の確からしさをもって、②～④に掲げる土地と同等程度に土壤汚染が存在するおそれがあるものと認められる土地が該当する。

上に示した鉱山の敷地であった土地のほかには、例えば、調査対象地に隣接する土地において、特定有害物質を含む液体が流出又は地下へ浸透する事故が発生した履歴が明らかとなっており、当該液体に含まれる特定有害物質による調査対象地の土壤への影響が懸念される場合が該当するものと考えられる。

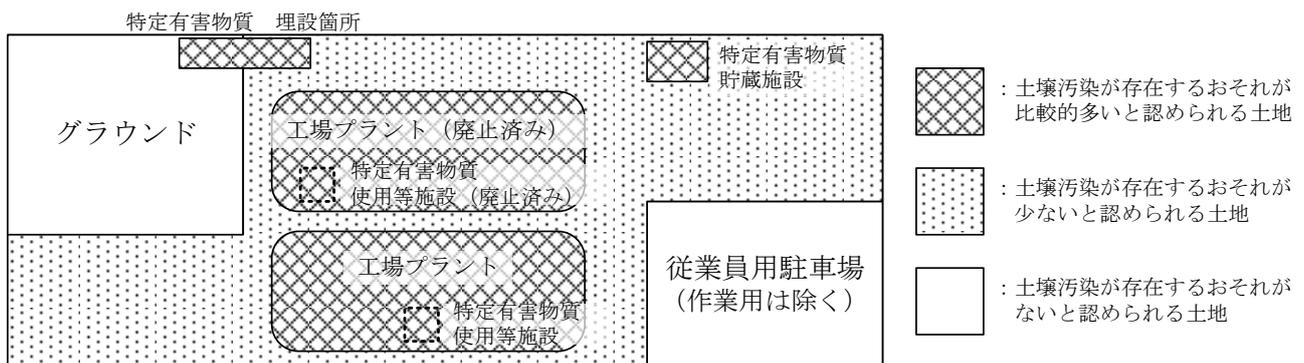


図 2.3.3-1 土壤汚染のおそれの区分の判断ケース①（工場又は事業場、その1）

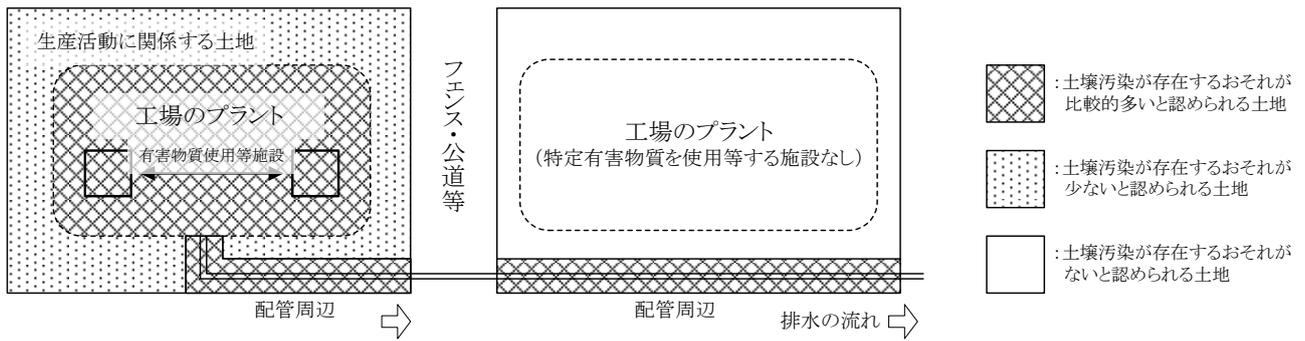


図 2.3.3-2 土壌汚染のおそれの区分の判断ケース②（工場又は事業場、その2）

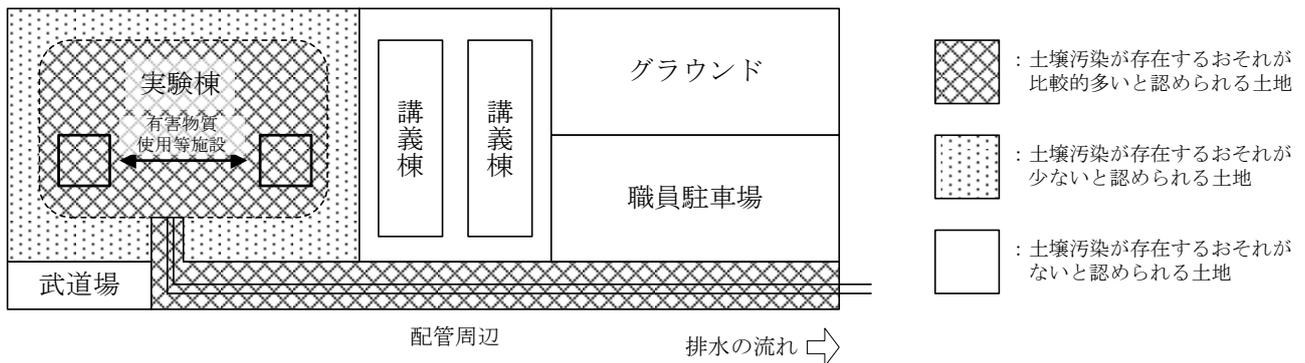


図 2.3.3-3 土壌汚染のおそれの区分の判断ケース③（大学等）

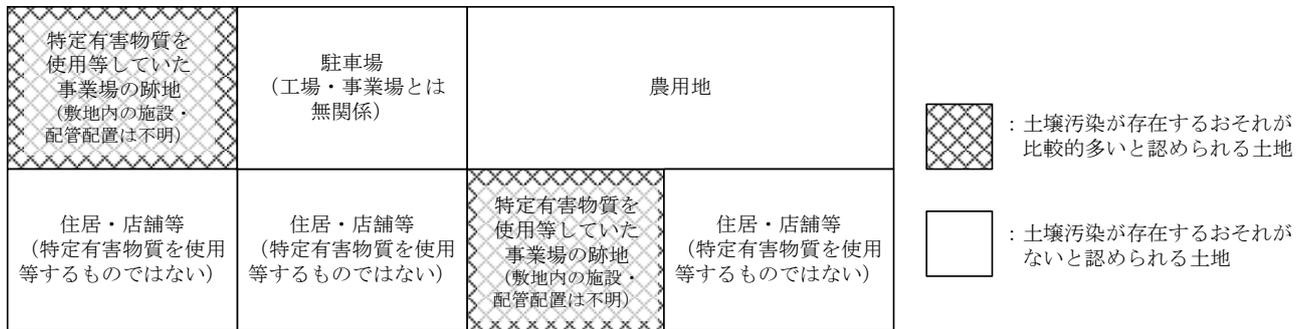


図 2.3.3-4 土壌汚染のおそれの区分の判断ケース④（市街地再開発敷地等）

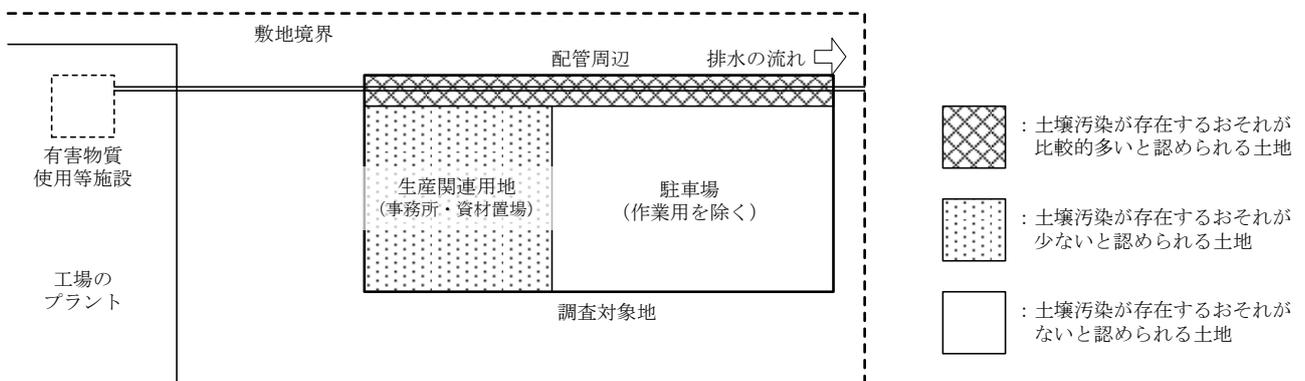


図 2.3.3-5 土壌汚染のおそれの区分の判断ケース⑤
（法第4条調査、調査対象地外に有害物質使用等施設があった場合）

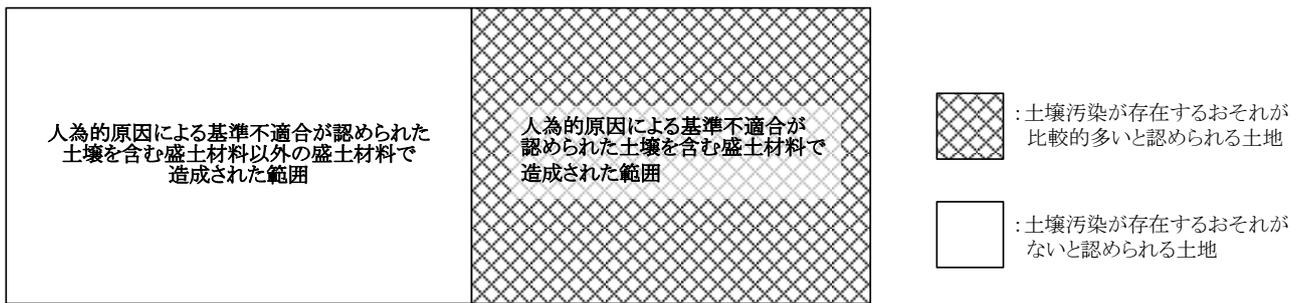


図 2.3.3-6 土壌汚染のおそれの区分の判断ケース⑥
(調査対象地の盛土部分の土壌に人為的原因のみによる基準不適合が認められた場合)

(3) 専ら自然由来の土壌汚染のおそれが認められる土地の部分又は専ら水面埋立て用材料由来の土壌汚染のおそれが認められる土地の部分

1) 自然由来の土壌汚染のおそれが認められる土地の部分

自然地層において専ら自然由来の土壌汚染のおそれが認められる土地の部分については、自然由来特例の調査による試料採取等を行う。また、自然由来汚染盛土のおそれがある土地の部分については、当該盛土部分の位置と盛土の工事の完了時期に応じて、表 2.3.3-1 に示すように試料採取等の方法が異なる(表の説明については、2.1を参照)。なお、当該盛土部分の位置等と盛土の工事の完了時期による調査方法の該当性については「自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壌が盛土材料として利用された場合の土壌汚染状況調査に係る特例及び自然由来特例区域の該当性について」(平成 24 年 8 月 13 日付け環水大土発第 120813001 号環境省水・大気環境局土壌環境課長通知)に示されている。

専ら自然由来で汚染された地層の土壌が水面埋立て用材料として用いられている場合は専ら水面埋立て用材料由来の土壌汚染のおそれとして取り扱い、水面埋立地特例の調査による試料採取等を行う。また、専ら自然由来で汚染された地層の土壌が公有水面埋立地で盛土材料として用いられている場合は人為的原因による土壌汚染のおそれとして取り扱い、基本となる調査による試料採取等を行うことが基本である。

ア. 自然由来特例の調査による試料採取等を行う場合の取り扱い

自然地層における専ら自然由来の土壌汚染のおそれについては、一般的に汚染のおそれがある土地の場所を単位区画レベルの精度で特定することが困難であることから、調査実施者は、基本的に、調査対象地のすべての範囲について専ら自然由来の土壌汚染のおそれがあるものとみなして、試料採取等区画の選定へ進む。ただし、調査実施者は、調査対象地において、専ら自然由来の土壌汚染のおそれがある地層の分布範囲が情報の入手・把握において得られた情報から明らかである場合は、その範囲を記録し、特例の調査における試料採取等区画の選定において使用する。「明らかである場合」とは、例えば、過去に行われた地質調査報告書等から調査対象地の一部の範囲について専ら自然由来の土壌汚染のおそれがある地層が分布しないことがわかっている場合である。

調査対象地において専ら自然由来の土壌汚染のおそれが認められた場合、調査実施者は、情報の入手・把握において得られた情報より専ら自然由来の土壌汚染のおそれがある地層の位置が明らかである場合は、その上端と下端の深さをそれぞれ記録し、当該地層の位置が明らかでない場合にはその旨を記録する。なお、下端の深さについては、地表から 10m

以内でないことが明らかな場合は、その旨を記録すればよい。

また、自然由来汚染盛土のおそれについては、造成工事記録等の既存の情報よりその範囲を単位区画レベルの精度で特定することができる場合もある。調査実施者は、自然由来汚染盛土のおそれがある盛土が分布する範囲及び当該盛土が分布する深度を把握して記録する。

表 2.3.3-1 専ら自然由来で汚染された地層の土壌を盛土材料に用いたことによる盛土部分の土壌汚染のおそれがある土地の部分における土壌汚染状況調査の方法と評価

自然由来で汚染された土壌による盛土部分の位置	自然由来で汚染された盛土部分の土壌の調査方法	調査結果の評価において「自然由来汚染盛土」と判断される条件
<p>盛土部分の土壌を掘削した地層と同質な状態につながっている地層が深さ 10m以浅に分布している土地の場所(公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地は除く。)であり、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正土壌汚染対策法施行前(平成 22 年 3 月 31 日以前)に完了した工事によるもの 改正土壌汚染対策法施行後(平成 22 年 4 月 1 日以降)に完了した工事によるものであって、自然由来で汚染された土壌の掘削と当該土壌による盛土が当時の同一事業で行われたもの、又は、自然由来で汚染された土壌が掘削された土地と当該土壌で盛土された土地の間の距離が 900m以上離れていないもの 	<p>自然由来特例の調査</p>	<p>第二溶出量基準に適合していること</p>
<p>改正土壌汚染対策法施行前(平成 22 年 3 月 31 日以前)に完了した工事による盛土部分の土壌があり、当該土壌を掘削した地層と同質な状態につながっている地層が深さ 10m以浅に分布していない(分布していない又は深さ 10mより深部に分布している)土地の場所(公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地は除く。)</p>	<p>基本となる調査</p>	<p>専ら自然由来で汚染された地層から掘削した土壌が盛土材料として使用されていると判断される場合であり、かつ、第二溶出量基準に適合していること</p>
<p>改正土壌汚染対策法施行後(平成 22 年 4 月 1 日以降)に完了した工事による盛土部分の土壌のある土地(公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地は除く。)であり、次のいずれかに該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然由来で汚染された土壌の掘削と当該土壌による盛土が当時の同一事業で行われたものでないもの、かつ、自然由来で汚染された土壌が掘削された土地と当該土壌で盛土された土地の間の距離が 900m以上離れているもの 当該土壌を掘削した地層と同質な状態につながっている地層が深さ 10m以浅に分布していない(分布していない又は深さ 10mより深部に分布している)土地の場所 	<p>基本となる調査</p>	<p>自然由来汚染盛土と判断されることはない(人為的原因による汚染土壌とみなされる)</p>
<p>公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地の場所</p>	<p>基本となる調査又は水面埋立地特例の調査</p>	<p>自然由来汚染盛土と判断されることはない(人為的原因)による汚染土壌とみなされる)</p>

表 2.3.3-2 自然由来汚染盛土のおそれがある土地における
 土壤汚染のおそれの区分の分類の考え方

土壤汚染のおそれの区分の分類	考え方
土壤汚染が存在するおそれが比較的多い土地	自然由来汚染盛土のおそれがある土地であり、調査対象地において当該盛土部分の土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが判明している場合。 あるいは、当該盛土を掘削した調査対象地内の自然地層の土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが判明している場合。
土壤汚染が存在するおそれが少ない土地	自然由来汚染盛土のおそれがある土地であり、盛土材料が採取された土地（調査対象地外）の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが判明しており、調査対象地では汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合するか不明な場合
土壤汚染が存在するおそれがない土地	自然由来汚染盛土のおそれがない土地

イ. 基本となる調査による試料採取等を行う場合の土壤汚染のおそれの区分等

調査実施者は、自然由来汚染盛土のおそれに対して基本となる調査による試料採取等を行う場合には、表 2.3.3-2 及び図 2.3.3-7 に示す考え方で自然由来汚染盛土のおそれがある盛土に対する土壤汚染のおそれの区分の分類を行う。

調査対象地又は盛土材料の掘削場所における土壤分析の結果から土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが判明している必要があるが、調査対象地における土壤分析の結果で判明している場合は「土壤汚染が存在するおそれが比較的多い土地」に、盛土材料の掘削場所における土壤分析の結果で判明している場合は「土壤汚染が存在するおそれが少ない土地」に分類される。

ウ. 専ら自然由来の土壤汚染のおそれと人為的原因の両方がみとめられる場合の試料採取等を行う場合の土壤汚染のおそれの区分等

同一の特定有害物質の種類について、調査対象地に人為的原因による土壤汚染のおそれと専ら自然由来の土壤汚染のおそれの両方が認められる場合についても、調査実施者は当該特定有害物質の種類について両方のおそれがあるものとして取り扱うことが基本である。

ただし、人為的原因による土壤汚染のおそれがある土壤と専ら自然由来の土壤汚染のおそれがある土壤が重なっているか又は連続していて区別ができない土地の部分については、当該土壤については専ら自然由来の土壤汚染のおそれがあるものとは取り扱わずに、人為的原因による土壤汚染のおそれがあるものとして取り扱い、基本となる調査の試料採取等を行う。一方、両方の土壤汚染のおそれを区別できる土壤については、人為的原因による土壤汚染のおそれがある土地の部分の土壤に対して基本となる調査を行い、自然由来の土壤汚染のおそれがある土地の部分の土壤に対して自然由来特例の調査を行う。調査対象地に人為的原因による土壤汚染のおそれと自然由来汚染盛土のおそれの両方があり、当該自然由来汚染盛土のおそれがある盛土部分の土壤が基本となる調査の要件(表 2.3.3-1 参照)に該当する盛土の場合は、人為的原因による土壤汚染のおそれと自然由来汚染盛土のおそれの両方に対して基本となる調査を行う。

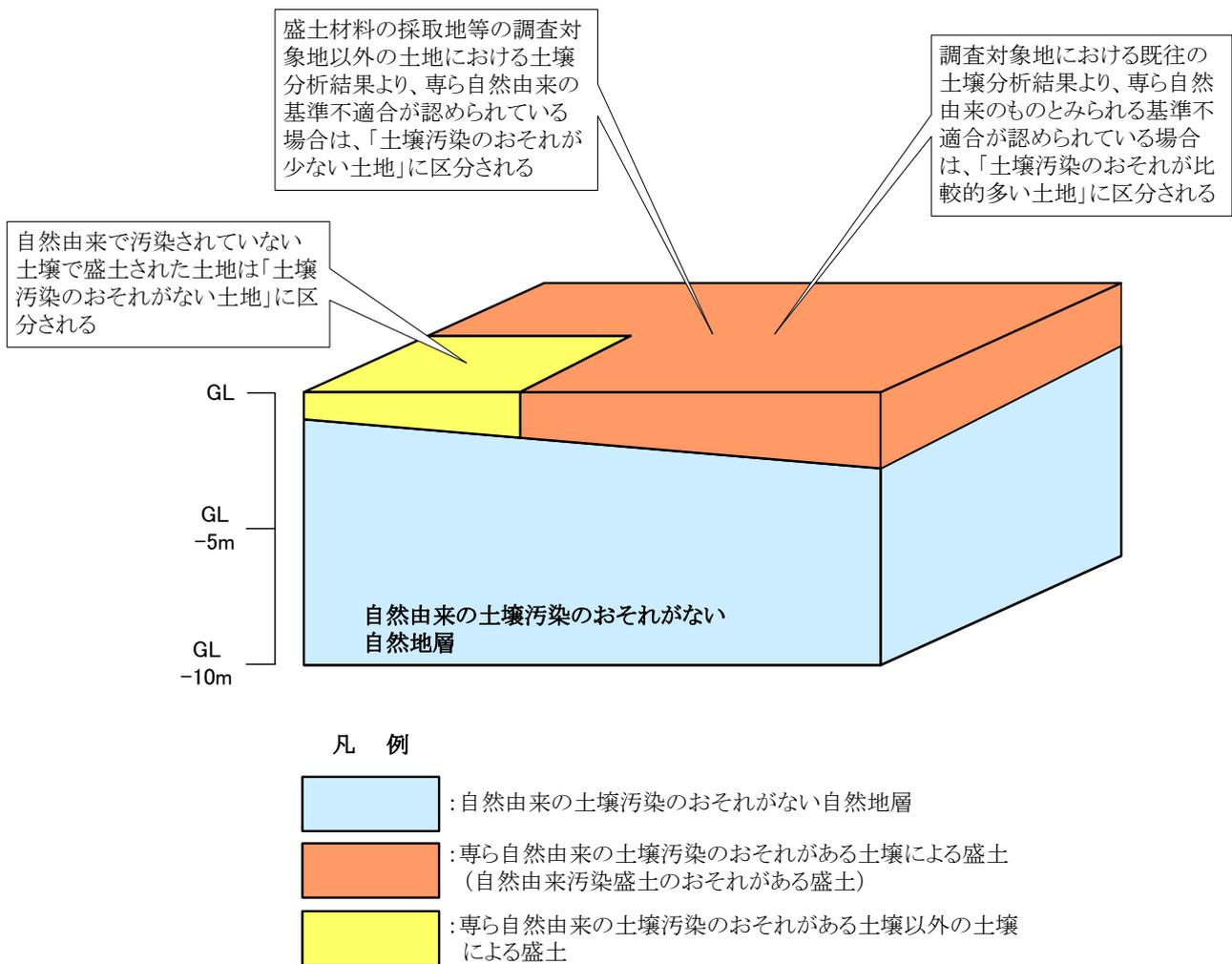


図 2.3.3-7 自然由来汚染盛土のおそれがある土地の部分における土壤汚染のおそれの区分の分類の例

2) 専ら水面埋立て用材料由来の土壤汚染のおそれが認められる土地の部分

水面埋立て用材料由来の土壤汚染のおそれについては、一般的に汚染のおそれがある土地の場所を単位区画レベルの精度で特定することが困難であることから、調査実施者は、基本的に、調査対象地のすべての範囲について専ら水面埋立て用材料由来の土壤汚染のおそれがあるものとみなして、試料採取等区画の選定へ進み、水面埋立地特例の調査を行う。ただし、調査実施者は、調査対象地において、専ら水面埋立て用材料由来の土壤汚染のおそれがある水面埋立て用材料で埋め立てられた範囲が情報の入手・把握において得られた情報から明らかである場合は、その範囲を記録し、特例の調査における試料採取等区画の選定において使用する。「明らかである場合」とは、例えば、公有水面埋立法の届出書類や造成工事記録等から調査対象地の一部の範囲について専ら水面埋立て用材料由来の土壤汚染のおそれがある水面埋立て用材料で埋め立てられていないことがわかっている場合である。

また、調査対象地において専ら水面埋立て用材料由来による土壤汚染のおそれが認められ、当該水面埋立て用材料による埋立ての造成完了後に盛土されている場合で、その盛土材料による土壤汚染のおそれが認められる場合、調査実施者は、情報の入手・把握において得られ

た情報より当該水面埋立て用材料が分布している深さが明らかである場合は、その上端の深さを記録し、水面埋立地特例の調査の試料採取深度の設定に反映させる(2.8.3(3)1)及び2)参照)。

(4) 汚染のおそれが生じた場所の位置に関する情報の記録

調査実施者は、土壌汚染のおそれの区分の分類において、情報の入手・把握において収集した情報より確認することができる汚染のおそれが生じた場所の位置に関する情報を現在の地表からの深さとして記録する(図2.3.3-8)。汚染のおそれが生じた場所の位置に関する情報は、基本となる調査や法第5条調査に係る特例における試料採取等(2.5及び2.6参照)や要措置区域等外へ搬出する土壌の認定調査において汚染のおそれの区分の分類(5.10.4参照)を行う際に必要となる情報である。

「汚染のおそれが生じた場所の位置」とは、調査義務の契機となった有害物質使用特定施設が設置されるよりも前に設置されていた特定有害物質を使用等し、又は貯蔵等する施設が設置されていた時点の地表や特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が漏出した地下配管の高さ等を想定している(通知の記の第3の1(6)⑥イ(ロ))。

「汚染のおそれが生じた場所の位置」には、上記に加えて、特定有害物質を使用等又は貯蔵等していた地下ピットや地下タンク等の施設が設置されていた深さ及び特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋設された深さも含まれる。また、特定有害物質を使用等していた配管が地上部にある場合は、地表が「汚染のおそれが生じた場所の位置」となる。工場又は事業場が現存する場合や工場又は事業場が閉鎖された後に地表の高さが変更されていない場合等については、原則として地表が汚染のおそれが生じた場所の位置となる。ただし、この場合については特に記録しなくともよい。

なお、特定有害物質を使用等していた当時の地表の高さに関する情報が得られないなどの理由で、汚染のおそれが生じた場所の位置を確認できない場合、調査実施者はその旨を記録として残すこととする。

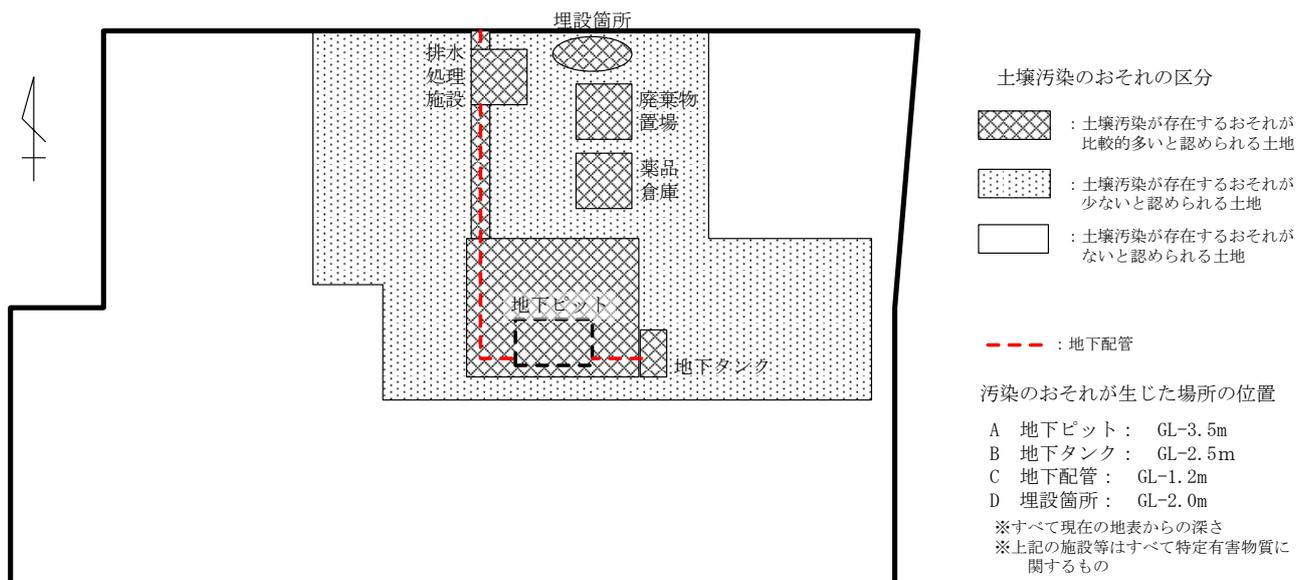


図 2.3.3-8 汚染のおそれが生じた場所の位置に関する情報の記録

自然由来汚染盛土のおそれがある土地において基本となる調査による試料採取等を実施する場合については、自然由来汚染盛土のおそれがある盛土が分布する深さの上端を「汚染のおそれが生じた場所の位置」とする。よって、自然由来汚染盛土のおそれがある盛土の上位に自然由来汚染盛土のおそれがない土壌が更に盛土されている場合については、自然由来汚染盛土のおそれに対する「汚染のおそれが生じた場所の位置」は地表ではなく、自然由来汚染盛土のおそれがある盛土の上端の深さとなる。

(5) 複数の工場又は事業場の立地履歴が認められた場合

調査対象地によって、立地年代が異なる複数の工場又は事業場の立地履歴が認められる場合がある。第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質についての試料採取等区画の選定は、汚染のおそれが生じた場所の位置ごとに実施することとなるため(2.4.2(4)参照)、このような場合に、調査実施者は、原則として立地履歴が認められた工場又は事業場ごとに土壌汚染のおそれの区分を実施する。

ただし、調査対象地内に、同じ時期に異なる場所に複数の工場又は事業場が立地していた場合や閉鎖済工場等の汚染のおそれが生じた場所の位置が不明な場合等、立地履歴が認められた複数の工場又は事業場について汚染のおそれが生じた場所の位置が同一とみなせる場合については、調査実施者は、試料採取等対象物質の種類ごとに、複数の工場又は事業場について一括して汚染のおそれの区分の分類を実施することができる。

2.3.4 調査対象地の土壌汚染のおそれの把握等の省略(規則第11条)

調査実施者は、調査対象地の土壌汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等(以下「調査対象地の土壌汚染のおそれの把握等」という。)を省略することができる(規則第11条第1項)。

法第3条調査において、調査実施者が情報の入手・把握を省略した場合には、調査対象地全域について、すべての特定有害物質の種類について第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなされる(規則第11条第2項)。

また、調査実施者が、調査対象地の土壌汚染のおそれの把握のうち、規則第3条第3項の規定に基づいて、都道府県知事に試料採取等の対象とすべき特定有害物質の種類の変更の申請をし、当該通知を受けた場合には、当該通知により試料採取等対象物質として確定した特定有害物質の種類のみについて第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にあるものとみなされる(通知の記の第3の1(6)⑬7)。

また、法第4条調査及び法第5条調査において調査対象地の土壌汚染のおそれの把握等を省略した場合には、当該調査の命令を行う書面に記載された特定有害物質の種類について調査対象地の区域全域が第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなされる(規則第3条第2項第2号及び通知の記の第3の1(6)⑬7)。

2.4 試料採取等を行う区画の選定

2.4.1 単位区画及び30m格子の区分

(1) 基本的な考え方

土壌汚染状況調査では、調査対象地の土壌汚染の状況を適切に把握するために、試料採取等を行う区画が恣意的に選定されないよう、また、調査実施者による差が生じないよう、一定の

方法により単位区画及び 30m 格子を設定する。具体的には、調査実施者は、調査対象地の最北端の地点（複数ある場合は最も東にある地点）に起点を定め、その起点から調査対象地を東西方向及び南北方向に 10m 間隔又は 30m 間隔で引いた線により区分することを基本とする。

なお、専ら自然由来の土壌汚染地又は専ら水面埋立て用材料由来の土壌汚染のおそれがある公有水面埋立地については、規則第 10 条の 2 又は第 10 条の 3 に調査方法の特例が設けられているが、当該調査の特例は、試料採取等区画の選定以降の調査方法について定められたものである。このことから、専ら自然由来の土壌汚染地又は専ら水面埋立て用材料由来の土壌汚染のおそれがある公有水面埋立地についても、本項に示す基本となる調査と同じ方法で起点、単位区画及び 30m 格子を設定する。自然由来汚染盛土のおそれがある土地についても、試料採取等の方法に関わらず、本項に示す基本となる調査と同じ方法で起点、単位区画及び 30m 格子を設定する。

(2) 必要な図面と情報

調査対象地に単位区画又は 30m 格子を設定するため、調査対象地の境界、有害物質使用等施設とその関連施設等、必要な位置情報が示された平面図等が必要となる。

また、調査対象地の平面図は、縮尺 1,000 分の 1 又はそれより縮尺が詳細な図面を原則とし、歪みや伸縮のない正確なものを用いる。現地において調査対象地の端から端までを異なる 2 方向で実測し、図面と実測値の間に概ね 10% 以上の誤差があった場合は、現地測量を実施して図面を修正又は再度作成する（図面精度確認のための測定は巻尺・テープ又はトータルステーション等の測量機器を用いて行う。）。また、施設の有無や配置が図面と異なる場合、調査実施者は現況の配置を記載した図面を使用して調査対象地に単位区画又は 30m 格子を設定する。

試料採取等対象物質とその使用位置や汚染のおそれが生じた場所の位置は、新たに作成・修正された平面図の上に示す必要がある。

(3) 単位区画の区分

単位区画の設定は、以下の方法により行う（規則第 4 条第 1 項本文）。

- ① 調査対象地の最北端の地点（複数ある場合は最も東にある地点）を起点として定める。
- ② 起点から、東西方向及び南北方向に 10m 間隔で引いた線により格子状に調査対象地を区画（単位区画）する（図 2.4.1-1）。

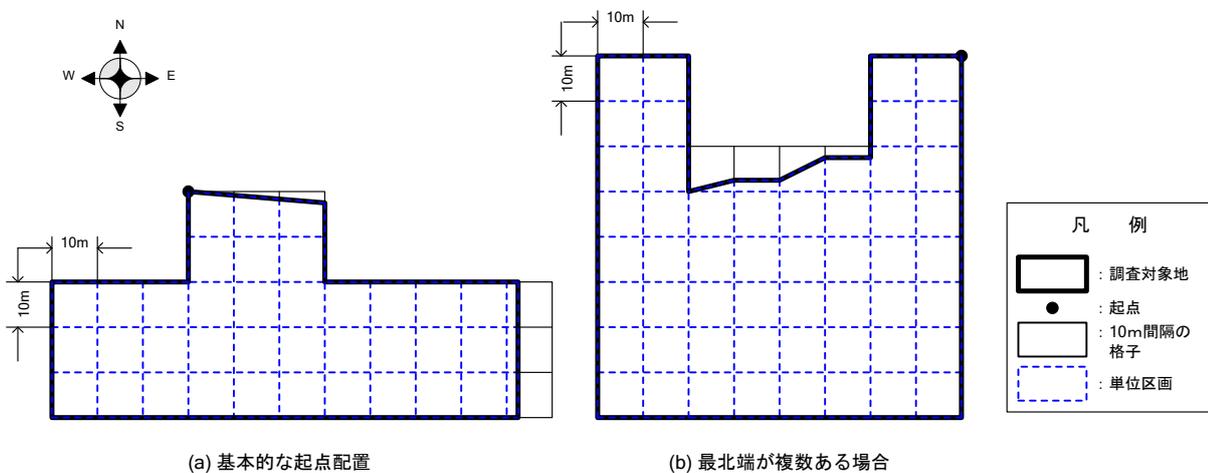


図 2.4.1-1 一般的な単位区画の設定方法（参考例）

起点から、東西方向及び南北方向に 10m 間隔で引いた線によってできた 10m 間隔の格子のうち調査対象地の土地の場所内が「単位区画」となる（図 2. 4. 1-1）。

ただし、単位区画の数が、起点を支点として回転することにより減少するときは、調査実施者は、単位区画の数が最も少なく、かつ、起点を支点として右に回転させた角度が最も小さくなるように、調査対象地を区画することができる（規則第 4 条第 1 項ただし書）。

調査対象地の外縁が東西方向及び南北方向と斜交し、調査対象地縁辺部で三角形の区画が多数できることで単位区画の数が多くなる場合には、起点を支点として右回りに格子の線を回転させて単位区画の数が最小となるようにすることができる。なお、その場合、回転の角度を最も小さくする。

具体的には、調査対象地の長辺方向に格子の線が平行となるように回転させる場合等が想定される（図 2. 4. 1-2）。

法第 4 条調査においては、土地の形質の変更の計画内容によって、複数の土地の区域が調査対象地となる場合がある。このように調査対象地が複数ある場合については、調査対象地ごとに単位区画の数が最小となるように格子の線を回転させることができる（図 2. 4. 1-3）。

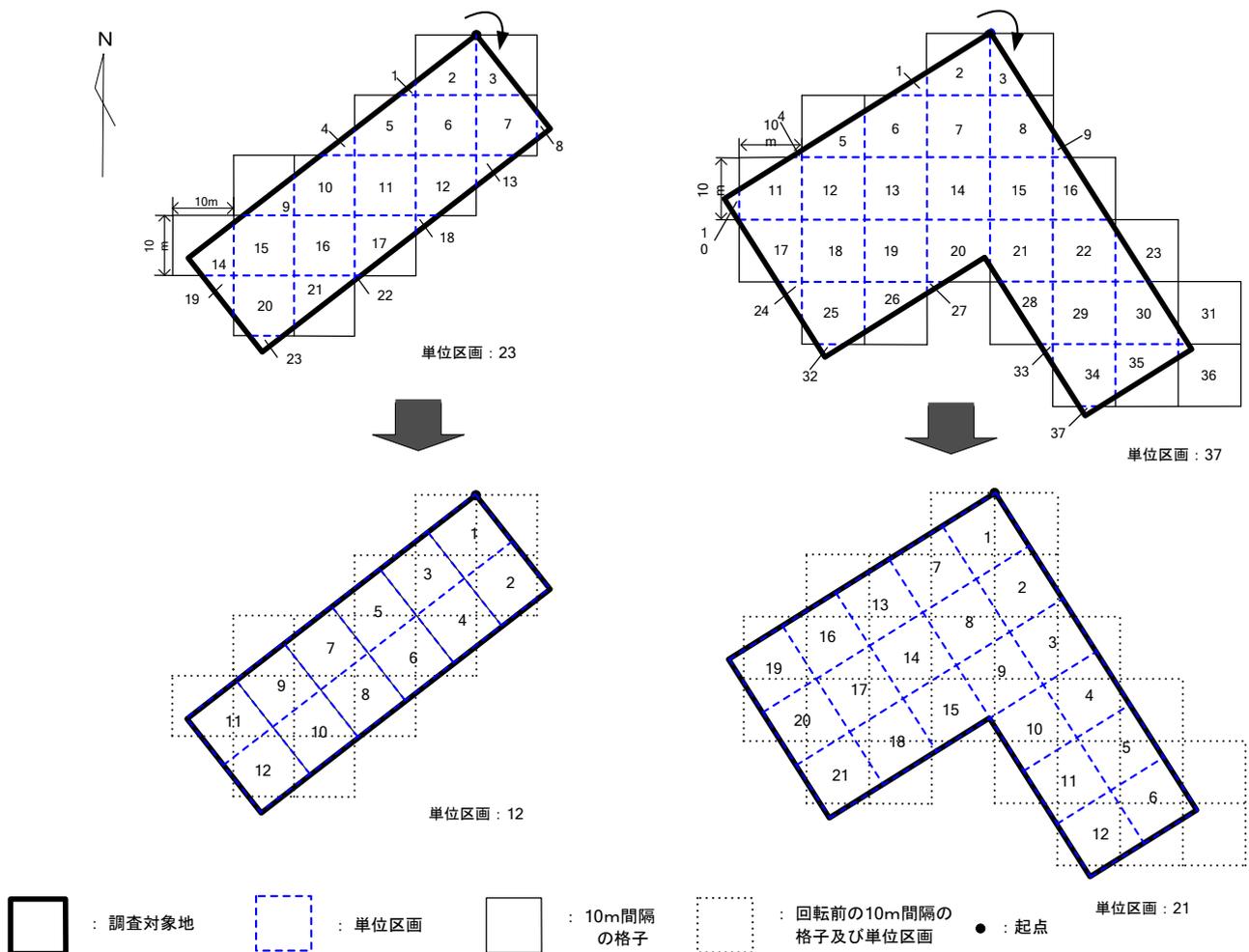


図 2. 4. 1-2 10m 間隔の格子を回転させた場合の単位区画の設定方法（参考例）

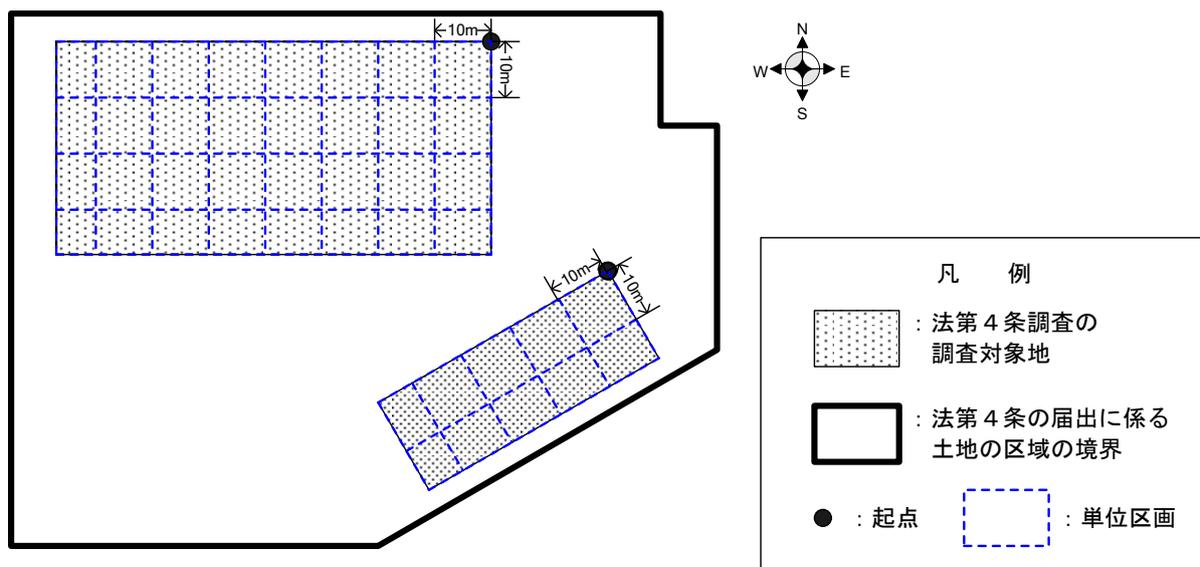


図 2.4.1-3 調査対象地ごとに 10m 間隔の格子を回転させた場合の単位区画の設定方法（参考例）

③ 調査実施者は、一の単位区画と隣接する単位区画とを合わせて 130 m² を超えない範囲内であれば、一つの単位区画に統合することができる（規則第 4 条第 2 項本文及び図 2.4.1-4）。ただし、たとえ面積の合計が 130 m² 以下であっても、統合した単位区画の長軸（区画の辺と平行な軸の最大値。）が 20m を超えるように統合することはできない（規則第 4 条第 2 項ただし書）。

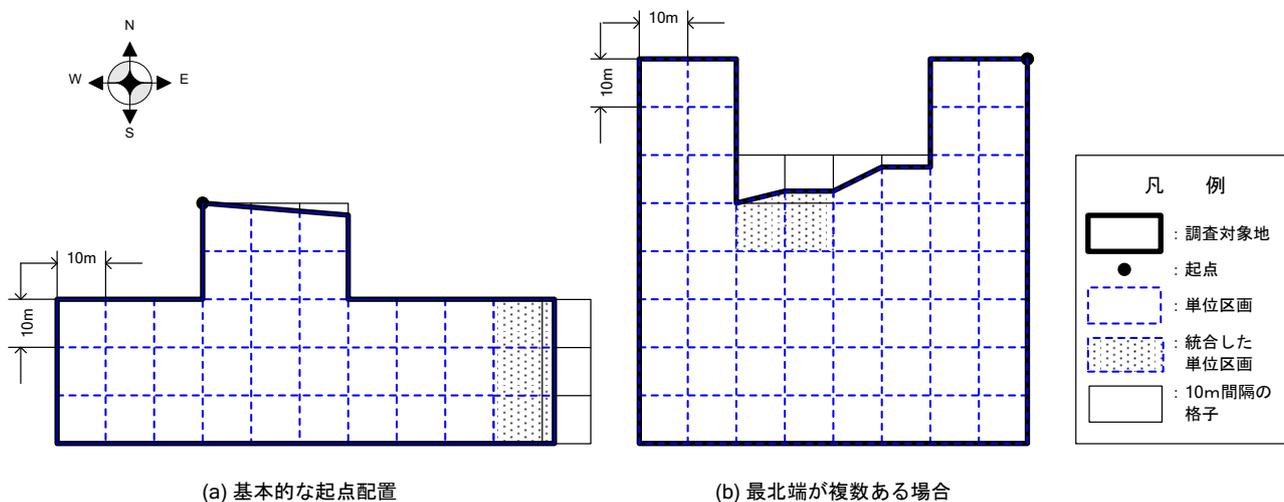


図 2.4.1-4 縁辺部での単位区画の統合（参考例）

隣接する単位区画を一つに統合する条件の例を図 2.4.1-5 に示す。図 2.4.1-5 に示す①+②、③+④、④+⑥のように、隣接する単位区画の合計面積が 130 m² 以下であれば、単位区画を一つに統合することができる。ただし、図 2.4.1-5 に示す②+③については、合計面積が 130 m² 以下であるものの、区画の辺で相互に接していないことから、隣接するものとはみなされず、一つに統合することができない。

統合した区画の長軸（区画の辺と平行な軸の最大値）が 20m を超える場合（図 2.4.1-5 に示す

②+④+⑥) は、面積が小さくても、長軸が長くなると区画の中心点が土壌汚染の有無を示す代表点とはいえなくなるため、単位区画を一つに統合することができない。

また、調査対象地の形状によっては、三つ以上の単位区画を統合した場合についても、単位区画の合計面積及び長軸の長さに関する条件を満たすことがあるが、区画の中心点が土壌汚染の有無を示す代表点といいにくいいため、区画の統合は二つの単位区画までとすることが望ましい。

調査対象地の北端付近にあたる敷地境界において、いわゆる角切りが行われている場合においても、調査実施者は、調査対象地の北端を起点として単位区画を設定する必要がある(図2.4.1-6)。この場合に生じる縁辺部の単位区画は上述した方法で統合することができる。

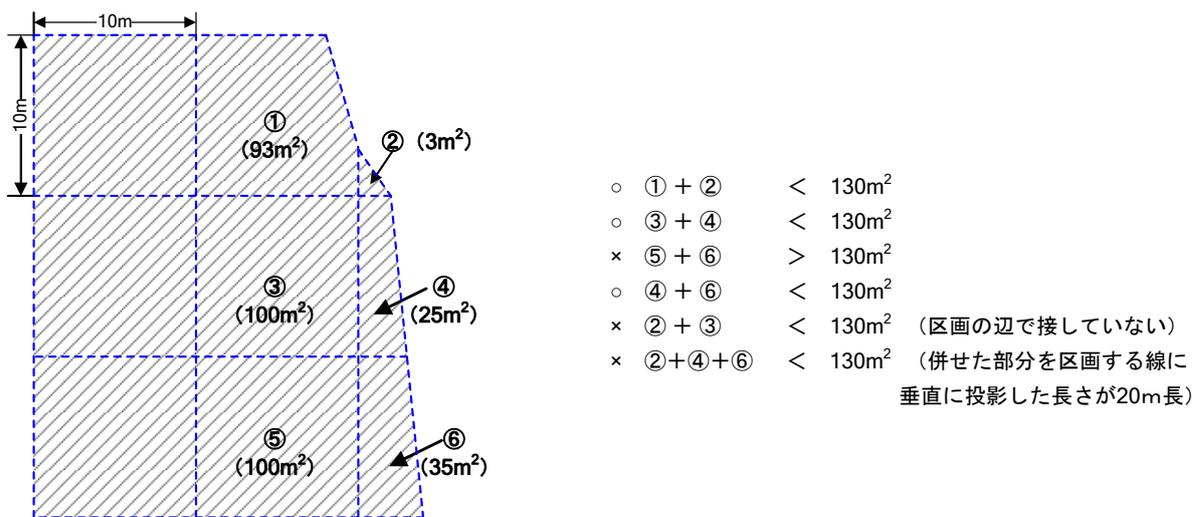


図 2.4.1-5 縁辺部での単位区画の統合の条件

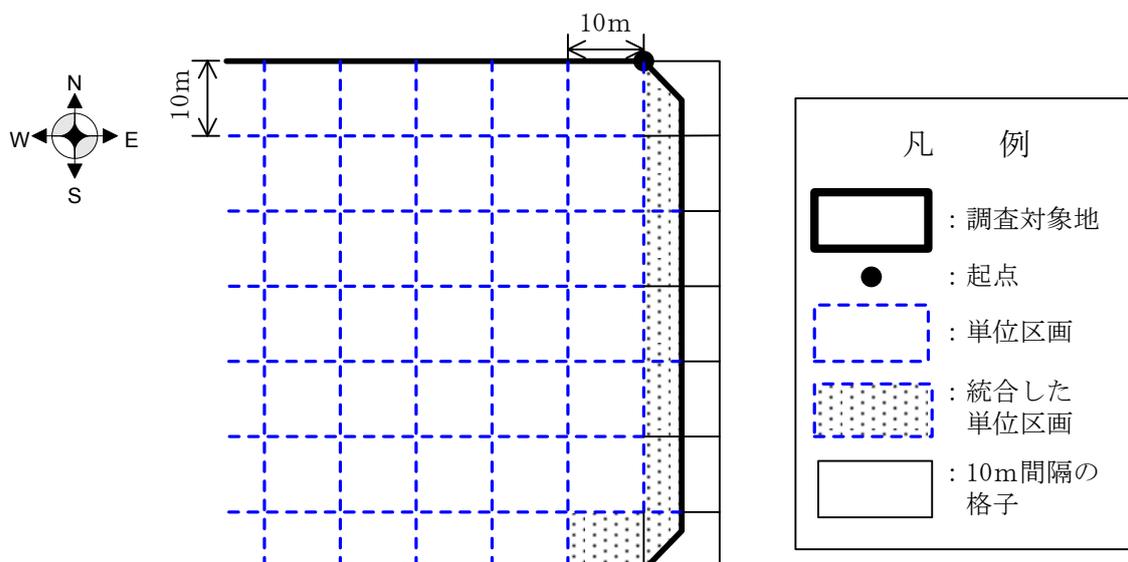


図 2.4.1-6 角切りが行われる土地における起点及び単位区画の設定方法 (参考例)

(4) 30m格子の区分

単位区画を設定した後、単位区画を区分した格子状の線のうち起点から30m間隔のものによって調査対象地を30m間隔の格子に区分する。この方法によって区分された調査対象地の区域を30m格子という（規則第4条第3項第2号イ(1)）。

30m格子の設定方法の参考例を図2.4.1-7に示す。30m格子の設定は、(3)に示す単位区画の区分（単位区画の設定、回転及び縁辺部の統合）を実施した後に実施する。

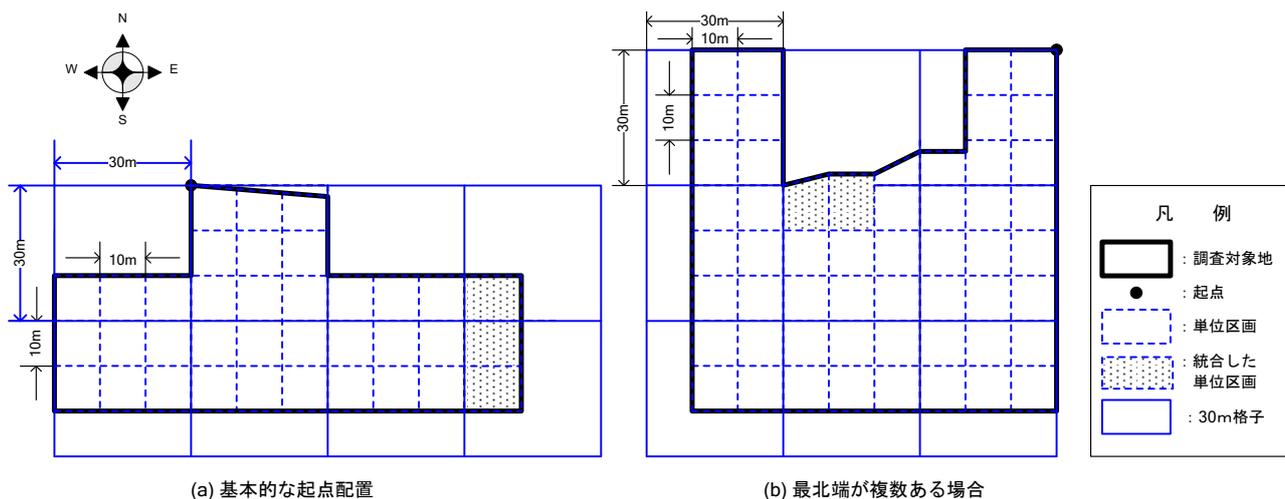


図 2.4.1-7 30m格子の設定方法（参考例）

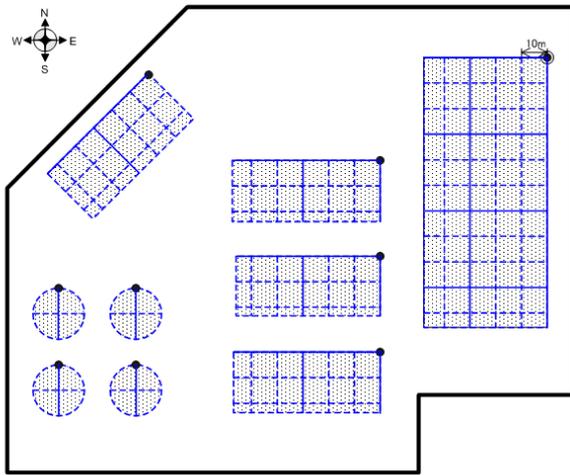
(5) 法第4条調査における特例

法第4条調査において、法第4条第1項の届出を行った土地の区域内に調査対象地が複数あるときは、複数ある調査対象地の起点のうち最も北にある起点（最も北にある起点が複数ある場合にあっては、そのうち最も東にある起点）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により複数ある調査対象地を区画することができる（規則第5条）。

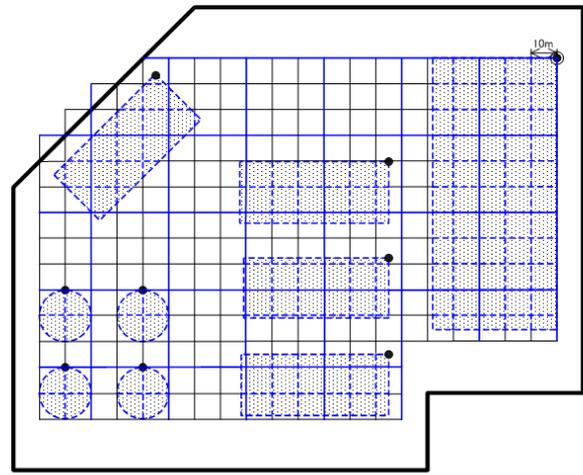
法第4条調査における特例によって起点及び単位区画を設定した後の単位区画の回転、縁辺部における単位区画の統合及び30m格子の設定については、特例によらない場合と同様に実施することができる（(3)及び(4)参照）。

法第4条調査における特例によって、複数ある調査対象地に単位区画及び30m格子を設定した例を図2.4.1-8(b)に示す。本特例を利用するケースとしては、起点を統一することにより、複数ある調査対象地の管理が容易になる場合等が想定される。

なお、この特例では、複数ある調査対象地のすべてではなく、それらのうちの一部をまとめて単位区画及び30m格子を設定することは認められない（図2.4.1-9）。



(a) 基本的な起点及び単位区画等の設定



(b) 法第4条調査における特例による起点及び単位区画等の設定

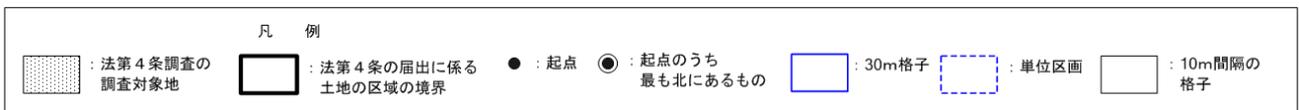


図 2.4.1-8 法第4条調査における特例を用いた単位区画等の設定方法（参考例）

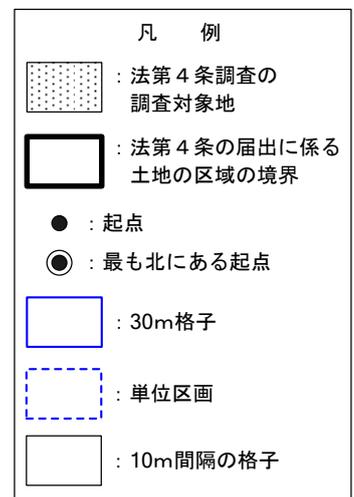
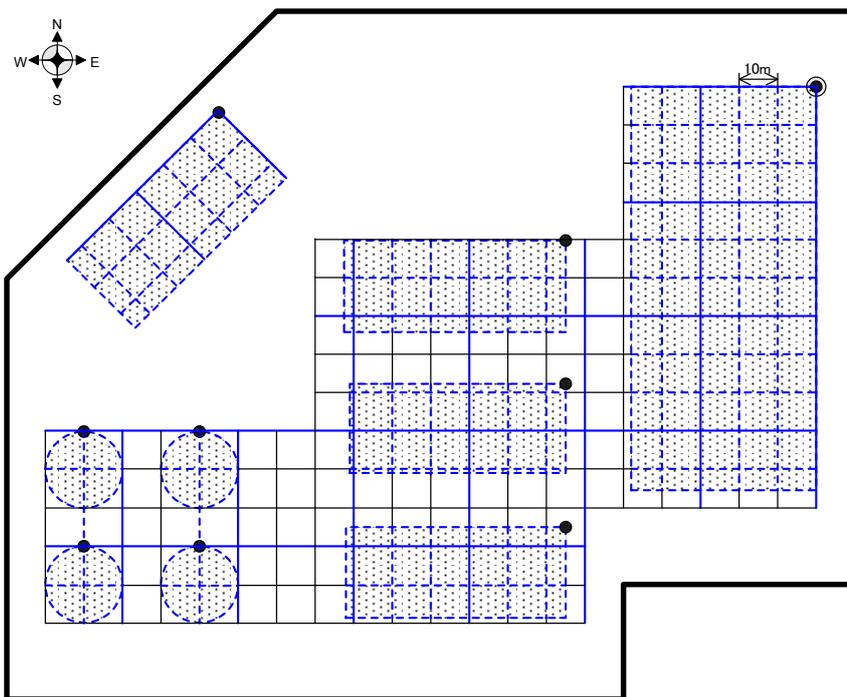


図 2.4.1-9 法第4条調査における特例で認められない単位区画等の設定方法（参考例）

2.4.2 試料採取等区画の選定

自然由来特例の調査、水面埋立地特例の調査と基本となる調査で試料採取等区画の選定方法が異なっている。本項では、基本となる調査における試料採取等区画の選定方法について記載する。自然由来特例の調査における試料採取等区画の選定方法については2.7.2を、水面埋立地特例の

調査における試料採取等区画の選定方法については2.8.2を、それぞれ参照すること。また、地歴調査において、自然由来汚染盛土のおそれが認められた場合については、自然由来特例の調査を行う場合と基本となる調査による試料採取等を行う場合があるが(表2.3.3-1参照)、自然由来特例の調査による試料採取等を行う場合は、2.7.2に示す方法で試料採取等区画の選定を行い、基本となる調査による試料採取等を行う場合については本項に示す方法で試料採取等区画の選定を行う。

なお、地歴調査において人為的原因による土壌汚染のおそれと専ら自然由来の土壌汚染のおそれ(深さ10m以浅に分布する自然地層又は当該自然地層の土壌を材料とした自然由来汚染盛土。本項において以下同じ。)の両方が認められた場合は、人為的原因による土壌汚染のおそれに対しては本項に示す方法で試料採取等区画の選定を行い、専ら自然由来の土壌汚染のおそれに対しては2.7.2に示す方法で試料採取等区画の選定を行う。地歴調査において人為的原因による土壌汚染のおそれと専ら水面埋立て用材料由来の土壌汚染のおそれの両方が認められた場合の試料採取等の方法の考え方も同様であり、専ら水面埋立て用材料由来の土壌汚染のおそれに対しては2.8.2に示す方法で試料採取等区画の選定を行う。

また、地歴調査の結果、専ら自然由来の土壌汚染のおそれと専ら水面埋立て用材料由来の土壌汚染のおそれの両方が認められる場合もあるが、この場合の取り扱いについては2.8.3(3)3を参照のこと。

(1) 基本的な考え方

土壌汚染状況調査のための試料採取等は、単位区画ごとの「土壌汚染が存在するおそれ」により、その密度を換えて行うこととする(規則第4条第3項及び通知の記の第3の1(6)④イ)。

- ① 土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地を含む単位区画については、100 m²単位で試料採取等を行うこととし、すべての単位区画で試料採取等を行う(規則第4条第3項第1号及び通知の記の第3の1(6)④イ(イ))。

土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地を含む単位区画を「全部対象区画」という。

- ② 土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地では、まず、900 m²(30m格子)単位で試料採取等を行い(規則第4条第3項第2号及び通知の記の第3の1(6)④イ(ロ))、この結果、基準不適合土壌が存在することが確認された場合には、その30m格子内において改めて単位区画(100 m²)ごとに試料採取等を行う(規則第7条第1項及び第2項)。

なお、土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地を含む単位区画(土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地を含む単位区画を除く)を含む単位区画を「一部対象区画」という(規則第4条第3項第2号本文括弧書)。

- ③ すべての範囲が土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地である単位区画については、試料採取等を行わないこととする(通知の記の第3の1(6)④イ(ハ))。

すべての範囲が土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地である単位区画を「対象外区画」という。

具体的には、2.3.3 土壌汚染のおそれの区分の分類において分類した土壌汚染のおそれの区分に、2.4.1の単位区画及び30m格子の区分にて設定した単位区画を重ね合わせ(図2.4.2-1)、

各単位区画に含まれる土地の土壤汚染のおそれの区分に基づいて全部対象区画、一部対象区画及び対象外区画に分類することになる。試料採取等対象物質ごとに土壤汚染のおそれの区分の分類を実施するため、必然的に単位区画の分類についても試料採取等対象物質ごとに行うこととなる。

全部対象区画となった単位区画は必ず試料採取等区画となり、一部対象区画となった単位区画は30m格子ごとに試料採取等区画を選定することとなる。対象外区画は基本的には試料採取等の対象となることはない。

具体的な試料採取等区画の選定方法は、(3)及び(4)に示すように試料採取等対象物質の種類により異なる。

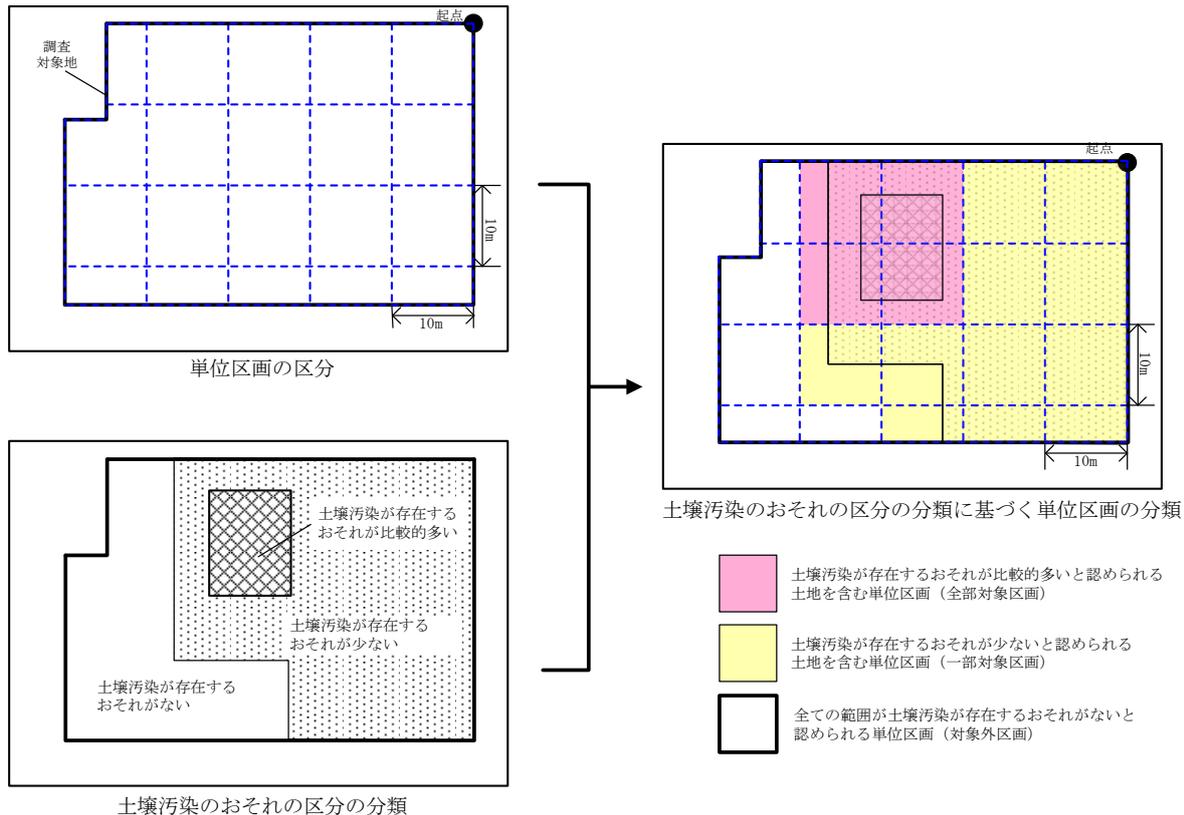


図 2.4.2-1 土壤汚染のおそれの区分の分類に基づく単位区画の分類の基本的な考え方

(2) 複数の工場又は事業場の立地履歴が認められた場合の単位区画の分類

調査対象地に立地年代が異なる複数の工場又は事業場の立地履歴が認められた場合については、原則として立地履歴が認められた工場又は事業場ごとに実施した土壤汚染のおそれの区分の分類を反映した単位区画の分類を行う。なお、土壤汚染のおそれの区分の分類と同様に、調査対象地内に、同じ時期に異なる場所に複数の工場又は事業場が立地していた場合や閉鎖済工場等の汚染のおそれが生じた場所の位置が不明な場合等、汚染のおそれが生じた場所の位置が同一とみなせる複数の工場又は事業場については、調査実施者は、試料採取等対象物質ごとに、複数の工場又は事業場について一括して単位区画を分類することができる(2.3.3(4)参照)。

第一種特定有害物質については、土壤ガス調査を実施する際に汚染のおそれが生じた場所の位置を考慮する必要がない(2.5.2参照)。このため、汚染のおそれが生じた場所の位置が同一とみなせない場合においても立地履歴が認められた複数の工場又は事業場ごとに行った単位区画

の分類を重ね合わせる事となる。この場合の例を図2.4.2-2に示す。この際、同一の単位区画において工場又は事業場ごとに分類が異なる場合には、調査実施者は、土壌汚染のおそれが高い方の分類を採用することとする。例えば、一部対象区画と全部対象区画が重なった単位区画は全部対象区画とされなければならない。

第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質については、汚染のおそれが生じた場所の位置ごとに試料採取等区画を選定する(2.4.2(4)参照)。このため、汚染のおそれが生じた場所の位置が同一とみなせない複数の工場又は事業場の立地履歴が認められた場合においては、単位区画の分類の重ね合わせは行わない。

(3) 第一種特定有害物質に対する試料採取等区画

1) 単位区画内に「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」が含まれる場合(全部対象区画)

その土地の一部又は全部が「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」に分類される単位区画は、全部対象区画となり、すべてが試料採取等区画となる(規則第4条第3項第1号並びに図2.4.2-3の④a～f、⑤a～i、⑦a～c及び⑧a～c)。

2) 単位区画内に「土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地」が含まれる場合(一部対象区画)

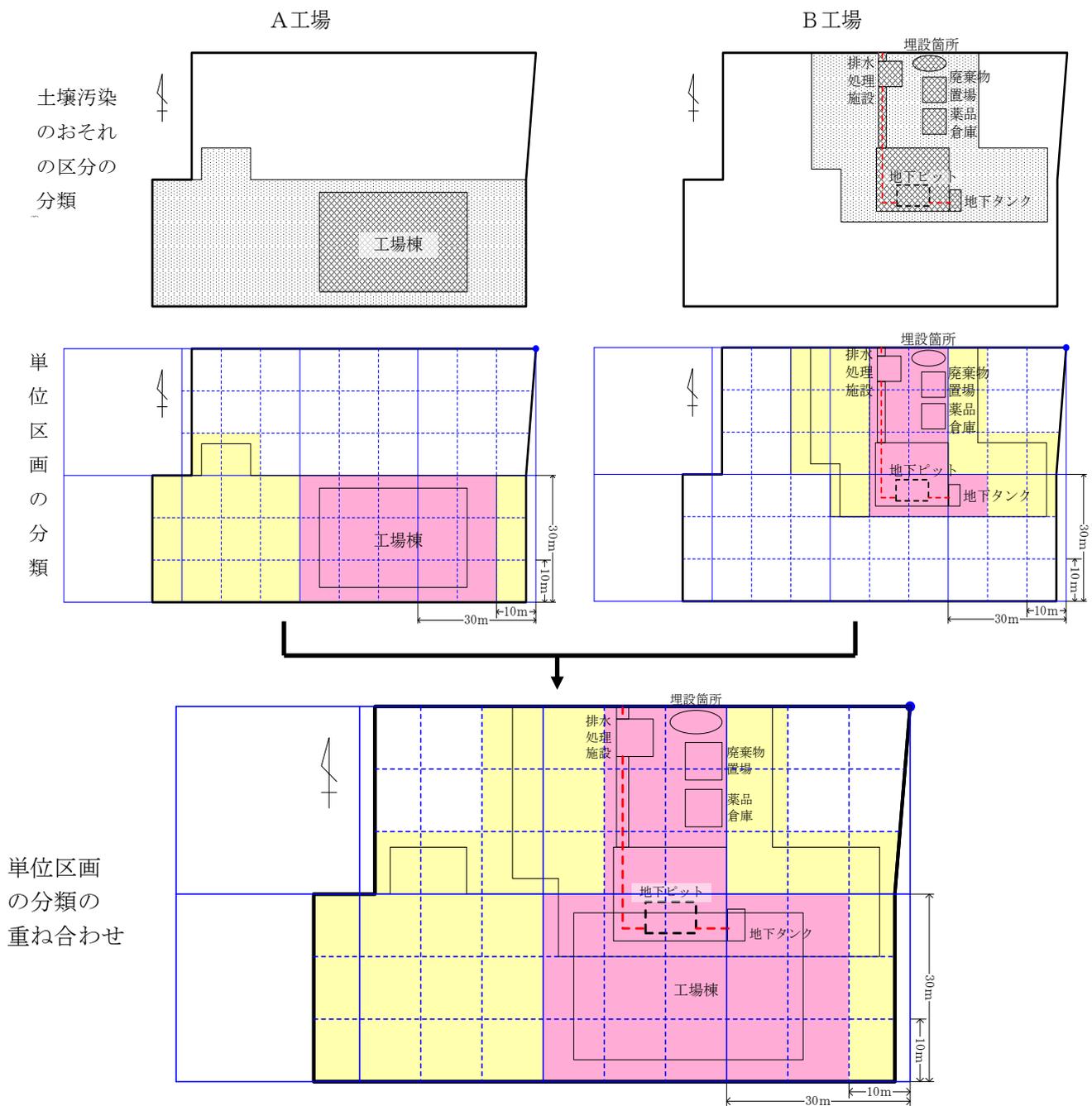
1)の全部対象区画を除き、その土地の一部又は全部が「土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地」に分類される単位区画は一部対象区画となる(規則第4条第3項第2号)。

一部対象区画は、30m格子を単位として試料採取等区画を選定する。
試料採取等対象区画を選定する方法は次のとおりである。

ア. 30m格子の中心が調査対象地の区域内である場合

一部対象区画を含む30m格子の中心が調査対象地の区域内である場合には、当該30m格子の中心を含む単位区画で試料採取等を行う(規則第4条第3項第2号イ(1))。

この場合の試料採取等区画の基本的な例は、図2.4.2-3の①及び⑦dである。なお、この場合に、中心を含む単位区画は一部対象区画である必要はない。例えば、中心を含む単位区画が全部対象区画である場合は、1)による試料採取等が行われており、その結果を利用することとなる(図2.4.2-3の④b)。また、中心を含む単位区画が対象外区画である場合であっても、その単位区画で試料採取等を行うこととなる(図2.4.2-3の②及び⑧d)。その結果、土壌ガス中から試料採取等対象物質が検出された場合には、土壌ガス中から試料採取等対象物質が検出された単位区画として取り扱われることとなる。



※ A工場が閉鎖・解体された後に、B工場が立地した。
 なお、A工場からB工場にかわる際に調査対象地の全域について2.3m程度盛土されている。

凡 例

【土壌汚染のおそれの区分の分類】

- : 土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地
- : 土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地
- : 土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地

【単位区画の分類・単位区画の分類の重ね合わせ】

- : 土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地を含む単位区画 (全部対象区画)
- : 土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地を含む単位区画 (一部対象区画)
- : 土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地のみからなる単位区画 (対象外区画)

【共通】

- : 調査対象地
- : 30m格子
- : 単位区画
- : 起点
- : 地下配管

図 2.4.2-2 複数の工場又は事業場の立地履歴が認められた場合の
 土壌汚染のおそれの区分の分類に基づく単位区画の分類 (参考例)

イ. 30m格子の中心が調査対象地の区域内にない場合

一部対象区画を含む30m格子の中心が調査対象地の区域内にない場合には、当該30m格子内にある一部対象区画のうち、いずれか一つの一部対象区画を試料採取等の対象とする（規則第4条第3項第2号イ(2)）。

この場合の試料採取等区画の例は、図2.4.2-3の⑥及び⑨である。なお、いずれの一部対象区画を選定するかは調査実施者の判断によるが、試料採取等に障害となる物がない場合等には、周囲の試料採取等区画の分布とのバランスをとることが望ましい。

3) 単位区画内のすべての土地が「土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地」の場合（対象外区画）

対象外区画は、原則として試料採取等区画とはならない（図2.4.2-3の③a～c）。ただし、2)イに示したように、対象外区画が30m格子の中心の単位区画であり、かつ、当該30m格子に一部対象区画が含まれる場合については、対象外区画であっても試料採取等区画となる。

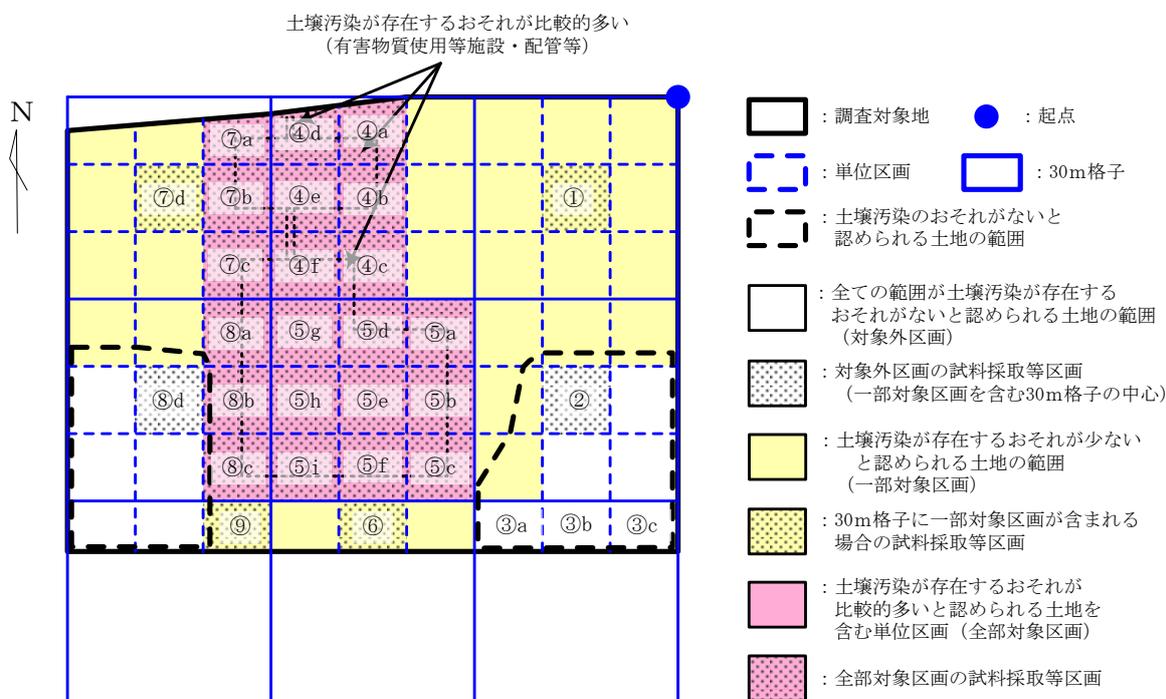


図 2.4.2-3 第一種特定有害物質の試料採取等区画の選定の考え方

4) 複数の工場又は事業場の立地履歴が認められた場合

複数の工場又は事業場の立地履歴が認められた場合、第一種特定有害物質については、重ね合わせた単位区画の分類をもとに試料採取等区画の選定を実施する。図2.4.2-2で重ね合わせを行った単位区画の分類について、第一種特定有害物質の試料採取等区画を選定した例を図2.4.2-4に示す。

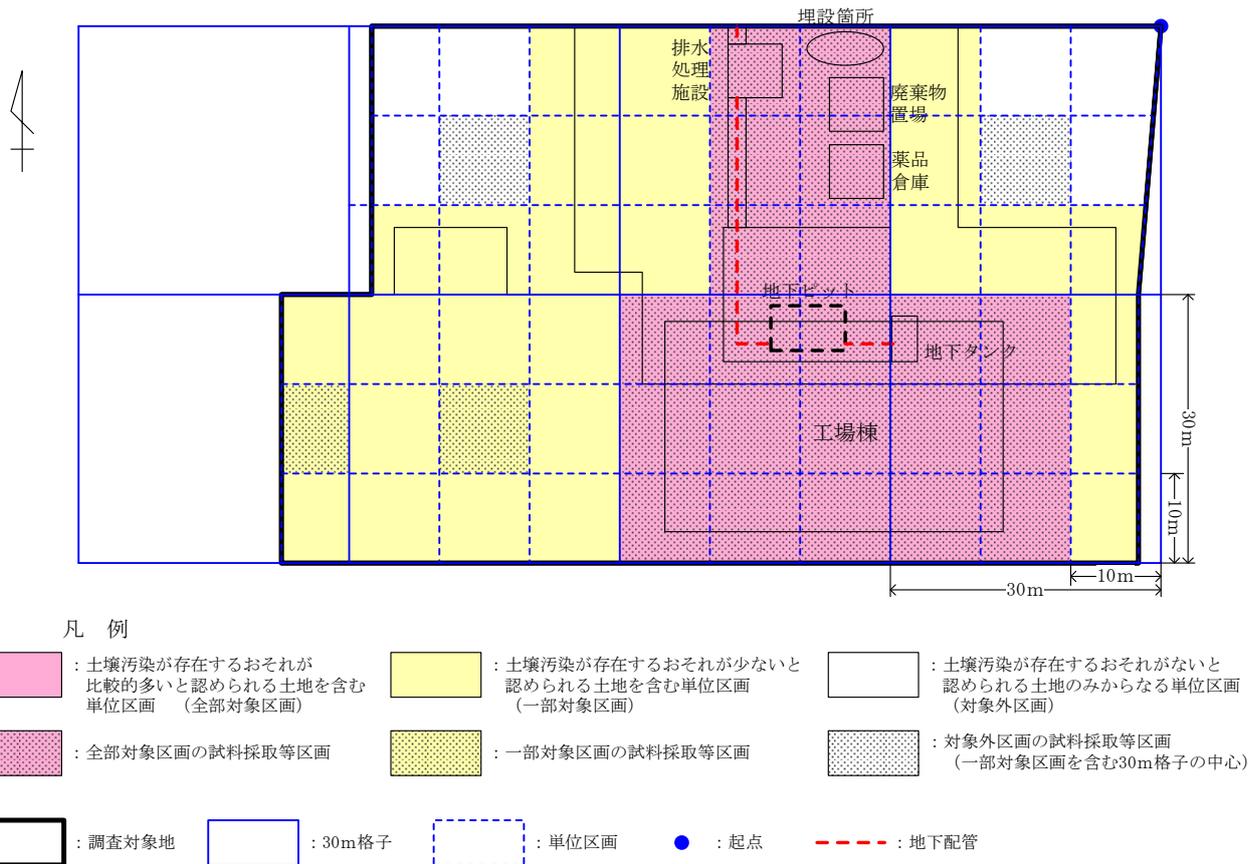


図 2.4.2-4 複数の工場又は事業場の立地履歴が認められた場合の第一種特定有害物質の試料採取等区画の選定 (参考例)

(4) 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質

1) 単位区画内に「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」が含まれる場合 (全部対象区画)

第一種特定有害物質の場合と同じく、当該単位区画は全部対象区画となり、すべてが試料採取等区画となる (規則第4条第3項第1号及び図2.4.2-5の④d~i、⑤a~i、⑦a~c並びに⑧a~c)。

2) 単位区画内に「土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地」が含まれる場合 (一部対象区画)

1)の全部対象区画を除き、その土地の一部又は全部が「土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地」に分類される単位区画は一部対象区画となる (規則第4条第3項第2号)。

一部対象区画は、30m格子を単位として試料採取等区画を選定する。試料採取等対象区画を選定する方法は次のとおりである。

ア. 30m格子内に一部対象区画が六つ以上ある場合

当該 30m格子内にある一部対象区画のうちいずれか五つの単位区画を試料採取等区画とする（規則第4条第3項第2号ロ(1)）。

30m格子内に一部対象区画が六つ以上ある場合の試料採取等区画の例は図 2.4.2-5 の① a～e 及び⑦d～h である。この場合に、いずれの単位区画を選定するかは調査実施者の判断によるが、試料採取等に障害となる物等がない場合には、中央及びその周辺を均等（例えば、すべての単位区画が選定できる場合には十字方向。）にすることが望ましい。

イ. 30m格子内にある一部対象区画の数が五つ以下である場合

当該 30m格子内にあるすべての一部対象区画を試料採取等の対象とする（規則第4条第3項第2号ロ(2)及び図 2.4.2-5 の②a～e、④a～c、⑥a～c、⑧d～e 並びに⑨）。

3) 単位区画内のすべての土地が「土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地」の場合（対象外区画）

対象外区画は、試料採取等区画にならない（図 2.4.2-5 の③a～c）。

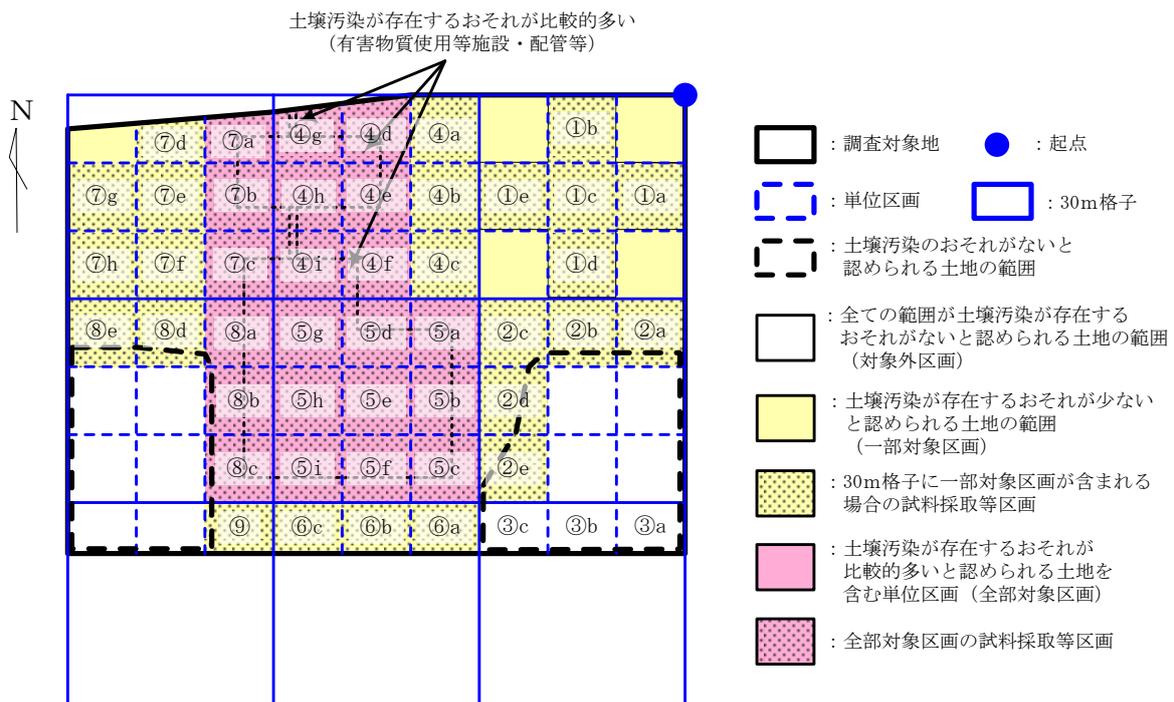
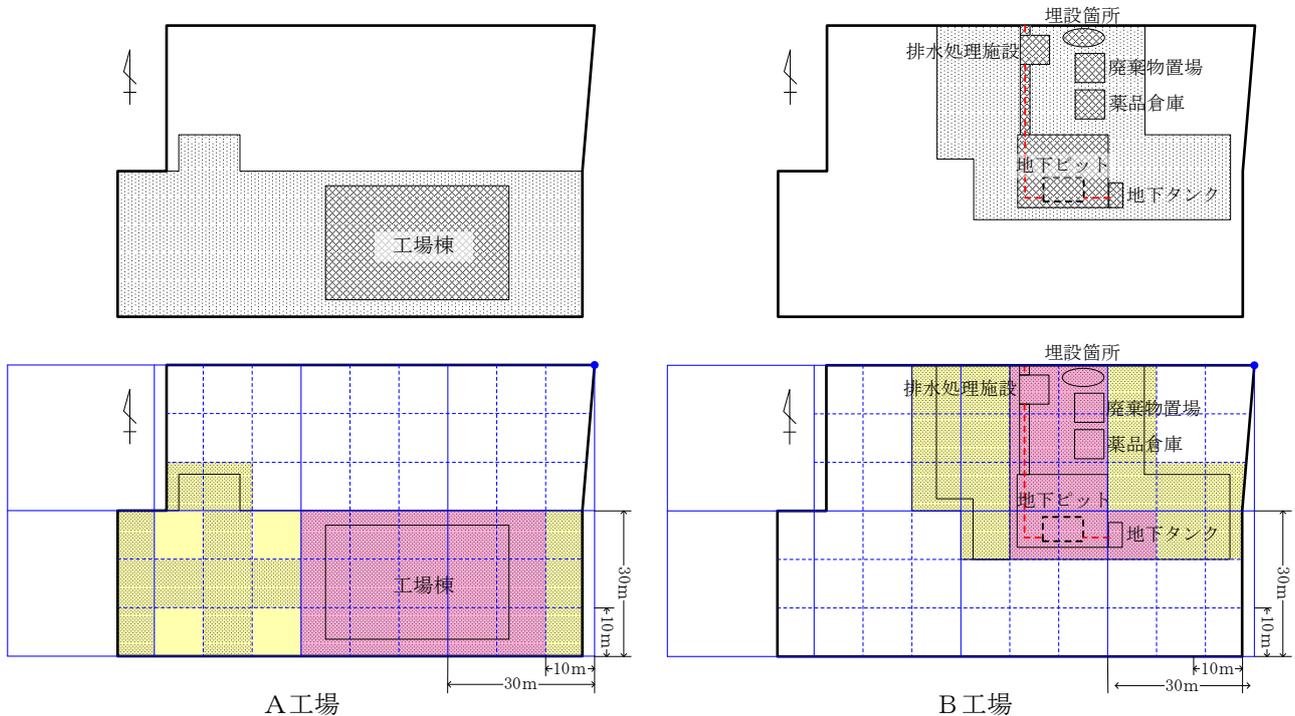


図 2.4.2-5 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の試料採取等区画の選定の考え方

4) 複数の工場又は事業場の立地履歴が認められた場合

第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質については、汚染のおそれが生じた場所の位置に基づいて試料採取等を実施する（2.5.3参照）。このため、試料採取等区画の選定も汚染のおそれが生じた場所の位置ごとに実施する必要がある。よって、調査実施者は、複数の工場又は事業場の立地履歴が認められた場合については、立地履歴が認められた工場又は事業

場ごとに行った単位区画の分類をもとに試料採取等対象区画の選定を行う(図2.4.2-6)。複数の工場又は事業場の単位区画の分類の参考例(図2.4.2-2)について、第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の試料採取等対象区画の選定を行ったものを図2.4.2-6に示す。



※ A工場が閉鎖・解体された後に、B工場が立地した。
 なお、A工場からB工場にかわる際に調査対象地の全域について2.3m程度盛土されている。

凡例

【土壌汚染のおそれの区分の分類】

- : 土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地
- : 土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地
- : 土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地

【試料採取等区画の選定】

- : 土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地を含む単位区画 (全部対象区画)
- : 土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地を含む単位区画 (一部対象区画)
- : 土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地のみからなる単位区画 (対象外区画)
- : 全部対象区画の試料採取等区画
- : 一部対象区画の試料採取等区画

【共通】

- : 調査対象地
- : 30m格子
- : 単位区画
- : 起点
- : 地下配管

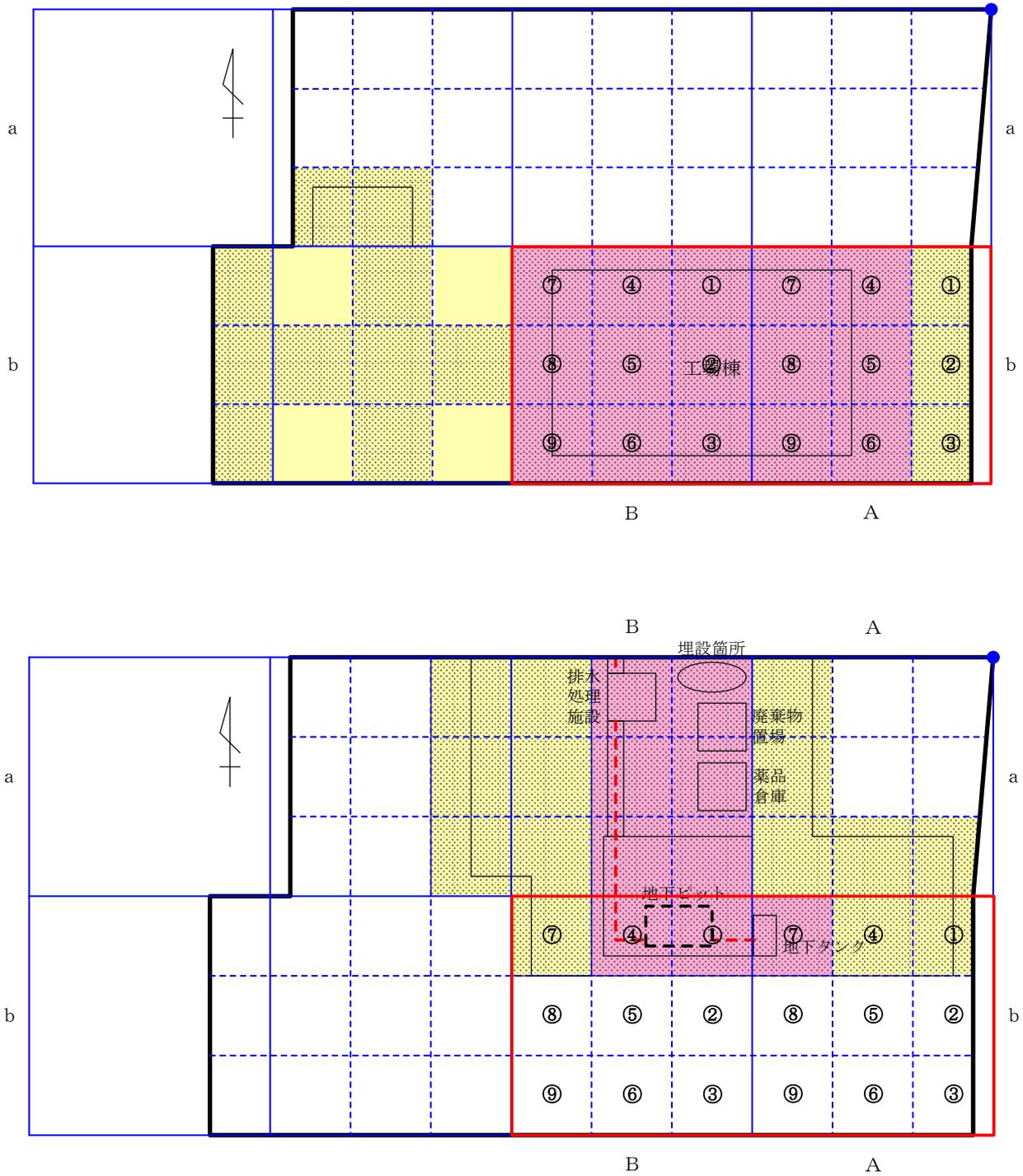
図 2.4.2-6 複数の工場又は事業場の立地履歴が認められた場合の第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の試料採取等区画の選定(参考例)

2.4.3 汚染のおそれが生じた場所の位置に関する情報の整理

試料採取等を行う区画の選定において、調査実施者は、単位区画ごとに汚染のおそれが生じた場所の位置に関する情報を整理する。汚染のおそれが生じた場所の位置に関する情報は、試料採取等(2.5及び2.6参照)や要措置区域等外へ搬出する土壌の掘削前調査(5.10.6(3)参照)において、土壌試料の採取深度を設定する際に必要となる情報であり、単位区画ごとに整理することによって、試料採取深度を設定しやすくなる。

汚染のおそれが生じた場所の位置についての情報を単位区画ごとに整理した例を表2.4.3-1に示

す。



※ 図 2.4.2-6 の単位区画の分類等について上図の□の範囲について表 2.4.3-1 を作成した (表 2.4.3-1 中の 30m 格子及び単位区画の記号についても上図を参照のこと)

図 2.4.3-1 表 2.4.3-1 汚染のおそれが生じた場所の位置に関する情報の整理方法 (参考例)

表 2.4.3-1 汚染のおそれが生じた場所の位置に関する情報の整理方法（参考例）

30m格子	現在の地表			GL-2.3m（A工場時代の地表）	
	単位区画	単位区画の分類	地下ピット等	単位区画の分類	地下ピット等
A b	①	一部対象区画	なし	一部対象区画	なし
	②	対象外区画	なし	一部対象区画	なし
	③	対象外区画	なし	一部対象区画	なし
	④	一部対象区画	なし	全部対象区画	なし
	⑤	対象外区画	なし	全部対象区画	なし
	⑥	対象外区画	なし	全部対象区画	なし
	⑦	全部対象区画	地下タンク (GL-2.5m)	全部対象区画	なし
	⑧	対象外区画	なし	全部対象区画	なし
	⑨	対象外区画	なし	全部対象区画	なし
B b	①	全部対象区画	地下ピット (GL-3.5m) 地下配管 (GL-1.2m)	全部対象区画	なし
	②	対象外区画	なし	全部対象区画	なし
	③	対象外区画	なし	全部対象区画	なし
	④	全部対象区画	地下ピット (GL-3.5m) 地下配管 (GL-1.2m)	全部対象区画	なし
	⑤	対象外区画	なし	全部対象区画	なし
	⑥	対象外区画	なし	全部対象区画	なし
	⑦	一部対象区画	なし	全部対象区画	なし
	⑧	対象外区画	なし	全部対象区画	なし
	⑨	対象外区画	なし	全部対象区画	なし

2.4.4 試料採取等を行う区画の選定等の省略

法では、土壤汚染の有無が判明していない場合であっても、土地の所有者等が、土壤汚染がある土地とみなしてよいと考える場合には、調査費用の低減及び調査の効率化の観点から、土壤汚染状況調査の全部又は一部の過程を省略することができることとしている（規則第11条等及び通知の記の第3の1(6)⑬）。

このため、調査実施者は、試料採取等区画の選定及び試料採取等を省略することができる（規則第13条第1項）。

この場合、対象外区画を除く調査対象地の区域は、試料採取等対象物質について第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなされる（規則第13条第2項）。

なお、自然由来の土壤汚染地における調査の特例（規則第10条の2）における試料採取等を行う区画の選定等の省略については2.7.3(8)を、公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地における調査の特例（規則第10条の3）における試料採取等を行う区画の選定等の省略については2.8.3(6)をそれぞれ参照のこと。